大野町公共施設等総合管理計画

全　体　計　画

岐阜県 大野町

平成 28 年 3 月

目　次

第１章　はじめに 1
　1-1　公共施設等総合管理計画の策定の趣旨 1
　1-2　計画の位置付け 2
　1-3　対象とする範囲 3
第２章　公共施設等を取り巻く状況 4
　2-1　人口の動向及び将来の見通し 4
　2-2　財政の状況及び今後の計画 6
　　(1) 財政状況の推移 6
　　(2) 財政計画 9
　2-3　職員の状況及び今後の計画 10
第３章　公共施設等の現況及び将来の見通し 11
　3-1　公共施設等の分類 11
　3-2　公共施設等の現況 13
　　(1) 土地・建物の状況 13
　　(2) 地域別の状況 14
　　(3) 他市町との比較 16
　3-3　公共建築物の現況 17
　　(1) 建築年度別の整備状況 17
　　(2) 管理運営費の状況 18
　　(3) 借地の状況 19
　　(4) 耐震化の状況 19
　3-4　インフラ資産の現況 20
　　(1) 道路 20
　　(2) 橋梁 22
　　(3) 上水道施設 23
　3-5　将来の更新費用の推計 25
　　(1) 前提条件・推計方法 25
　　(2) 公共施設等の更新費用の推計結果 28
第４章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針 32
　4-1　課題整理 32
　4-2　基本理念 33
　4-3　計画期間 34
　4-4　基本方針 35
　　(1) 公共施設基本方針 35
　　(2) インフラ資産基本方針 36
　　(3) 具体的な取り組み方針 37
　　(4) 目標設定 39

第５章　施設類型毎の管理に関する基本方針 40
5-1　庁舎施設 41
5-2　消防施設 42
5-3　児童福祉施設 43
（1）町立保育園 43
（2）その他（児童館・幼児療育センター） 44
5-4　保健・福祉施設 45
5-5　衛生施設（不燃物処理場・ごみステーション） 46
5-6　墓地 47
5-7　農業施設 48
5-8　公園施設 49
5-9　公営住宅 50
5-10 学校施設 51
5-11 社会教育施設 52
5-12 排水施設 53
5-13 インフラ施設 54
（1）道路 54
（2）橋梁 55
5-14 水道施設 56
第６章　公共施設（建物）の個別方針 57
6-1　公共施設（建物）の評価手法 57
6-2　一次評価 60
6-3　二次評価 71
6-4　PPP/PFI の活用 81
第７章　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針 83
7-1　全庁的な管理体制の構築及び人材の育成 83
7-2　情報と意識の共有化 83
7-3　フォローアップの実施方針 83

用語集 84

第１章　はじめに

1-1　公共施設等総合管理計画の策定の趣旨

現在、町が保有する公共施設の多くは、人口増加に伴う公共サービスの増加への対応や豊かさの創出を目指し、高度経済成長期後半からバブル期にかけて整備されてきたものです。その結果、施設の重複や老朽化に伴う大量の施設更新が今後の問題となって浮かびあがってきています。

また、我が国においては、国の債務残高が 1,000 兆円を超える額にまで達し、地方財政においても少子高齢化の急速な進展に伴う社会保障費の増加など、より厳しさを増すなか、変化する住民ニーズにも的確に対応していく必要があります。

このような中、これまでの手法による公共施設の維持管理・更新は財政上にも大きな負担となり真に必要な他の公共サービスにも影響を与えかねないことが懸念されます。従って、住民・議会・行政等が課題を共有し、公共サービスのあり方を見直し、町における健全な財政を維持し持続可能な公共サービスの提供を進めるためには、公共施設統廃合・再配置・更新等の指針を示さなければなりません。

平成 25 年 11 月に国が策定した「インフラ長寿命化計画」を上位計画とする地方公共団体の行動計画として、平成 26 年 4 月に「公共施設等総合管理計画の策定要請」が全ての地方公共団体に通知されました。公共施設等総合管理計画においては、全ての公共施設等の老朽化状況や利用状況等を把握・分析し、人口推移等の見通しも考慮した長期的な施設維持管理が求められています。

町ではこれらへの対応として、公共施設統廃合・再配置・更新等の指針の検討に必要となる人口、産業、財政等について、上位計画である町第六次総合計画基本計画等との整合性を図りながら、各公共施設の現状調査を実施し、その分析・評価の結果を整理し、平成 26 年度に「公共施設マネジメント白書」を作成しました。これを基礎資料として、今後の中長期的な公共施設維持管理のための全庁的な取り組み体制を整備し、総合的かつ計画的に維持管理を推進するための基本的な方針を「公共施設等総合管理計画」としてとりまとめます。

町の考えとしてとりまとめた「公共施設等総合管理計画」を土台として、町民の皆様からのご意見を反映し、戦略性を持った公共施設等維持管理の個別方針策定と中長期的な改善計画の策定へとつなげていきます。

1-2　計画の位置付け

町では、公共施設の補修や建て替えの効率化など、既存施設の有効活用を図ることを目的として、「公共施設マネジメント」を積極的に導入したいと考えておりました。公共施設マネジメント白書は、町の最上位計画である第六次総合計画（平成 27 年度から平成 36 年度）の策定にあたって検討すべき資料として位置付けられています。すなわち、各施設の調査・分析結果を取りまとめ、公共施設の運用指針を示すための参考資料として活用しています。

公共施設等総合管理計画は、第六次総合計画を上位計画として整合・連動しつつ、建物系やインフラ系の全ての公共施設に対する維持管理の指針を提示するもので、以下の 3 点を示します。

公共施設等総合管理計画に記載する事項

■公共施設等の現況及び将来の見通し
■公共施設等の総合的かつ計画的な管理の基本方針
■施設類型毎の管理に関する基本的な方針

また本計画を、インフラ系施設について分野別に策定している「大野町橋梁長寿命化修繕計画」や「大野町水道ビジョン」等の上位計画として位置づけ整合を図ります。

建物系を含む全分野の公共施設について、全ての関係者が現状と課題を共有し、各計画を相互に見直していくことで、個別の維持管理計画をより適切に実現していくための基本的かつ全体的な計画として本計画を策定します。

公共施設等総合管理計画の位置づけ（各種計画との関係図）

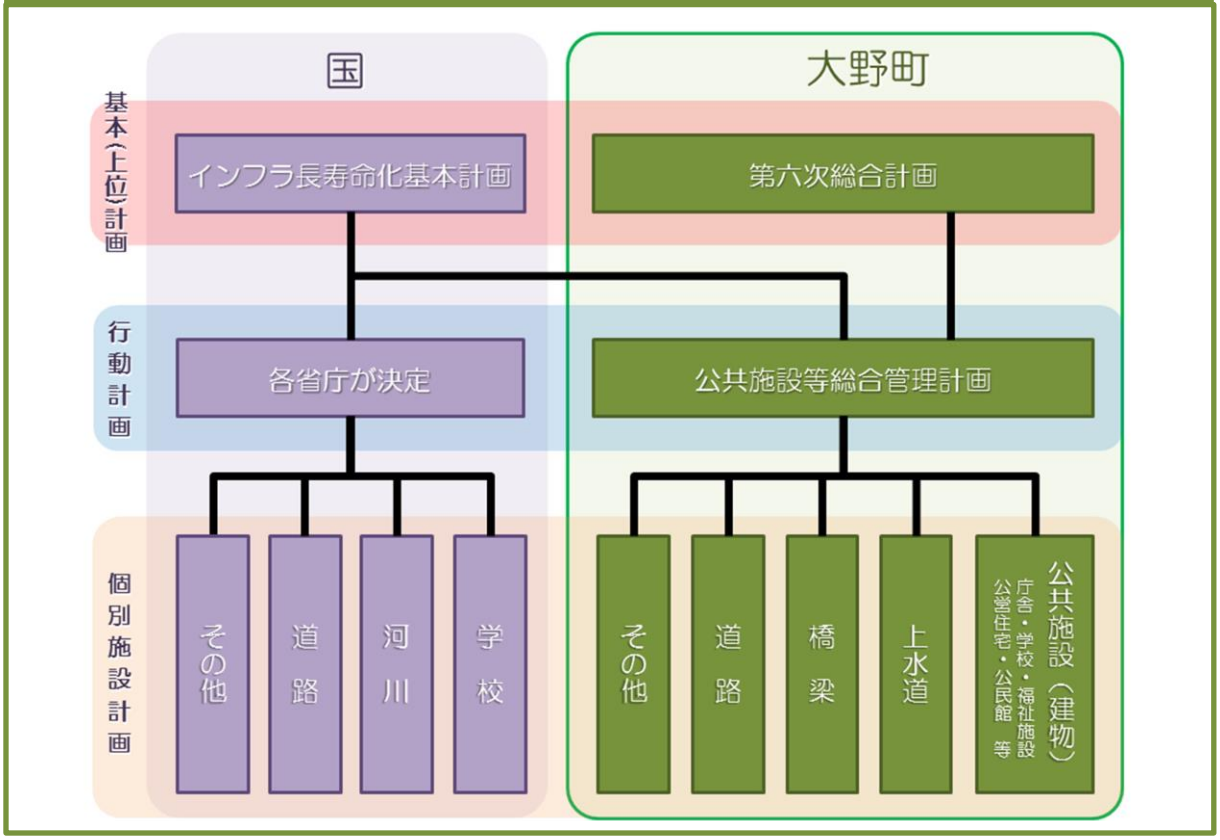

1-3　対象とする範囲

本計画で対象となる施設は、原則として大野町が平成 25 年度（2013 年度）時点で所有する公共施設と、道路、橋梁及び上水道等のインフラ施設です。

公共施設（建物）の面積

施設類型	施設数	総延床面積(㎡)	敷地面積（㎡）
庁舎施設	1	5,152.42	18,007
消防施設	6	345.30	293.00
児童福祉施設	5	4,167.76	29,498.79
保健・福祉施設	3	2,199.13	3,991.78
衛生施設	18	997.49	21,110.95
水道施設	5	1,488.00	5,489.05
墓地	1	28.00	4,136.91
農業施設	8	1,532.92	20,230.69
公園	14	628.71	84,731.93
公営住宅	4	4,847.21	14,147.77
排水施設	1	36.82	747.35
小学校	6	29,010.90	116,090.12
中学校	2	17,321.00	59,122.20
給食センター	1	1,472.00	4,528.00
社会教育施設	14	37,878.76	171,409.10
総面積（合計）	89	107,106.42	553,534.64

※1　原則として、借地部分（一部借地を含む）を除いています。

※2　消防施設は、公民館等の敷地内にあるため敷地面積は計上していません（第２分団車庫を除く）。

※3　北岡田家住宅は上表に含んでいません。

インフラ施設の状況については、「3-4　インフラ資産の現況」にて示します。

第２章　公共施設等を取り巻く状況

2-1　人口の動向及び将来の見通し

町の人口は、平成 19 年の 24,557 人をピークに減少し続けています。将来人口をコーホート法に基づき予測した結果、平成 46 年頃に人口が 22,000 人を割り込む予想となっています。

年齢 3 区分別で見てみると、0 歳から 14 歳、15 歳から 64 歳までの人口が減少していくのに対して、65 歳以上の人口は増加するため、大野町に対する当該人口の割合が上昇していき、平成 46 年頃には 65 歳以上の人口が 30%を超える見込みとなっています。

人口減少による自治体経営への悪影響として、公共施設を維持するために必要な１人当たりの負担額増加が挙げられます。老朽化に伴う大規模修繕を控えた施設が多くみられることから、この負担は今後一層厳しいものになると見込まれます。

また、年少人口の大幅な減少により保育園、小学校、中学校などの施設利用者数が過小になる等、施設の需給バランスが大きく変化する恐れがあります。

人口の推移予測

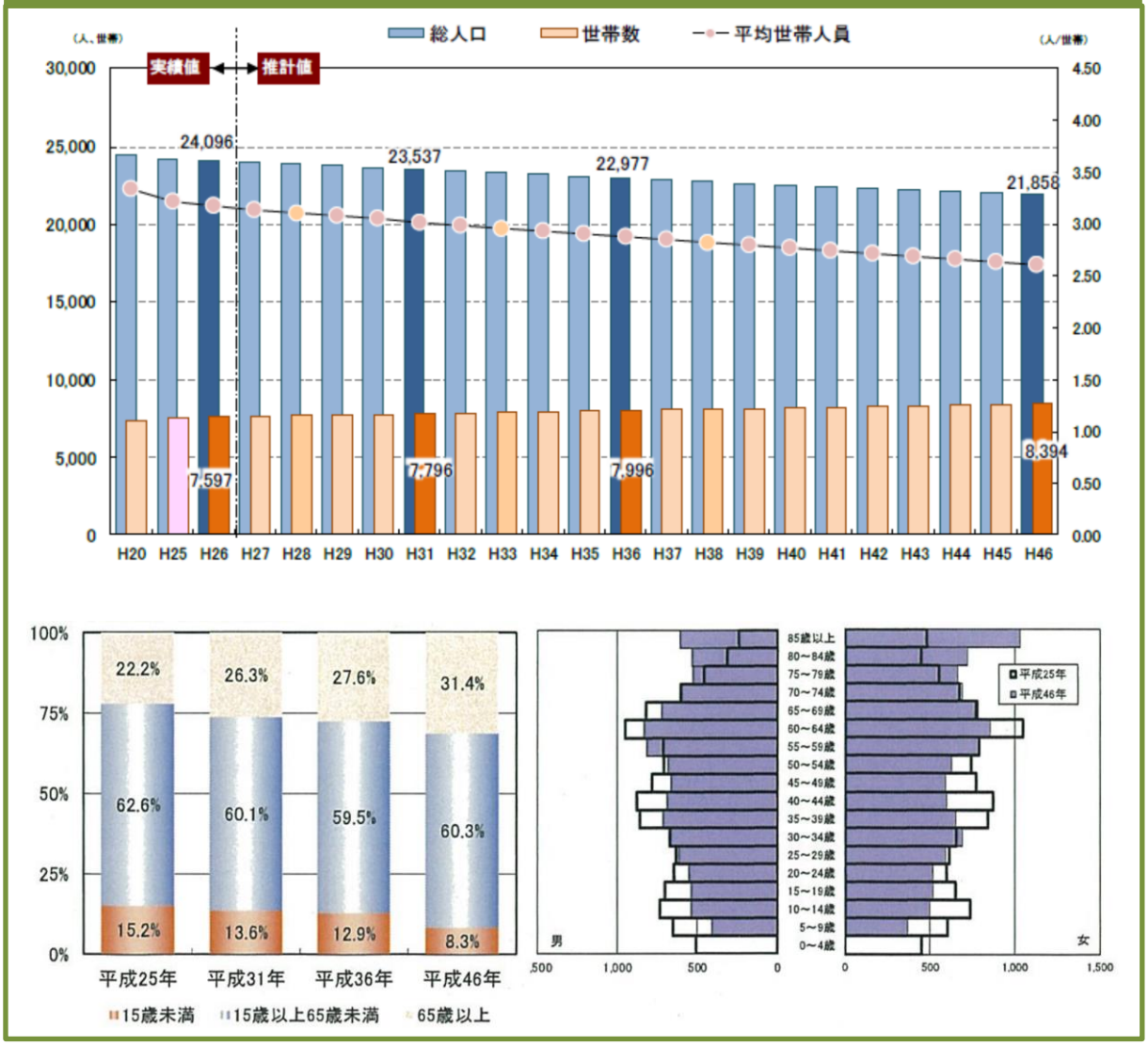

「大野町人口ビジョン（平成 27 年 10 月）」では、人口の自然減少及び社会減少要因を分析し、国の長期ビジョンや県の人口ビジョンを踏まえ、2060 年（平成 72 年）時点で人口 2.2 万人を維持することを目標としました。これは、第六次総合計画で設定した人口推移のトレンドが継続するとした基本推計に比べて、３千人程度増の人口維持施策効果を見込むものとなっています。

年齢別人口割合の推移予測

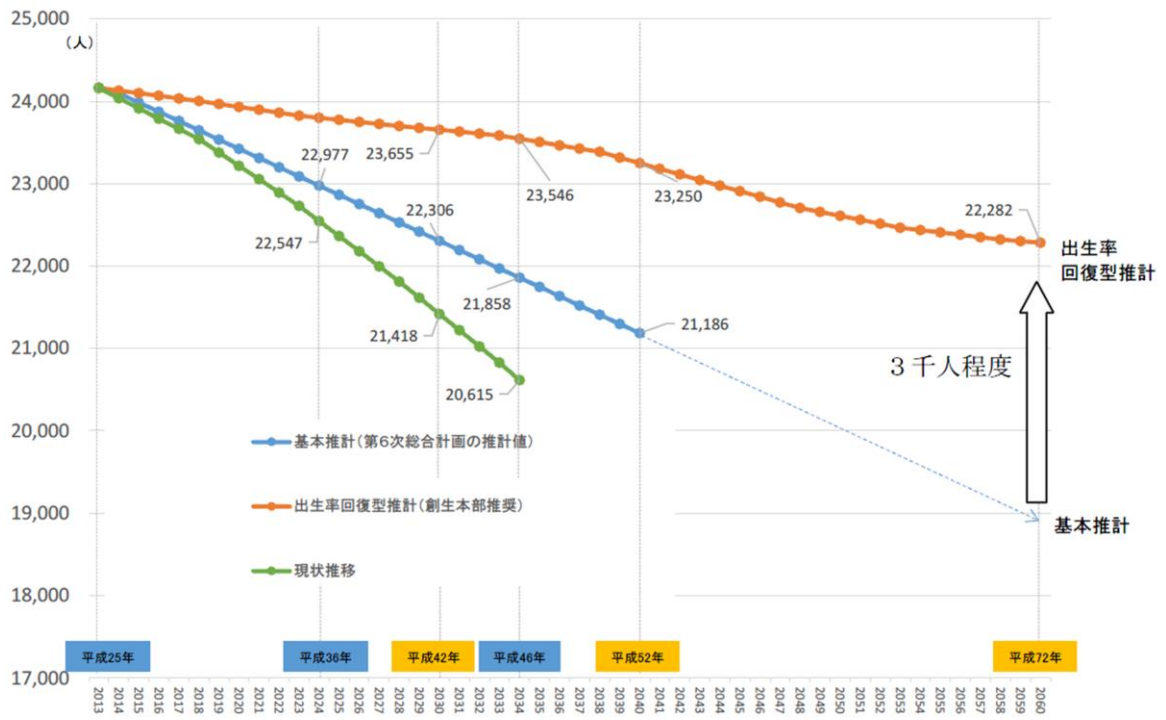

［資料：大野町　人口ビジョン］

将来人口維持のための基本的視点と方向性

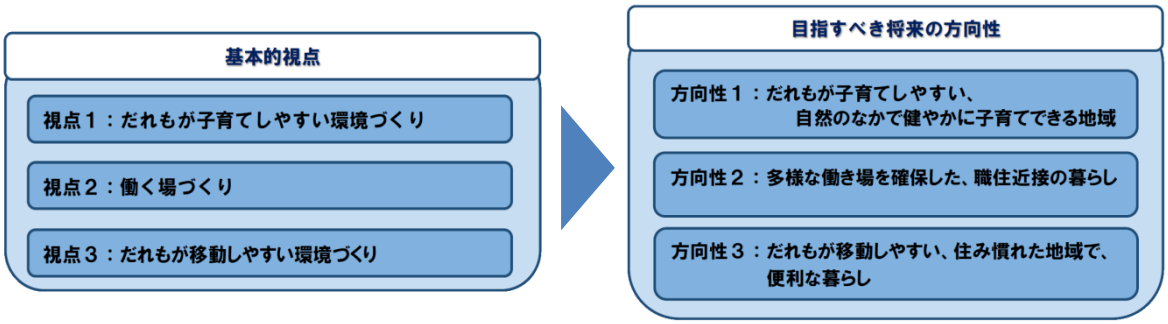

［資料：大野町　人口ビジョン］

公共施設等総合管理計画においては、第六次総合計画との整合性を重視し、また人口減少が続く現状を厳しく受け止め、将来人口の見通しとして基本推計による人口推移を想定しました。

2-2　財政の状況及び今後の計画

(1) 財政状況の推移

町の平成 26 年度における歳入額は約 73 億円となっており、ここ数年は 70 億円台で推移しています。歳入のうち地方税は、平成 26 年度は 27 億円と前年に比べ微増しましたが、平成 20 年度から平成 24 年度にかけて減少傾向が続いています。

歳出に関しては、義務的経費のうち人件費・公債費は横ばいですが、社会福祉費などの扶助費は平成 21 年度から平成 26 年度にかけて約 1.5 倍と増加しています。今後も少子高齢化の進展により扶助費の増加に伴う義務的経費の増加が見込まれます。

町における財政力指数は、およそ0.7弱で前後してきましたが、近年落ち込みが見られています。今後は、新たな財源確保のため企業誘致等の地域振興策への取り組みや町有財産の有効活用・処分などによる積極的な自主財源の確保に努め、財政基盤の強化を図る必要があります。

財政状況・歳出の推移

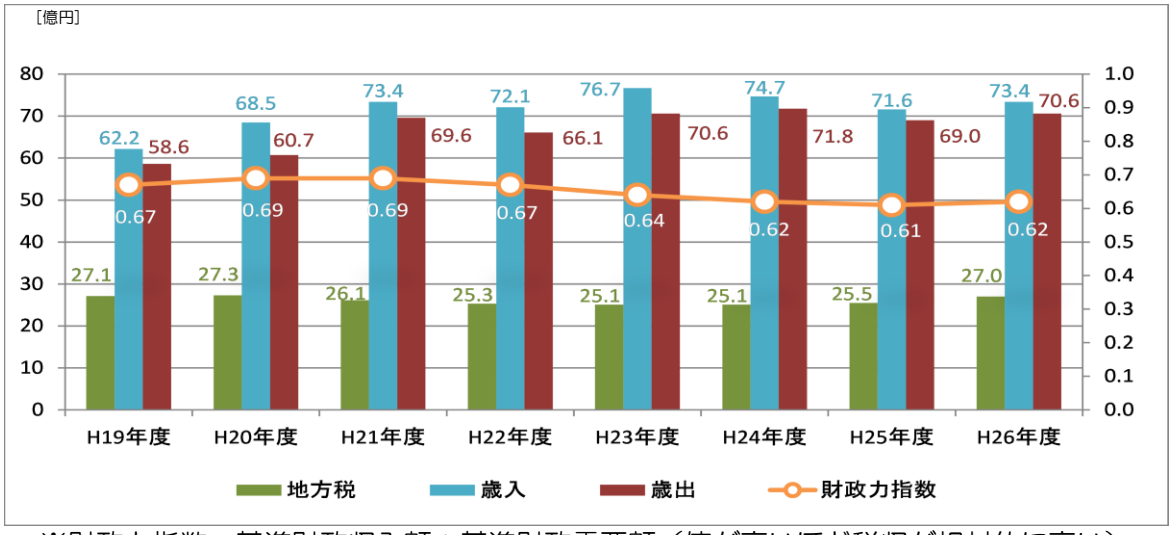

※財政力指数＝基準財政収入額÷基準財政需要額（値が高いほど税収が相対的に高い）

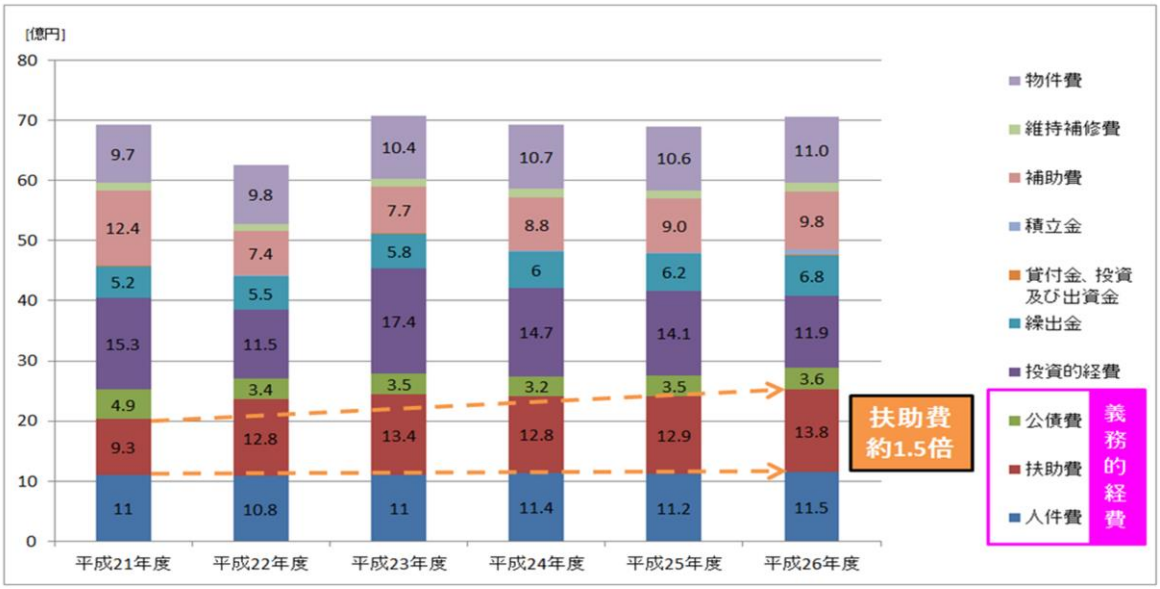

大野町の財政状況等の推移を示すため、平成 25 年度時点の市町村財政比較分析表（普通会計決算）より、各種指標等のグラフを抜粋しました。

財政力指数の推移　－　財政力指数

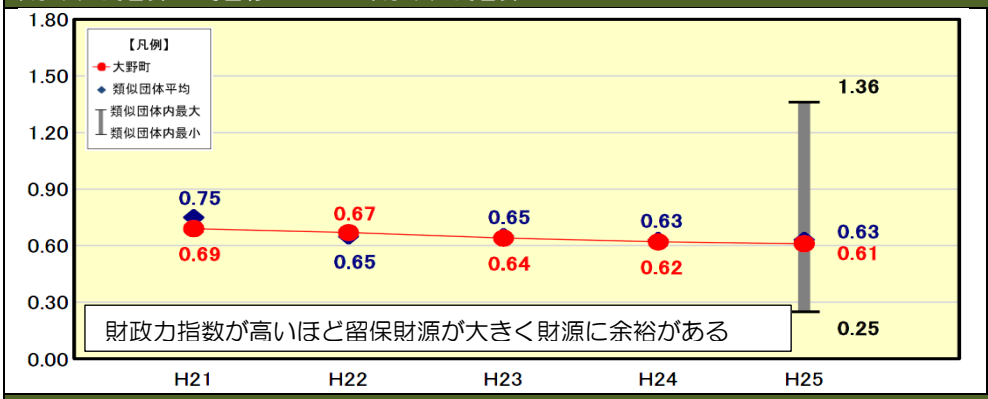

【他団体比較】

類似団体内順位
71/138 位

全国平均
0.49

岐阜県平均
0.58

財政構造の弾力性 － 経常収支比率

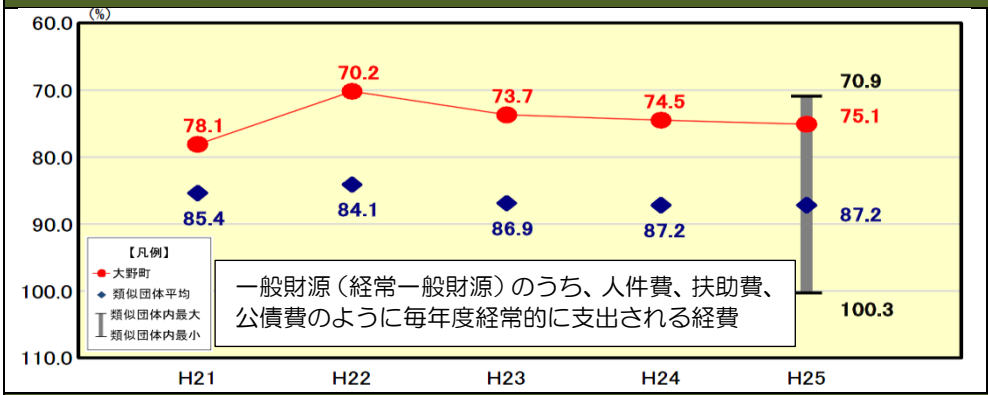

【他団体比較】

類似団体内順位
4/138 位

全国平均
90.2 %

岐阜県平均
85.0 %

人件費・物件費等の状況 － 人口 1 人当たり人件費・物件費等決算額

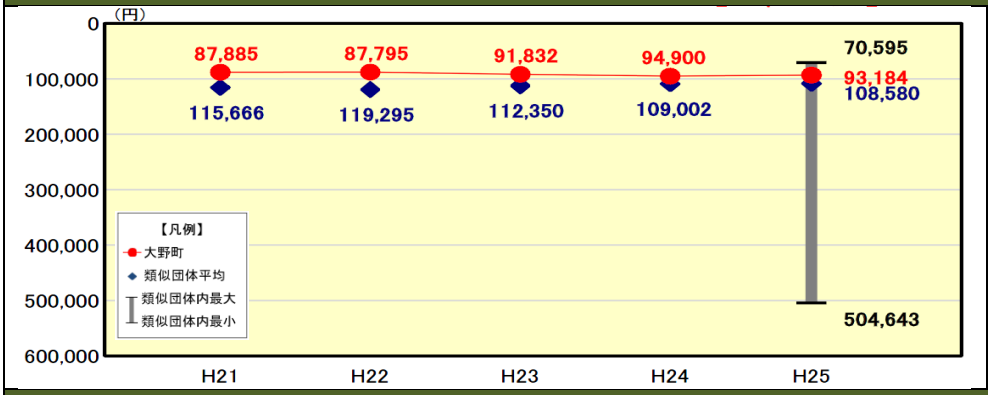

【他団体比較】

類似団体内順位
34/138 位

全国平均
116,288 円

岐阜県平均
113,644 円

将来負担の状況 － 将来負担比率

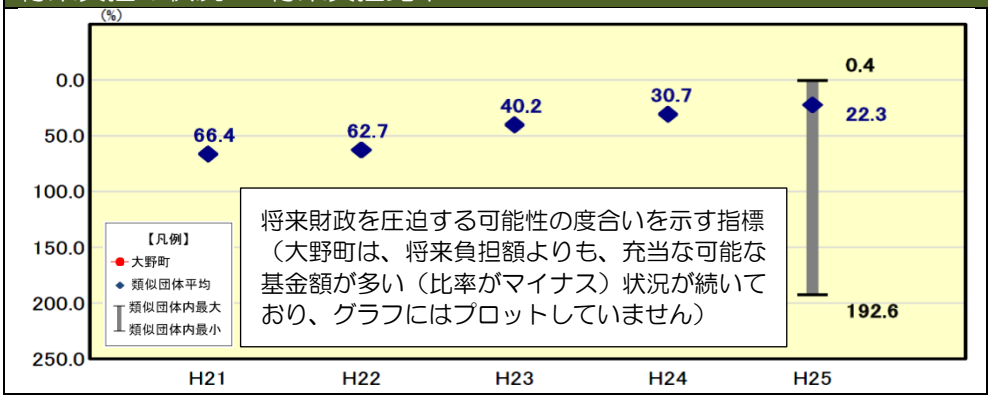

【他団体比較】

類似団体内順位
1/138 位

全国平均
51.0 %

岐阜県平均
0.0 %

公債費負担の状況 － 実質公債費比率

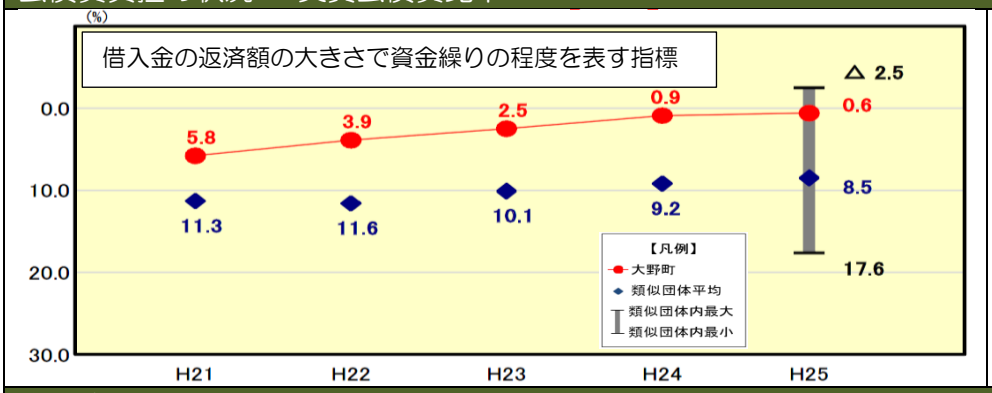

【他団体比較】

類似団体内順位
6/138 位

全国平均
8.6 %

岐阜県平均
7.1 %

定員管理の状況 － 人口千人当たり職員数

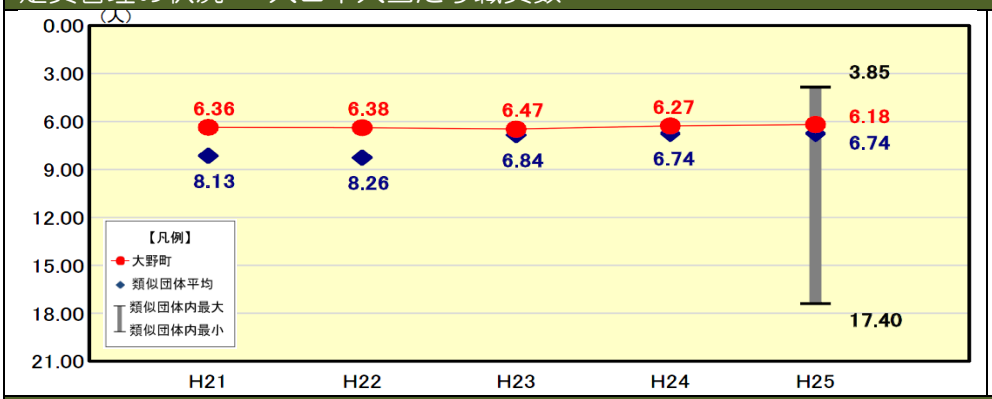

【他団体比較】

類似団体内順位
57/138 位

全国平均
6.96 人

岐阜県平均
7.33 人

給与水準（国との比較） － ラスパイレス指数

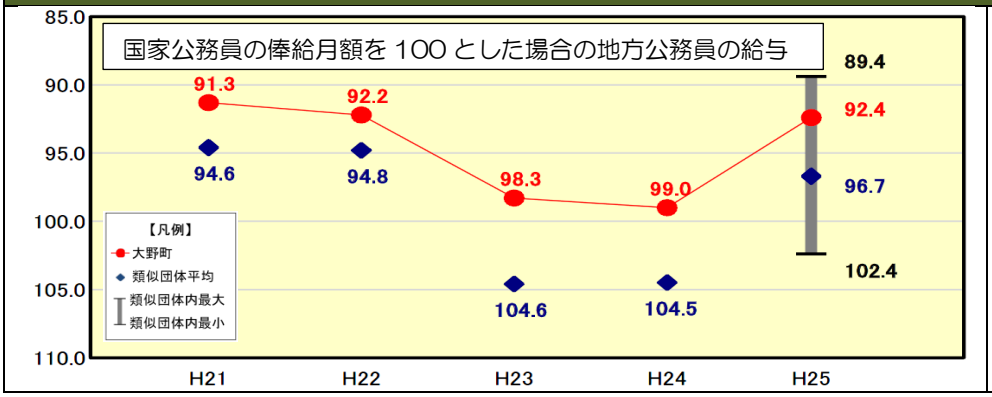

【他団体比較】

類似団体内順位
14/138

全国市平均
98.6

全国町村平均
95.6

※類似団体の定義

- 類似団体とは、行政執行の規模等の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村35の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体をいいます。
  （大野町においては、V-2「人口20,000人・Ⅲ次55%以上」のカテゴリ）
- 各年度の類似団体の数値は、各団体が当該年度に属する類似団体の平均値を掲載しています。
- 類似団体平均とは、類型における選定団体による各指標の平均値です。

(2) 財政計画

町では、下記の観点で行政経営改革を実施してきました。

過年度における行政経営改革実施の実態

事業事務の整理合理化	民間活力の有効活用
定員管理及び給与の適正化	人材の育成・確保
開かれた行政の推進	住民との協働の推進
経費の節減合理化	自主財源確保

町の財政状況は、市町村財政比較分析表で確認できるように、類似市町村や全国平均と比較して概ね良好であるといえます。今後も引き続き、財政の健全化を図っていく必要があります。

市町村財政比較分析表において示した各種の財政状況の指標に対して、公共施設維持管理のための財源を確保するための方針を示します。

財源確保のための方針

財政状況	目　標	方　針
財政力	積極的な財源確保による財政基盤の強化	■企業誘致等、地域振興策への取り組み ■町有財産の有効活用・処分
財政構造の弾力性	経常収支比率 75%以下の維持	■扶助費をはじめとする経常経費増加を見据えた新たな財源の確保や歳出抑制
人件費 物件費	経費の分析による抑制	■事務事業見直しによる民間活力の活用
将来負担	財政の健全化	■将来負担額よりも、充当可能な基金額が多い健全な状態の継続 ■新規事業実施における精査
公債費負担	地方債に大きく頼ることのない財政運営	■住民ニーズの的確な把握 ■事業の適切な優先順位設定・執行
定員管理	より適正な定数管理	■適正な職員数の維持及び改善 ■事業の必要性・あり方の見直し
給与水準	給与額の適正化	■適正な給与支給の維持及び改善 ■類似団体・地域の民間企業・近隣団体との比較・点検

また、今後の行政経営改革の実施方針として、「ファシリティマネジメントによる計画的な施設の維持管理を実施」「代替可能な民間サービスがある場合、町直営からの移行を検討」を経営型行政運営への取り組み方針として挙げ、取り込んでいく予定です。

2-3　職員の状況及び今後の計画

大野町の住民 1,000 人当たりの一般職員数は、岐阜県内 42 市町村のうち、30 位前後に位置しており、隣接市町村と比較しても、ほぼ同水準であることから、職員数につきましては概ね適正であると推察されます。なお、職員数は、総職員数（一般職員、学校給食員、用務員、保育士、その他職員）で計算しています。

定員管理にあたっては、新たな行政需要に対しても原則として職員の配置転換によって対応するなど職員の増員を抑制し、職種や部門による聖域を設けることなく、事務事業の見直し、組織・機構の簡素合理化、民間委託、ＯＡ化等を積極的に進め効率的かつ機動的な行政体制となるように、適正な定員管理を一層推進していきます。

また、「定員モデル」「類似団体別職員数の状況」及びこれまでの定員管理の実績、今後の行政需要動向等を踏まえ、将来の変化を見据えた定員管理の計画的な適正化を推進していきます。

住民 1,000 人当たりの職員数

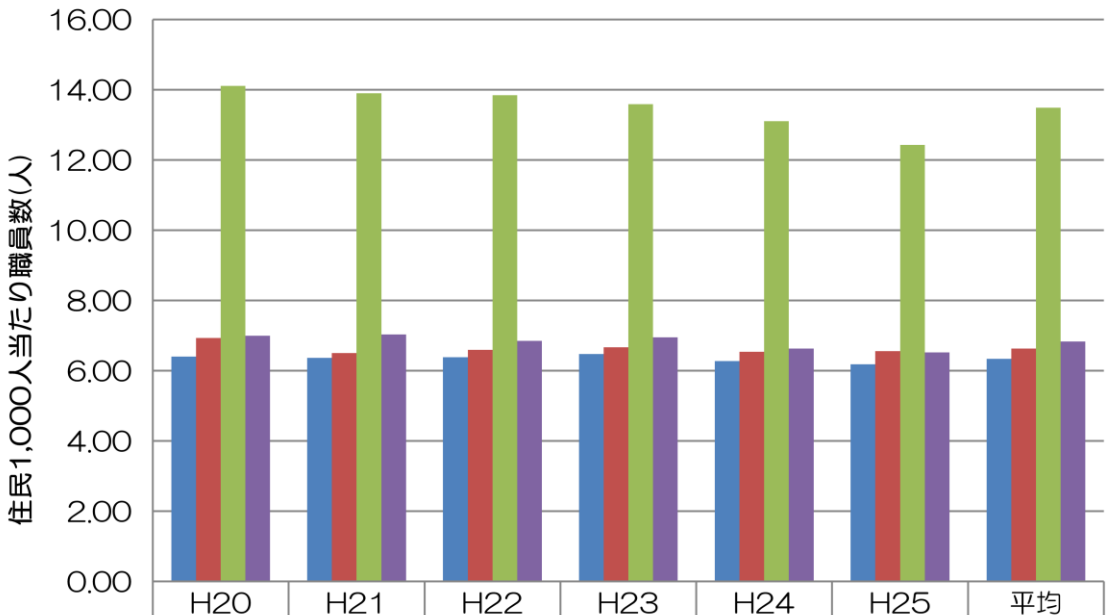

	H20	H21	H22	H23	H24	H25	平均
大野町	6.40	6.36	6.38	6.47	6.27	6.18	6.34
池田町	6.93	6.50	6.59	6.67	6.54	6.56	6.63
揖斐川町	14.11	13.90	13.84	13.59	13.10	12.43	13.49
神戸町	6.99	7.03	6.85	6.95	6.63	6.52	6.83

［資料：総務省　市町村決算カード］

第３章　公共施設等の現況及び将来の見通し

3-1　公共施設等の分類

施設類型	設置型	施設名称（平成２６年度時点）	特定年齢対象施設
庁舎	単独設置型	大野町役場	
消防	供給型分散配置型	消防第１分団車庫	
消防	供給型分散配置型	消防第２分団車庫	
消防	供給型分散配置型	消防第３分団車庫	
消防	供給型分散配置型	消防第４分団車庫	
消防	供給型分散配置型	消防第５分団コミュニティー消防センター	
消防	供給型分散配置型	消防第６分団車庫	
児童福祉	需要型分散配置型	西保育園	○
児童福祉	需要型分散配置型	南保育園	○
児童福祉	需要型分散配置型	北保育園	○
児童福祉	単独設置型	児童館	○
児童福祉	単独設置型	幼児療育センターなないろ	○
保健・福祉	単独設置型	保健センター	
保健・福祉	単独設置型	福祉センター	
保健・福祉	単独設置型	デイサービスセンター	
衛生	単独設置型	不燃物処理場	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（寺内）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（松山）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（下座倉）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（郡家）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（宝来）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野中区）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野東区）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（瀬古）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（西方）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野１区）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野２区）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野３区）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（南方）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（みどりニュータウン）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（五之里）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（牛洞）	
衛生	需要型分散配置型	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野北区）	
水道	供給型分散配置型	配水池	
水道	供給型分散配置型	上水道第１水源地（建物なし）	
水道	供給型分散配置型	上水道第２水源地	
水道	供給型分散配置型	上水道第３水源地	
水道	供給型分散配置型	上水道第４水源地	
水道	供給型分散配置型	上水道第５水源地	
墓地	単独設置型	西霊園	
農業	需要型分散配置型	公郷転作定着化研修センター	
農業	需要型分散配置型	黒野西転作定着化センター	
農業	需要型分散配置型	松山転作定着化研修センター	
農業	需要型分散配置型	寺内転作定着化研修センター	

施設類型	設置型	施設名称	特定年齢対象施設
農業	需要型分散配置型	島部転作促進技術研修センター	
農業	単独設置型	産地形成促進施設(ﾙｰﾄ303)	
農業	単独設置型	バラ公園内育種施設、展示・直売所・研修室（バラ公園内）	
農業	単独設置型	東屋(絆の森)	
公園	需要型分散配置型	木振ふれあい公園	
公園	需要型分散配置型	松山水辺公園	
公園	需要型分散配置型	バラ公園	
公園	需要型分散配置型	下方住吉灯明台公園	
公園	需要型分散配置型	大野バスセンター	
公園	需要型分散配置型	桜大門ふれあい広場	
公園	需要型分散配置型	大野ふれあい広場	
公園	需要型分散配置型	黒野ふれあい広場	
公園	需要型分散配置型	条里公園	
公園	需要型分散配置型	うぐいす公園	
公園	需要型分散配置型	黒野駅レールパーク	
公園	需要型分散配置型	松山ふれあい公園	
公園	需要型分散配置型	上秋ふれあい広場	
公園	需要型分散配置型	黒野西親水広場（第１公民館東）	
公営住宅	供給型分散配置型	町営住宅稲富団地	
公営住宅	供給型分散配置型	町営住宅上秋団地	
公営住宅	供給型分散配置型	町営住宅中之元北団地	
公営住宅	供給型分散配置型	町営住宅中之元南団地	
排水	単独設置型	下座倉排水機場	
小学校	需要型分散配置型	大野小学校	○
小学校	需要型分散配置型	北小学校	○
小学校	需要型分散配置型	西小学校	○
小学校	需要型分散配置型	中小学校	○
小学校	需要型分散配置型	南小学校	○
小学校	需要型分散配置型	東小学校	○
中学校	需要型分散配置型	大野中学校	○
中学校	需要型分散配置型	揖東中学校	○
給食センター	単独設置型	学校給食センター	
社会教育	需要型分散配置型	中央公民館	
社会教育	需要型分散配置型	第１公民館	
社会教育	需要型分散配置型	豊木地区農業構造改善センター（第２）	
社会教育	需要型分散配置型	富秋地区農業構造改善センター（第３）	
社会教育	需要型分散配置型	西郡地区農村集落多目的施設（第４）	
社会教育	需要型分散配置型	鶯地区農村集落多目的施設(第５)	
社会教育	需要型分散配置型	川合地区農村集落多目的施設（第６）	
社会教育	供給型分散配置型	武道館	
社会教育	供給型分散配置型	体育館	
社会教育	単独設置型	総合町民センター（図書館併設）	
社会教育	単独設置型	民俗資料館	
社会教育	単独設置型	宿泊研修所	
社会教育	供給型分散配置型	東運動場	
社会教育	供給型分散配置型	運動公園（レインボースタジアム、事業所施設）	
社会教育	単独設置型	北岡田家住宅	

3-2　公共施設等の現況

(1) 土地・建物の状況

公共施設（建物）の類型別の延床面積は以下の通りです（敷地面積については P.3 に記述）。

公共施設の類型別延床面積

施設類型	延床面積（㎡）	施設類型	延床面積（㎡）
庁舎施設	5,152.42	公園	628.71
消防施設	345.30	公営住宅	4,847.21
児童福祉施設	4,167.76	排水施設	36.82
保健・福祉施設	2,199.13	小学校	29,010.90
衛生施設	997.49	中学校	17,321.00
水道施設	1,488.00	給食センター	1,472.00
墓地	28.00	社会教育施設	37,878.76
農業施設	1,532.92	面積（合計）	107,106.42

※北岡田家住宅は含んでいません。

公共施設の類型別延床面積比較

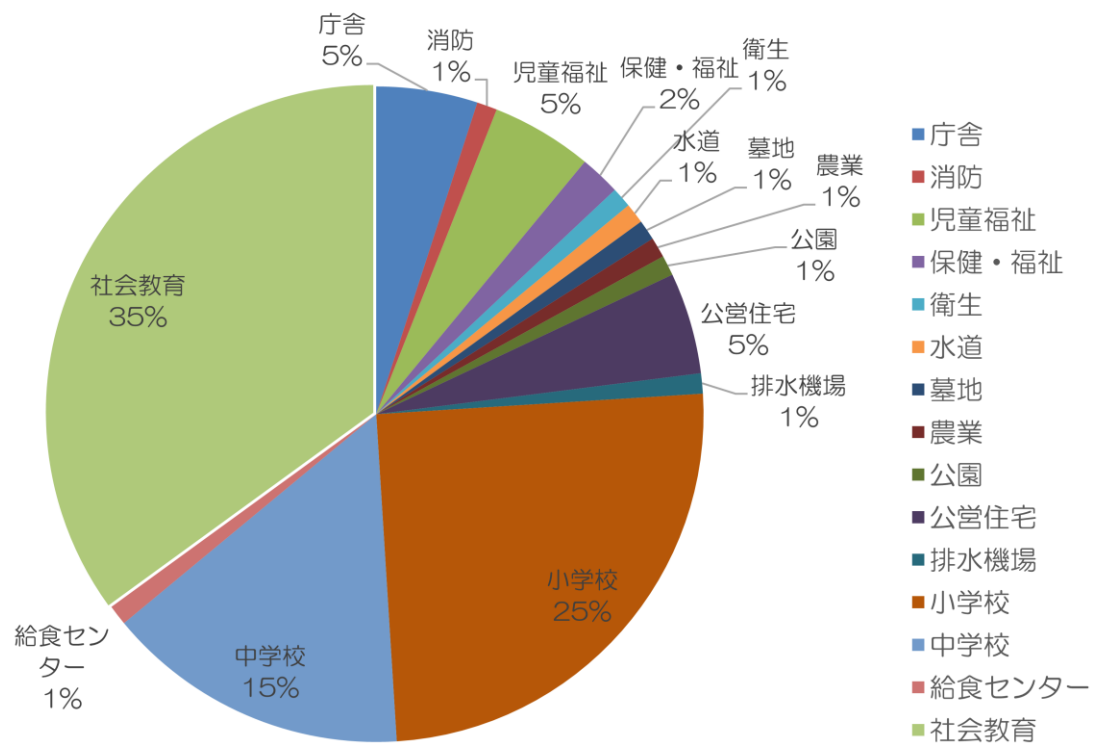

(2) 地域別の状況

地区（1 区～6 区）別の公共施設の配置状況を示しました。

施設類型別配置状況（地理的状況）

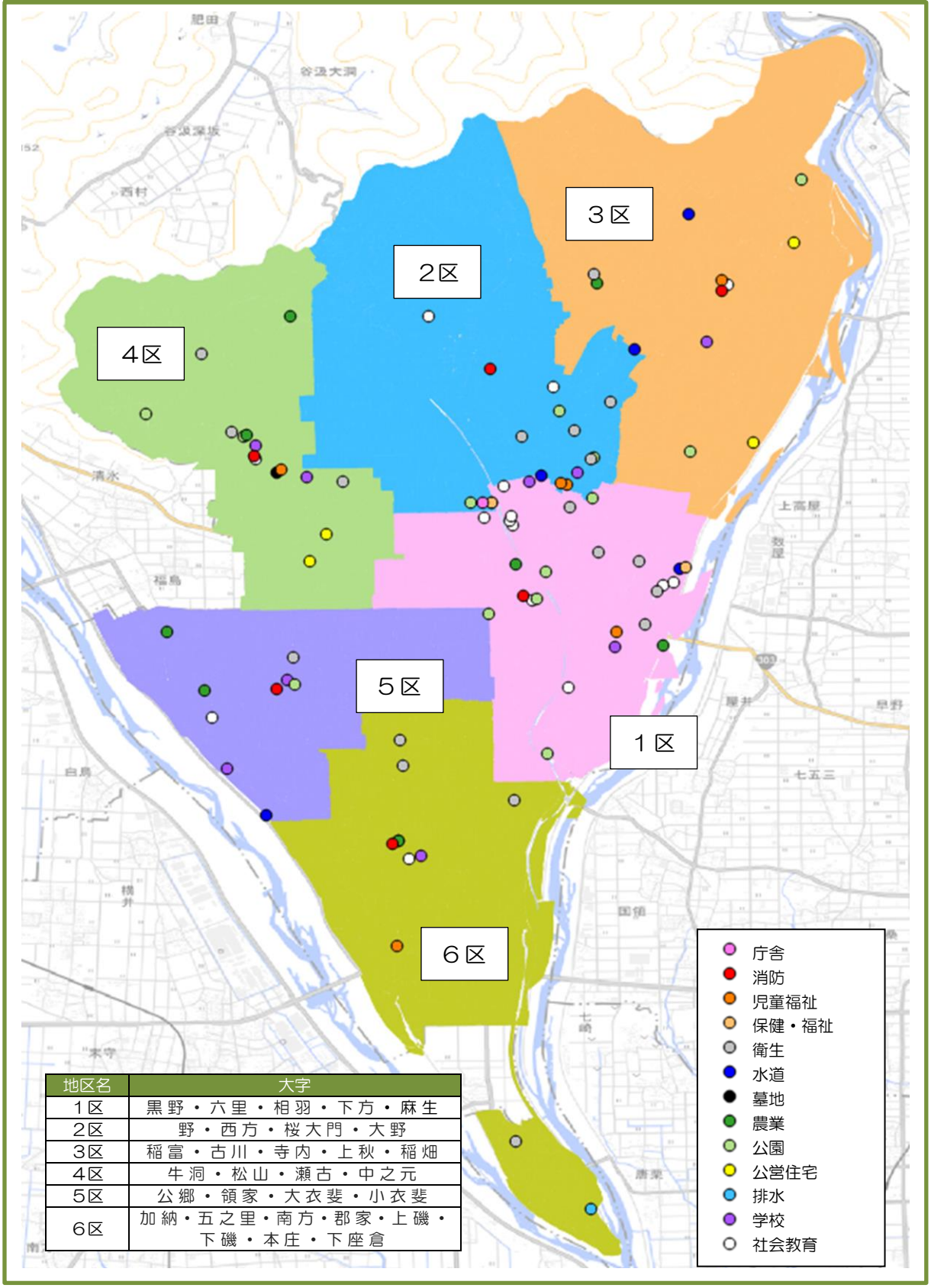

地区名	大字
1区	黒野・六里・相羽・下方・麻生
2区	野・西方・桜大門・大野
3区	稲富・古川・寺内・上秋・稲畑
4区	牛洞・松山・瀬古・中之元
5区	公郷・領家・大衣斐・小衣斐
6区	加納・五之里・南方・郡家・上磯・下磯・本庄・下座倉

地区（1 区～6 区）別に公共施設の延床面積を集計しました。

役場に隣接する 1 区及び 2 区において社会教育施設の割合が大きく、延床面積が突出して多くなっています。地理的状況からも、様々な用途の施設が集約されている状況が確認できますが、やや過密な状態となっています。施設の老朽化の度合いによっては、近隣施設の利用状況も考慮して複合化等の検討を行う必要があります。

庁舎施設、中学校及び社会教育施設を除く施設の割合は、いずれの地区にも概ね均等であるといえます。

公共施設の地区別延床面積比較

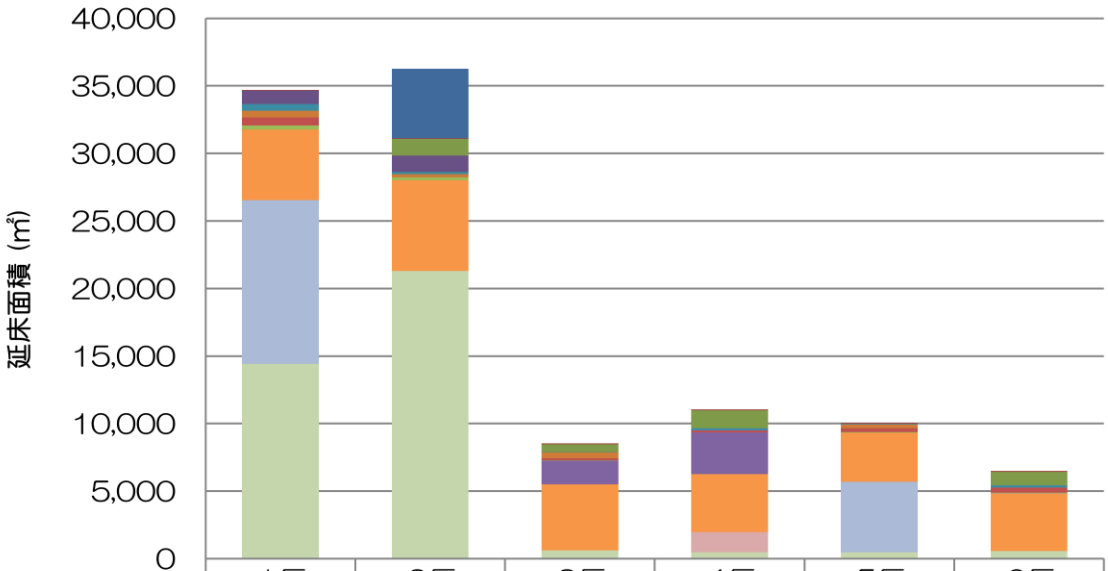

	1区	2区	3区	4区	5区	6区
庁舎施設	0.0	5152.4	0.0	0.0	0.0	0.0
消防施設	65.0	55.0	50.0	60.0	60.3	55.0
児童福祉施設	0.0	1234.9	571.4	1346.9	0.0	1014.5
保健福祉施設	986.9	1212.2	0.0	0.0	0.0	0.0
衛生施設	505.9	149.8	33.1	119.2	38.9	150.6
水道施設	500.0	250.0	439.0	0.0	299.0	0.0
墓地	0.0	0.0	0.0	28.0	0.0	0.0
農業施設	575.9	0.0	142.4	142.1	282.7	389.8
公園	319.1	202.6	35.0	18.1	36.8	17.1
公営住宅	0.0	0.0	1761.3	3085.9	0.0	0.0
排水施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	36.8
小学校	5222.9	6718.0	4872.0	4295.0	3633.0	4270.0
中学校	12110.0	0.0	0.0	0.0	5211.0	0.0
給食センター	0.0	0.0	0.0	1472.0	0.0	0.0
社会教育施設	14425.7	21298.3	625.2	486.0	485.2	558.4

平成 25 年度（2013 年度）時点

(3) 他市町との比較

公共施設の保有量について、人口と延床面積の関係を岐阜県内の町村と比較すると、全体の傾向に対して大野町は平均的な位置づけとなっており、住民一人当たりの公共施設の数量は適正であるといえます。

岐阜県内町村における人口と公共施設延床面積の関係

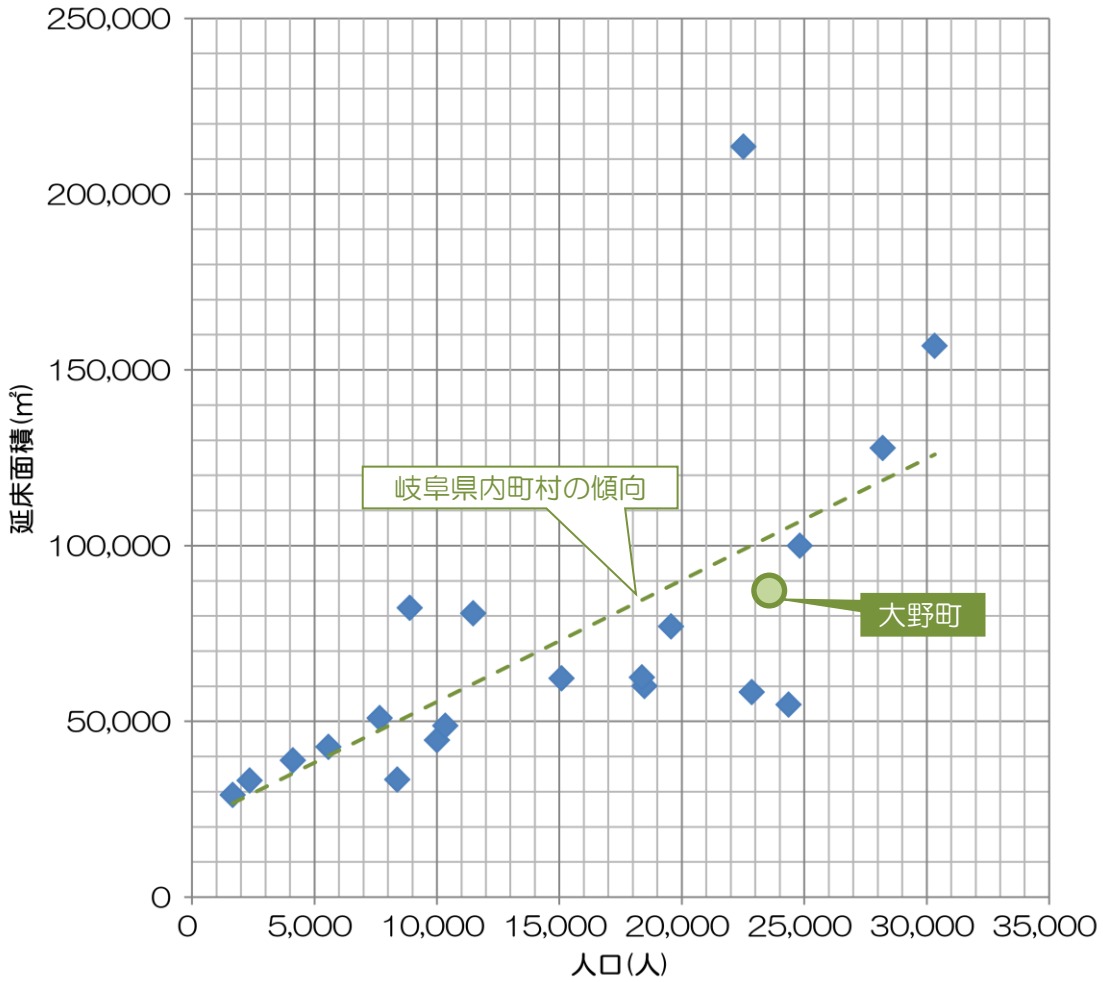

	人口（人）	公共施設延べ床面積（㎡）	住民１人当たり面積（㎡）
大野町	23,627	86,705	3.67
岐阜県	2,055,516	8,981,562	4.37
全　国	127,340,000	462,820,358	3.63

［資料］
延床面積：総務省　市町村経年比較表 2013.4.1）
人口　：岐阜県　人口動態統計調査 2013.10）

3-3　公共建築物の現況

(1) 建築年度別の整備状況

大野町の所有する公共施設は、高度経済成長期後半からバブル期にかけて、公共サービスの増加等に伴い建築されてきました。現状で保有している施設は 89 施設です（北岡田家住宅を除く）。建築後 50 年を経過したものもあり、大規模修繕や耐震補強工事等が実施されていても、寿命による建て替えが必要な施設も少なくありません。

公共施設の建築年度と延床面積の関係

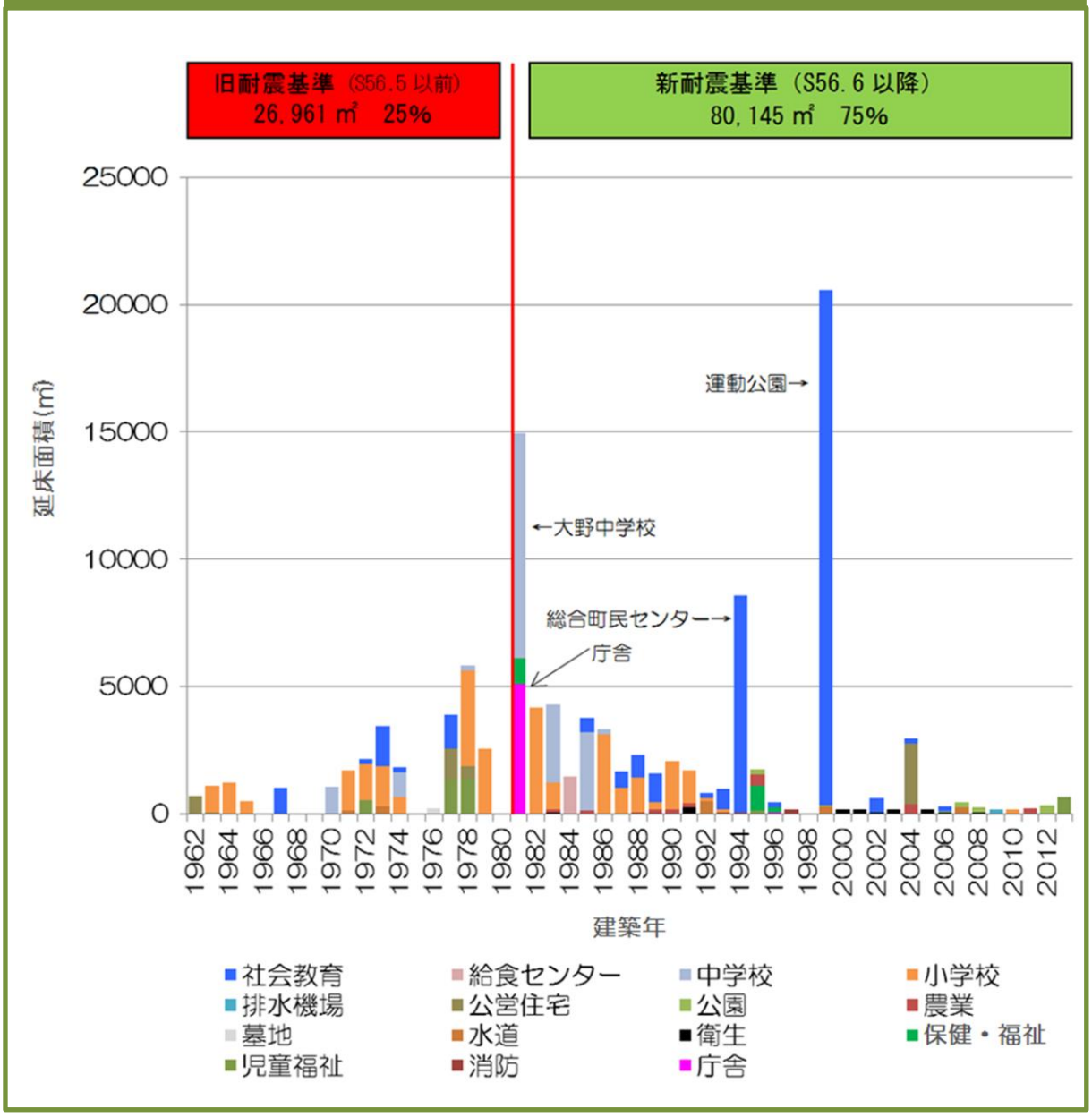

(2) 管理運営費の状況

対象公共施設人口１人当たりの費用（平成 25 年度時点）につきましては、施設維持管理費が 27,500 円程度、施設運営費が 23,000 円程度、総費用が 50,500 円程度となっています。

施設類型毎費用で確認すると、社会教育施設（総合町民センター、運動公園等）、児童福祉施設（保育園等）、保健・福祉施設（保健センター等）、小学校の費用が他と比較して大きくなっています。また、分類施設毎人口１人当たり費用を見てみると、需要型分散配置型施設の人口１人当たりの総費用が 25,000 円程度と最も高くなっています。

今後は、各施設間及び周辺市町の類似施設の分析等を行い、適切な施設維持費用及び施設運営費用を把握し、大野町内における公共施設の適切な費用を検討していく必要があります。

施設の住民１人当たりの費用

（施設型別）

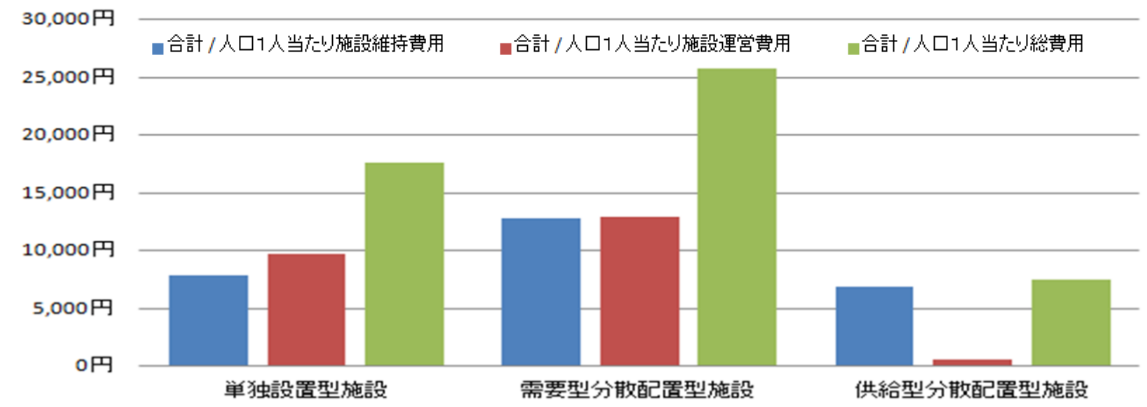

（施設類型別）

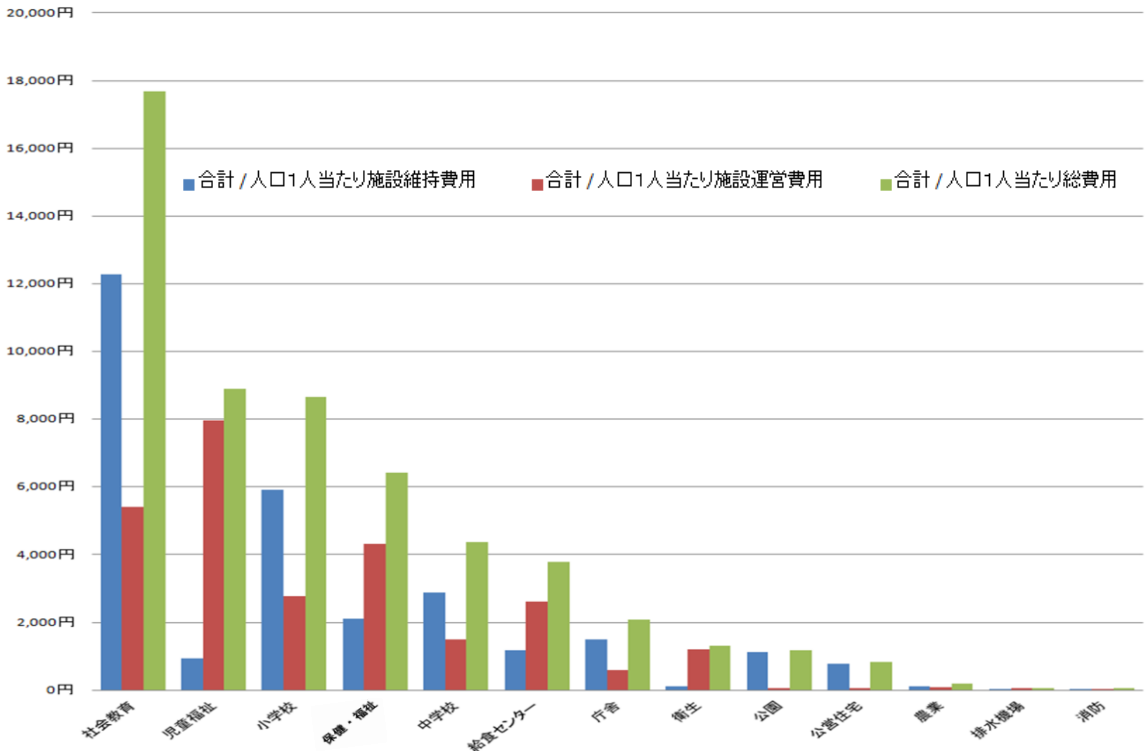

(3) 借地の状況

公共施設の借地状況を下表に示しました。なお、当該施設の用途において建物が主要な役割を持つ施設について集計していますので、絆の森は含んでいません。延床面積の割合が比較的高い児童福祉施設と社会教育施設及び公園において、借地面積の割合も高くなっていますが、大部分が駐車場であり、必要に応じた適正な借地を確保している状況であるといえます。

施設類型別の借地面積

施設類型	主な施設	借地面積（㎡）
児童福祉施設	南保育園	757
社会教育施設	体育館、総合町民センター	2,168
公園	上秋ふれあい広場	5,302
合計		8,227

(4) 耐震化の状況

建築基準法施行令改正により新耐震基準が施行された昭和 56 年（1981 年）6 月 1 日以降に建設された施設が全体の延床面積比で約 75%となっています。一方、旧耐震基準で施工された施設は約 25%となっています。これらの施設については耐震診断を行っており、日常的に人の出入りがない民俗資料館等を除く施設は耐震補強工事が完了しています。なお、平成 26 年度（2014 年度）に購入した北岡田家住宅については、今後耐震性能について調査します。

耐震化の状況

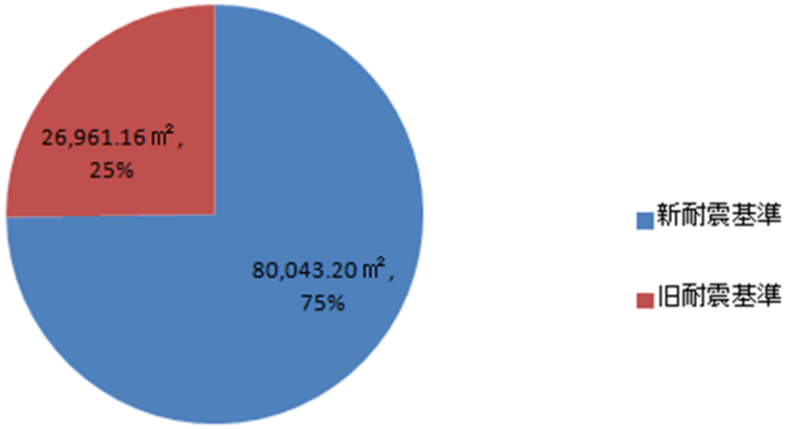

※旧耐震基準の施設については、耐震工事済の施設もありますが、上記グラフは建築基準法における新耐震基準対応とみなされる年度以降に建築されたか否かを示すグラフとなっており、耐震工事済のものであっても、年度によっては旧耐震基準に含まれている場合があります。

3-4　インフラ資産の現況

(1) 道路

町の中央を貫く国道 303 号と、主要地方道である県道 53 号岐阜関ヶ原線を軸に、これらを結ぶ県道と町道が幹線道路として形成されています。比較的公共施設が多く分布している町北部では、県道 78 号岐阜大野線、県道 265 号中之元古川線及び県道 266 号深坂大野線が縦横断しており、それらを補間する町道周辺に主要な公共施設が点在しています。町南部においては、県道 92 号岐阜巣南大野線が地区を縦断し、岐阜関ヶ原線、県道 159 号北方真正大野線及び県道 273 号池田揖斐川大野線等がそれと交差しており、町道等がそれらを補完する形となっています。

今後は、東海環状自動車道西回りルートの建設促進及び都市計画道路大垣神戸大野線、国道 303 号バイパス（大野揖斐川線）の整備など、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジへのアクセス道路、揖斐都市計画道路の早期事業化が急務となっています。

各種町道の割合は下記のようになっています。

道路の現況及び種別延長・道路部面積

区分	種別	実延長 (m)	道路部面積 (㎡)
道路	１級町道	28,130	192,967
	２級町道	30,197	173,791
	その他の町道	346,490	1,602,224
	歩道等	19,327	58,214
	合計	424,144	2,027,196

・（道路種別整備面積［千㎡］）

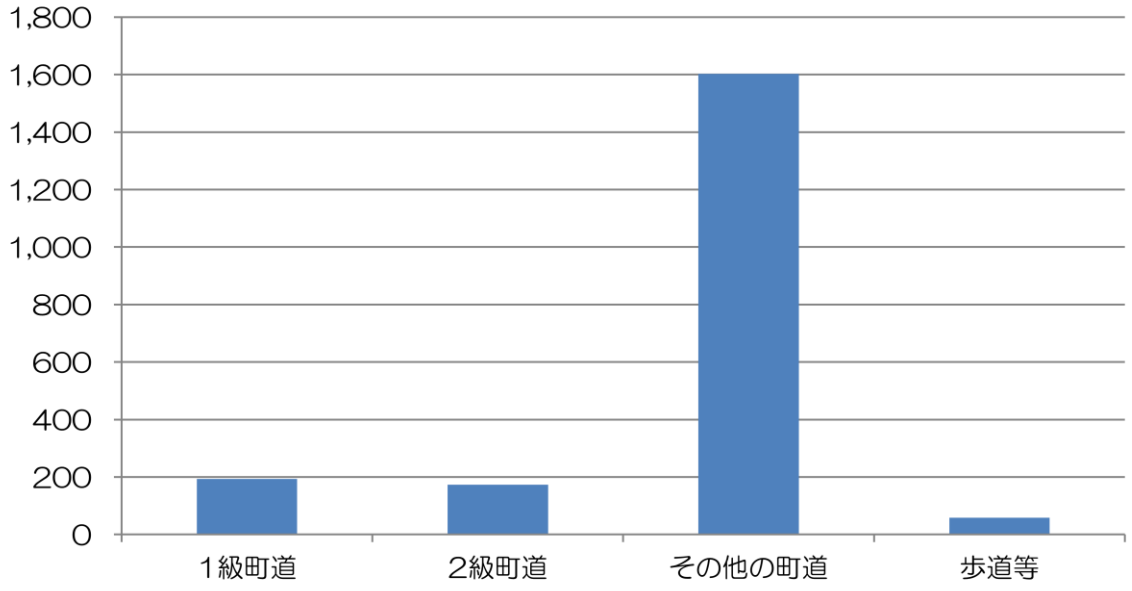

［資料：大野町　道路台帳（平成 26 年度時点）］

道路の関連施設としては、揖斐川町との境に位置するトンネル（大谷トンネル、長良松山トンネル）があります。建設及び維持管理費用については、大野町、揖斐川町で負担する形で行っており、大谷トンネルは折半、長良松山トンネルは延長割となっています。

また、町道への土砂流出を防ぐ目的で建設した松山堰堤（道路保護のための砂防ダム）があります。松山堰堤については、その他の施設同様に点検等を実施していきますが、現時点では補修工事等の履歴はなく、今後状況に応じた適切な対処を実施していきます。

道路の関連施設の現況

トンネル名称	大谷トンネル	長良松山トンネル
路線名	野牛洞２号線	松山 21 号線
延長（m）	663	695
道路幅員（m）	9.5	9.5
車道幅員（m）	6.0	6.0
有効高（m）	4.7	4.7
建設年次	2004 年９月	2006 年 10 月

大谷トンネル

長良松山トンネル

砂防ダム名称		松山堰堤
本堤工袖高さ	L（m）	8.0
同　袖長さ	H（m）	47
同　体　積	VC（m^3）	1,352
導流護岸	A（m^2）	238
護床工	A（m^2）	50
竣工年度		2004 年６月

松山堰堤（正面）

松山堰堤（右岸から）

(2) 橋梁

町が管理する橋梁は、平成 27 年度現在で 340 橋あり、そのうち、1 級町道、2 級町道及びその他の町道の中で重要な橋梁は 26 橋（15m以上）あります。中小規模の橋梁が多数を占めており、どの橋も地域間を結ぶ重要な橋であり、順次老朽化に対する対応が必要となります。

平成 23 年度（2011 年度）に、町道から選定した橋長 15m以上の橋梁について点検した結果をもとに「大野町橋梁長寿命化修繕計画」を策定しました。計画の策定から 10 年以内に、代表的な橋梁から順に修繕する計画となっています。平成 26 年の道路法改正により、2m以上の全ての橋梁について 5 年に 1 度の点検が義務化され、長寿命化修繕計画の更新及び、今後の修繕等への対応とともに、維持管理に係る財源確保が課題となっています。

橋梁の主な現況

区分	種別	道路部面積（㎡）
橋梁	PC 橋	1,089
	RC 橋	4,850
	鋼橋	2,203
	石橋	0
	その他	1,179
	合計	9,321

代表的な橋梁名
黒野中橋、下方橋、下方西橋、深田橋、相羽下橋、六里橋、三水橋、野大橋中橋、杉橋、上磯橋、大野橋、西桜橋花田川 1 号橋、稲荷橋、境橋、やすらぎ橋花田川 4 号橋、花田川 2 号橋

［資料：大野町橋梁長寿命化修繕計画］

建設年度別の橋梁面積

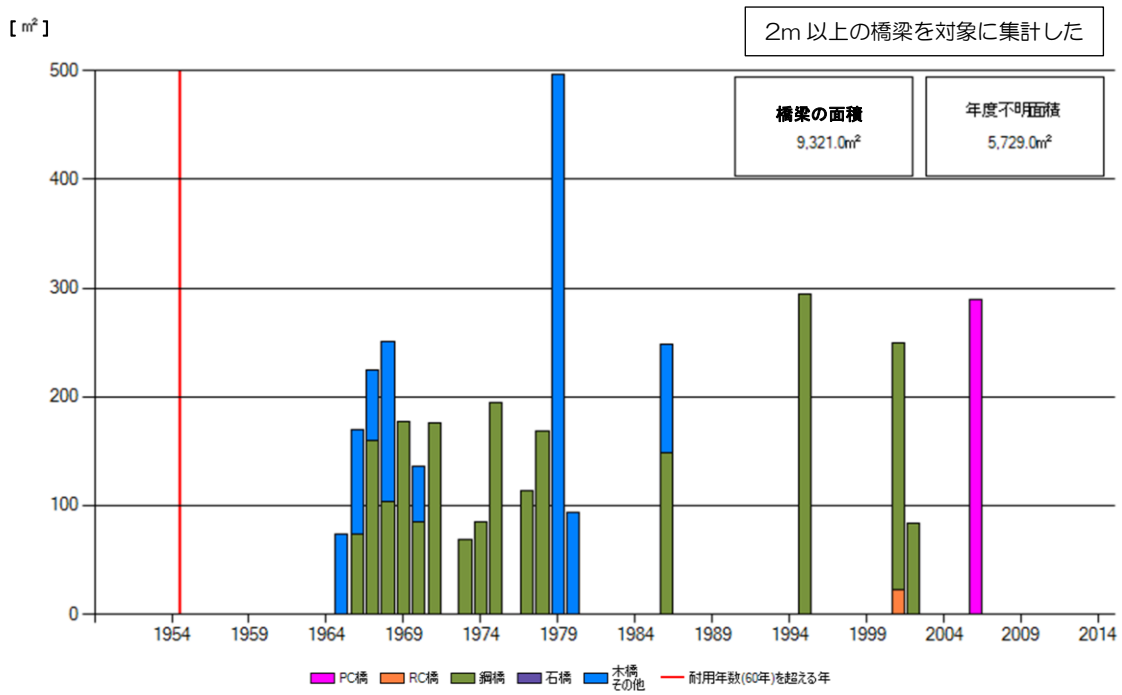

［資料：大野町　道路台帳（平成 26 年度時点）］

(3) 上水道施設

町の上水道施設系統は下図の通りです。

上水道は、1972 年（平成 47 年）に創設認可を受け、1975 年（昭和 50 年）に町北部を中心に給水を開始以来、順次拡張を行い、2007 年（平成 19 年）には町全域へ給水できる体制となっています。今後の維持管理及び拡張計画については「大野町水道ビジョン　平成 27 年度更新版」で示しています。

上水道の施設系統

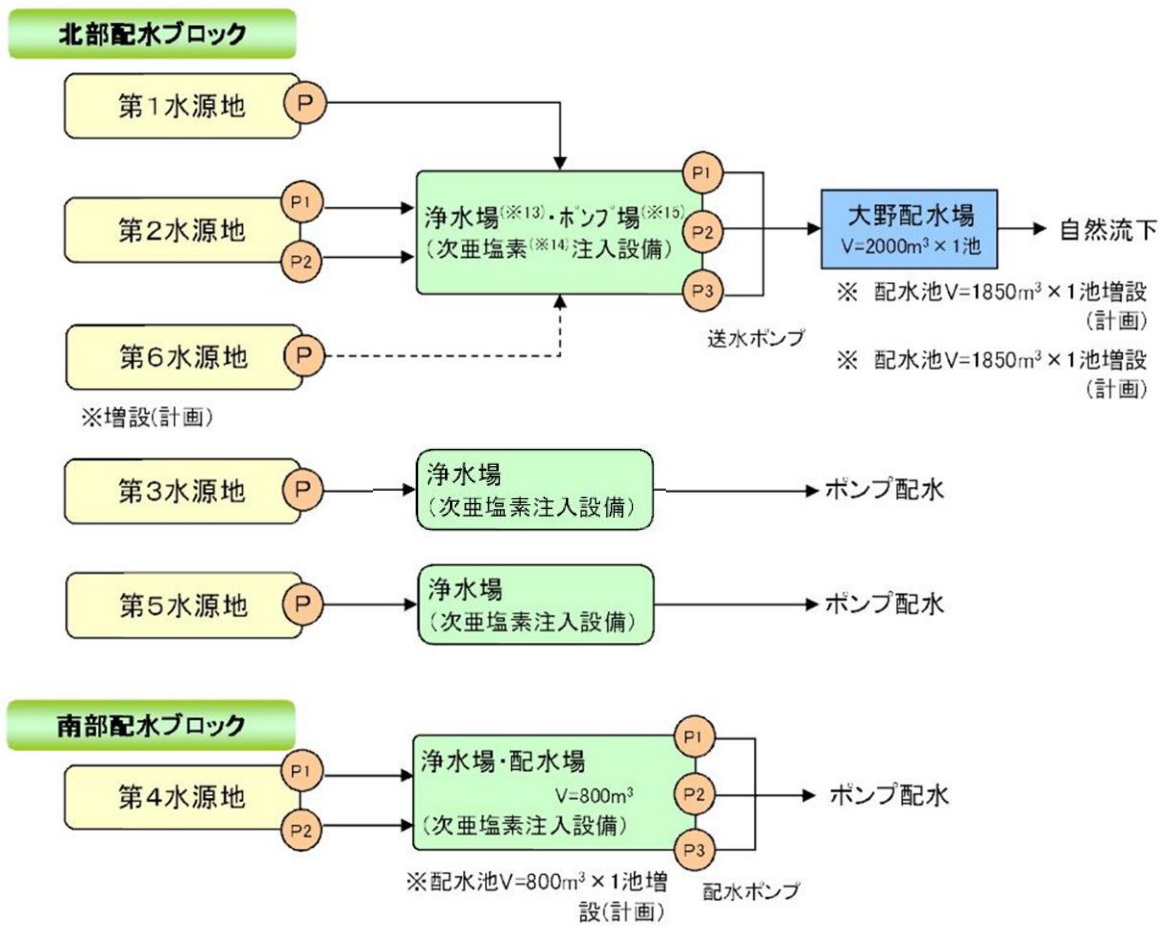

［資料：大野町水道ビジョン　平成 27 年度更新版］

なお、第１水源地には公共施設マネジメントの対象となる建物はないため、本計画においては今後の方針策定対象から除外しています。

管種別の上水道管延長と耐震化状況

配水管の耐震性につきましては、耐震化が済んでいる、又は耐震相当の処置が済んでいる管の延長は全体の 17%となっています。

区分	管種	延長 (m)
導水管	鋼管	66
	硬質塩化ビニル管	667
	小計	733
送水管	ダクタイル鋳鉄管	1,817
	小計	1,817
配水管	ダクタイル鋳鉄管（耐震）	25,696
	ダクタイル鋳鉄管（耐震相当）	382
	ダクタイル鋳鉄管	25,433
	硬質塩化ビニル管（耐震相当）	2,810
	硬質塩化ビニル管	115,491
	ポリエチレン管	470
	ポリエチレン管	150
	ステンレス管	525
	その他（ダクタイル鋳鉄管又は硬質塩化ビニル管）	881
	小計	171,838
	総延長	174,388

［資料：H26 年度上水道事業・水道用水供給事業調査票］

配水管の耐震化状況

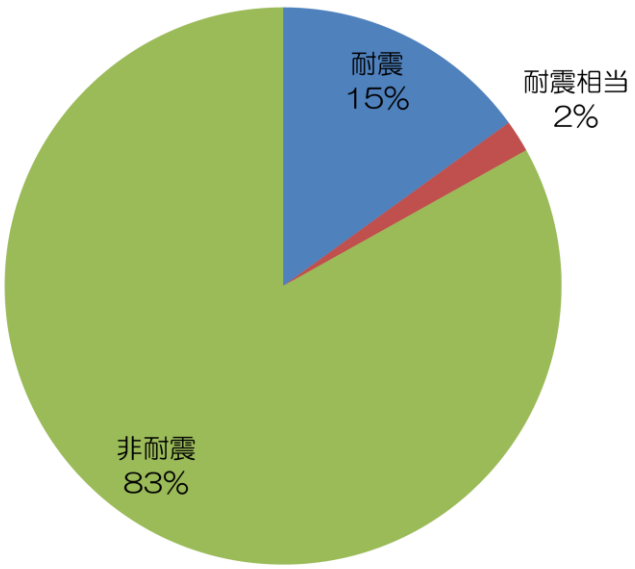

3-5　将来の更新費用の推計

(1) 前提条件・推計方法

町が保有する公共施設（建物）・道路・橋梁及び上水道施設について、将来的に必要となる更新費用を試算しました。インフラ施設のうち、長寿命化計画等において試算がなされていないものについては、一般財団法人地域総合整備財団から公開されている「公共施設等更新費用試算ソフト Ver.2.10」を使用して推計しました。

公共施設（建物）の更新費用試算にあたっての基本設定・推計条件

建物の更新費用資産にあたっては、施設の種類と構造別に単価と耐用年数を設定しました。また、建築年から耐用年数が半分経過するときに大規模修繕（再取得価額の 60%）、耐用年数を迎えると建て替えを実施するものとして試算を行いました。なお、建て替え後の更新費用（大規模修繕・建て替え）は加味していません。

種類	構造	単価（円/㎡）	耐用年数
庁舎	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	235,000	50 年
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	180,000	50 年
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	115,000	41 年
	鉄骨	90,000	38 年
	木造	95,000	24 年
住宅	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	165,000	47 年
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,000	47 年
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	105,000	38 年
	鉄骨	90,000	34 年
	木造	100,000	22 年
校舎	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	135,000	47 年
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	135,000	47 年
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	100,000	38 年
	鉄骨	80,000	34 年
	木造	90,000	22 年
倉庫	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	130,000	38 年
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	130,000	38 年
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	70,000	34 年
	鉄骨	60,000	31 年
	木造	60,000	15 年
その他	鉄骨鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	205,000	施設の種類によって決定
	鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ	155,000	
	ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ	100,000	
	鉄骨	70,000	
	木造	95,000	

［資料］
減価償却資産の耐用年数等に関する省令（財務省 昭和 40 年 3 月）
基準モデルに基づく財務書類作成要領　別表 B3 建物の耐用年数表

道路・橋梁の更新費用試算にあたっての基本設定・推計条件

道路及び橋梁の更新費用試算にあたっては、「公共施設等更新費用試算ソフト」を使用して、更新費用を試算しました。それぞれの更新費用を試算するための基本設定及び条件は下記の通りです。

道　路	更新年数	単価（円/㎡）
1 級道路 2 級道路 その他町道	15 年	4,700
歩道等	15 年	2,700

※建設年次不明の路線は、道路台帳作成年度（S60）として集計

橋　梁	更新年数	橋　種	単価（千円/㎡）
更　新	60 年	PC 橋	425
		RC 橋	425
		鋼　橋	500
		石　橋	425
		木橋その他	425

トンネルの更新費用試算にあたっての基本設定・推計条件

トンネルの更新費用試算にあたっては、周辺自治体における更新費用試算の事例や町における過去の補修等にかかった費用を参考としました。

トンネル	更新年数	単価（千円/m）
更　新	50 年	1,500

※修繕費用のみを推計
　道路幅員 9.5 m の場合の推計値

上水道の更新費用試算にあたっての基本設定・推計条件

（耐用年数）

内　訳			実使用年数
建　築			75 年
土　木			90 年
設備類	電　気		25 年
	機　械		25 年
	計　装		20 年
管路	管種区分	実使用年数の設定値例	町で採用する耐用年数
	ダクタイル鋳鉄	60 年 ～ 80 年	80 年
	鋼管	40 年 ～ 70 年	70 年
	硬質塩化ビニル管	40 年 ～ 60 年	60 年
	配水ポリエチレン管	40 年 ～ 60 年	60 年
	ステンレス管	40 年 ～ 60 年	60 年
	その他	40 年	40 年

（更新布設単価）

構造物及び設備	経過年数が法定耐用年数に達した年度で、平成 27 年度価格に換算した帳簿原価を更新需要とする			
管　路	管　種	管　径	単価（千円/m）	布設単価（千円/m）
取水・導水管	ダクタイル鋳鉄管（耐震継手）	φ250	99	78
		φ150	76	
送水管		φ300	112	99
		φ250	99	
配水本管		φ350	128	93
		φ300	112	
		φ250	99	
		φ200	87	
配水支管	配水ポリエチレン管（融着継手）	φ150	58	51
		φ100	47	
その他		φ75	41	41

［資料：大野町　上水道事業アセットマネジメント］

(2) 公共施設等の更新費用の推計結果

公共施設（建物）の更新費用試算

大野町の所有する公共施設は、建築後 50 年を経過したものもあり、大規模修繕や耐震補強工事等が実施されていても、寿命による建て替えが必要な施設も少なくありません。2015 年度において、直ちに大規模修繕・建て替えを想定した場合の推定費用合計は、概ね 60 億円程度となります。また、対象公共施設において、今後の大規模修繕・建て替えが必要となる施設の推計費用合計は、最後に建て替えが終わる 2057 年頃までに 214 億円程度（建て替え費用想定：約 166 億円、大規模修繕費用想定：約 48 億円）となり、60 億円と合わせ 274 億円が必要となります。これは、1 年あたりに換算すると 6.4 億円（274 億円/43 年間）程度となり、平成 26 年度の大野町一般会計が 71.2 億円であることから更新投資額が 9%程度を占めることになります。

平成 25 年度及び平成 26 年度に公共施設にかけた維持・修繕費の合計の平均は 2.1 億円程度であり、毎年 3 倍の費用が必要となります。

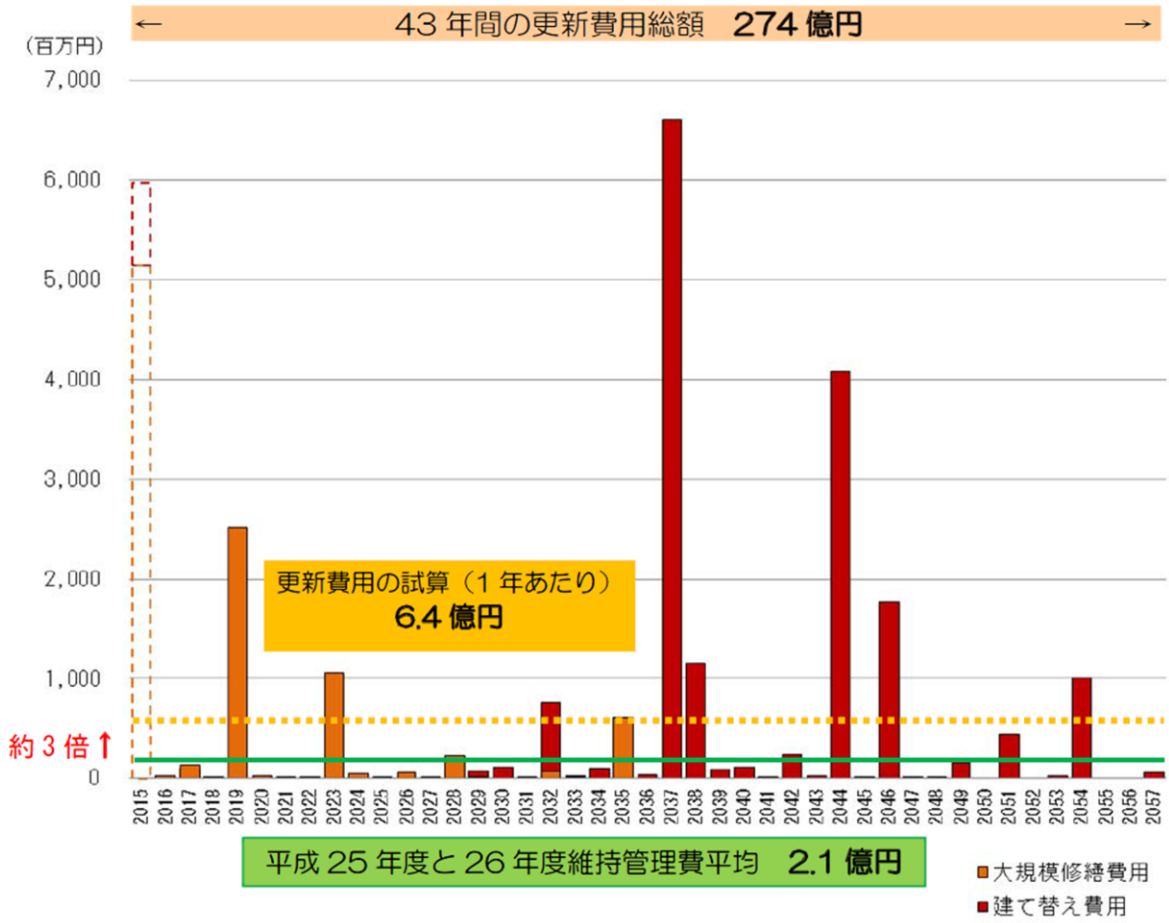

平成 31 年（2019 年）、平成 49 年（2037）年、平成 56 年（2044）年頃には多額の更新費用が必要となる可能性があるため、大規模修繕・建て替えに代わる施設の統廃合や維持・修繕計画を検討する必要があります。

道路・橋梁の更新費用試算

道路及び橋梁の更新費用を「公共施設等更新費用試算ソフト」で試算した結果、平成 66 年（2054 年）頃までに毎年必要となる更新費用の総計は、約 7 億円（道路：6.3 億円、橋梁：0.7 億円）に上る結果となっています。

道路につきましては、東海環状自動車道（仮称）大野・神戸インターチェンジの開通に伴う事業費を確保し（道路交通需要の変化による突発的な改修等の発生も考慮）、一層計画的な財源確保を図っていく必要があります。

橋梁につきましては、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて今後の修繕等に係る費用について、より精度の高い予測を行い、長期にわたる財源確保に努めていく必要があります。

（道路）

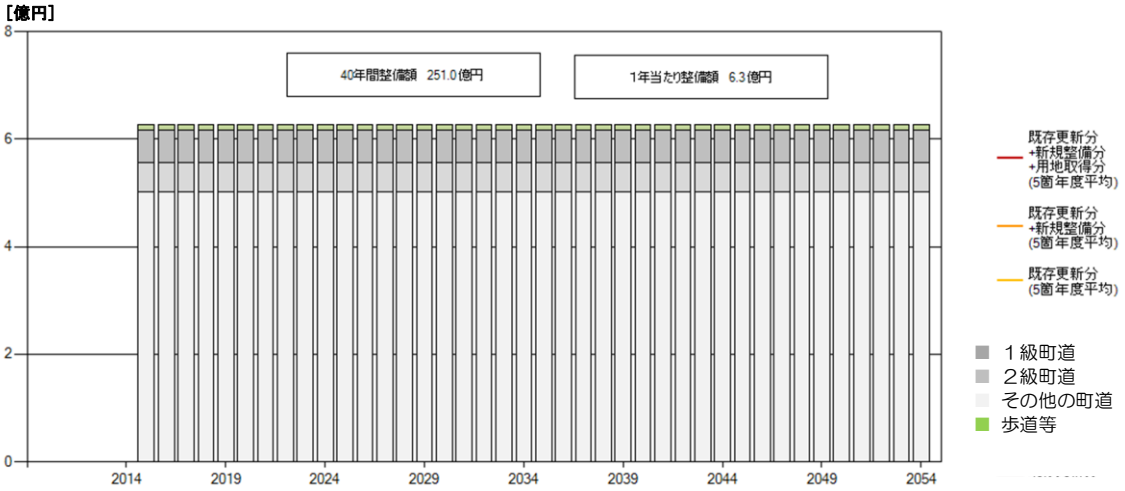

（橋梁）

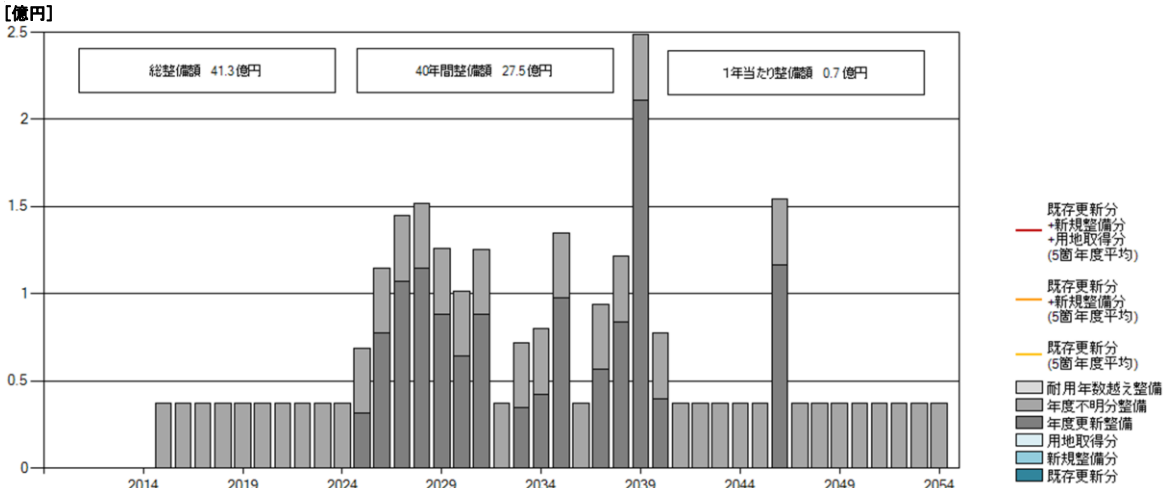

トンネルの更新費用試算

トンネルの修繕費用については、２箇所で年間約 4,000 万円掛かる見込みとなっています。揖斐川町との管理費用負担配分を考慮して年間約 2,000 万円と推計しました。

上水道の更新費用試算

平成 66 年（2054 年）頃までに上水道設備の更新に掛かる費用として、構造物及び設備に約 21 億円、管路に約 45 億円、合計で 66 億円必要となる見込みです。

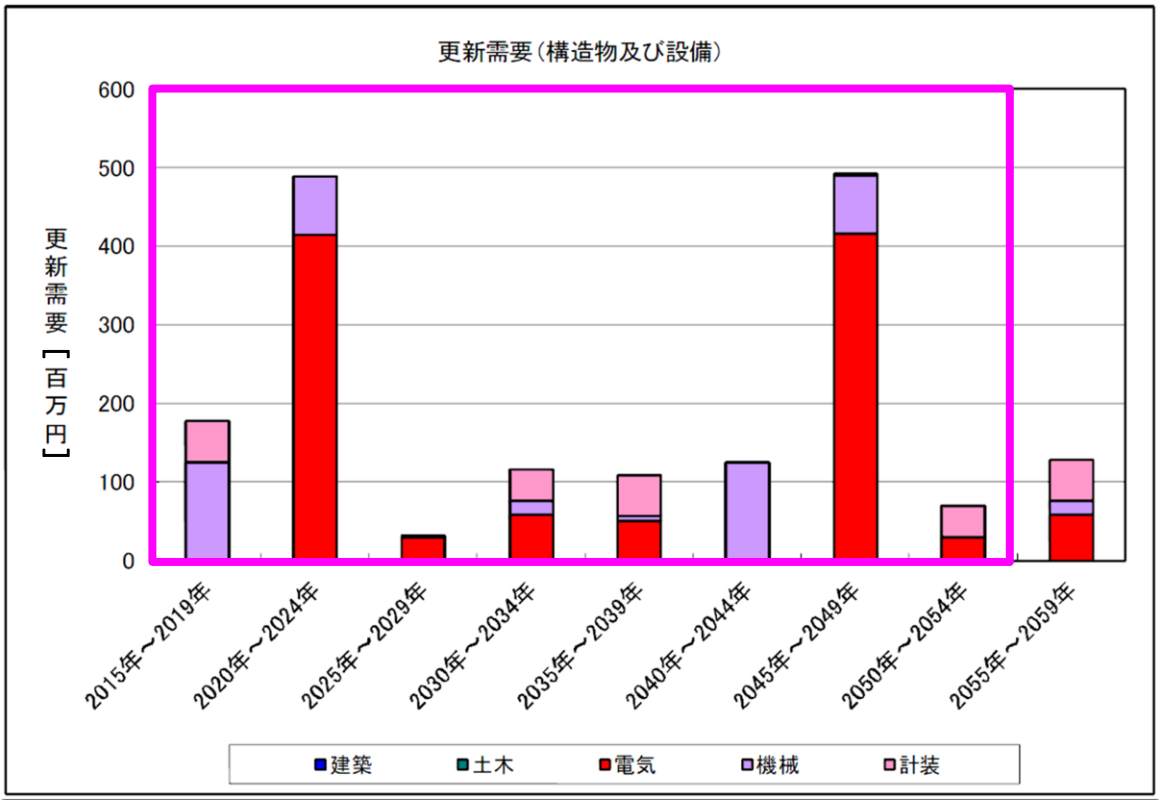

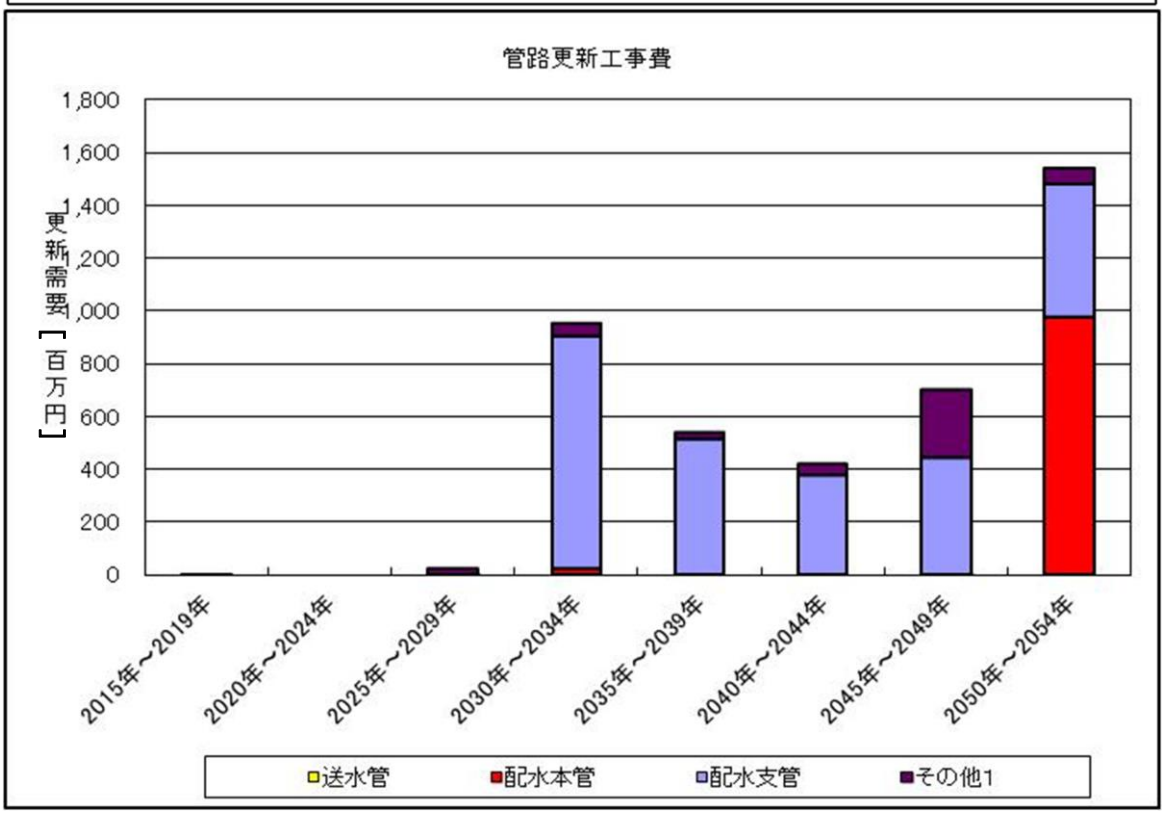

［資料：大野町　上水道事業アセットマネジメント（平成 27 年度）］

建物、道路、橋梁について更新費用を試算した結果に、実績に基づくトンネル修繕工事費を加えた１年当たりに必要となる更新費用総計を 13.6 億円と想定しました。これに対して、道路・橋梁、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設等の建設事業に要する経費である普通建設事業費を含む過去６年（平成 21 年度から平成 26 年度）の平均の投資的経費（県営事業負担金除く）は 13.6 億円であり、その内訳は、補助事業費が 7.1 億円、単独事業費が 6.5 億円となっています。現状では投資的経費と必要となる更新費用のバランスは取れているものの今後の税収減により徐々に不足していくことが予想されます。

また、水道事業は町民の生活になくてはならないインフラ施設ですが、「公共施設等更新費用試算ソフト」で試算した１年当たりに必要となる更新費用 1.7 億円は平成 26 年度事業会計の 4.2 億円に対して約４割を占めています。水道施設は原則として削減することができないため、コンパクトシティによる給水地区の集約等も視野に入れて対策していく必要があります。

インフラ関連の投資的経費/上水道事業会計と更新費用の比較

（投資的経費と更新費用）

種　　別	数　　量	１年当たり更新費用	過去６年平均の投資的経費	備　考
公共施設	89 施設	6.4 億円	13.6 億円	
道路	426,773m	6.3 億円		町道
橋梁	340 橋	0.7 億円		橋梁数は H27 年度
トンネル	２箇所	0.2 億円		
合計	－	13.6 億円		

（水道事業会計と更新費用）

種　　別	数　　量	１年当たり更新費用	H26 年度事業会計	備　考
上水道	173,507m	1.7 億円	4.2 億円	

第４章　公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

4-1　課題整理

これまで町では、公共サービスの増大に伴い公共施設を整備してきましたが、今後これらの多くが一時期に集中して更新の時期を迎えます。かつてのような経済成長が期待できないなか、現在の公共施設のすべてを維持していくことは、財政上にも大きな負担となることから、今回、89施設を分類化し、各施設の実態を施設面・利用面・運営面・コスト面から整理し、さらに、将来における人口動態の予測を行いました。その結果、公共施設を取り巻く現状として「施設の老朽化への対応」、「利用ニーズの変化への対応」、「厳しい財政状況を踏まえた対応」の課題が明らかになってきました。

今後の公共施設維持管理に対する課題

１）施設の老朽化への対応

□公共施設の老朽化が進んでおり、一時期に集中して更新時期を迎えるため、計画的な更新（大規模修繕・建て替え）の実施と施設の長寿命化による更新費用の平準化が必要です。

□利用者が少ない施設や減少傾向にある施設、目的を達成した施設を見直す等、公共施設の総量を長期的な視点で検討していくことが必要です。

２）利用ニーズの変化への対応

□今後も人口の減少が見込まれ、少子高齢化もさらに進展することが想定されることから、利用ニーズの変化に対応した公共施設サービスの提供が求められます。

□変化する利用ニーズに対応するためには、見直しによって生じた余剰施設や不足する施設などの有効活用や配置の検討を行うほか、民間施設で補完できるサービスの提供などを踏まえて検討していく必要があります。

３）厳しい財政状況を踏まえた対応

□町の歳入額はここ数年横ばいの状況であること、また今後の地方交付税等の財源見通しも不透明なことから、未利用・未活用資産の積極的な売却・貸付を通じた財源確保や、利用料金をはじめとした利用者負担について再検討することが必要です。

□管理運営経費の削減を進めつつこれまでどおりの行政サービスの水準を維持するために、インフラの長寿命化を推進しつつ、民間活力の導入による投資的経費の確保やＮＰＯ等との協働による効率的・効果的な運営を進める必要があります。

4-2　基本理念

ここまでに示した課題に対応して、限られた財源を有効に活用し「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」を実現していくためには、公共施設の適正な運営管理のあり方等を精査し、中長期の財政状況を踏まえ、公共サービスを低下させることなく公共施設の維持・管理・運営を図っていく必要があります。

そのため、今後は以下の公共施設マネジメント基本方針を定め、これをもとに施設の適正な配置を勘案し、管理・活用を行っていくこととします。

公共施設マネジメント基本方針

公共施設基本方針	インフラ施設基本方針
公共施設の総量の検討 （適正配置）	更新費用の縮減と平準化
公共施設運営コストの 適正化（質の向上）	長寿命化
中長期的視点でのﾄｰﾀﾙｺｽﾄ削減 （更新費用・管理運営費の財源確保）	投資額の確保

↓

維持管理の具体的な取り組み方針

①　点検・診断等	⑤　長寿命化の推進
②　維持管理・修繕・更新等	⑥　施設総量の適正化
③　安全確保の実施	⑦　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築
④　耐震化の実施	

4-3　計画期間

本計画は、本町の公共施設の課題を抽出した平成 27 年度から平成 69 年度までの 43 年間を見通しつつ、社会経済情勢に的確に対応するため、今後 10 年間（平成 28 年度～平成 37 年度）を計画期間とし、第六次総合計画との整合を取りながら推進します。

計画の推進にあたっては、総務課を中心として、関係する全部署・施設管理者と横断的に情報共有する推進体制とします。また、新地方公会計制度の導入に伴う財務諸表整備も併せて推進することで、財政状況を全庁的に把握・情報共有しやすい体制のもとで取り組んでいきます。

全体的な行動計画として総合管理計画を策定後、必要に応じて個別の管理計画を策定し、定常的な維持管理と併せて計画に基づいた修繕・更新を実施します。計画（Plan）・実行（Do）・評価（Check）・改善（Action）のサイクル（PDCA）を５年周期とし、全体及び個別の計画を見直しながら適切な施設維持管理を進めていきます。

大野町総合計画と連動した公共施設総合管理計画の推進予定

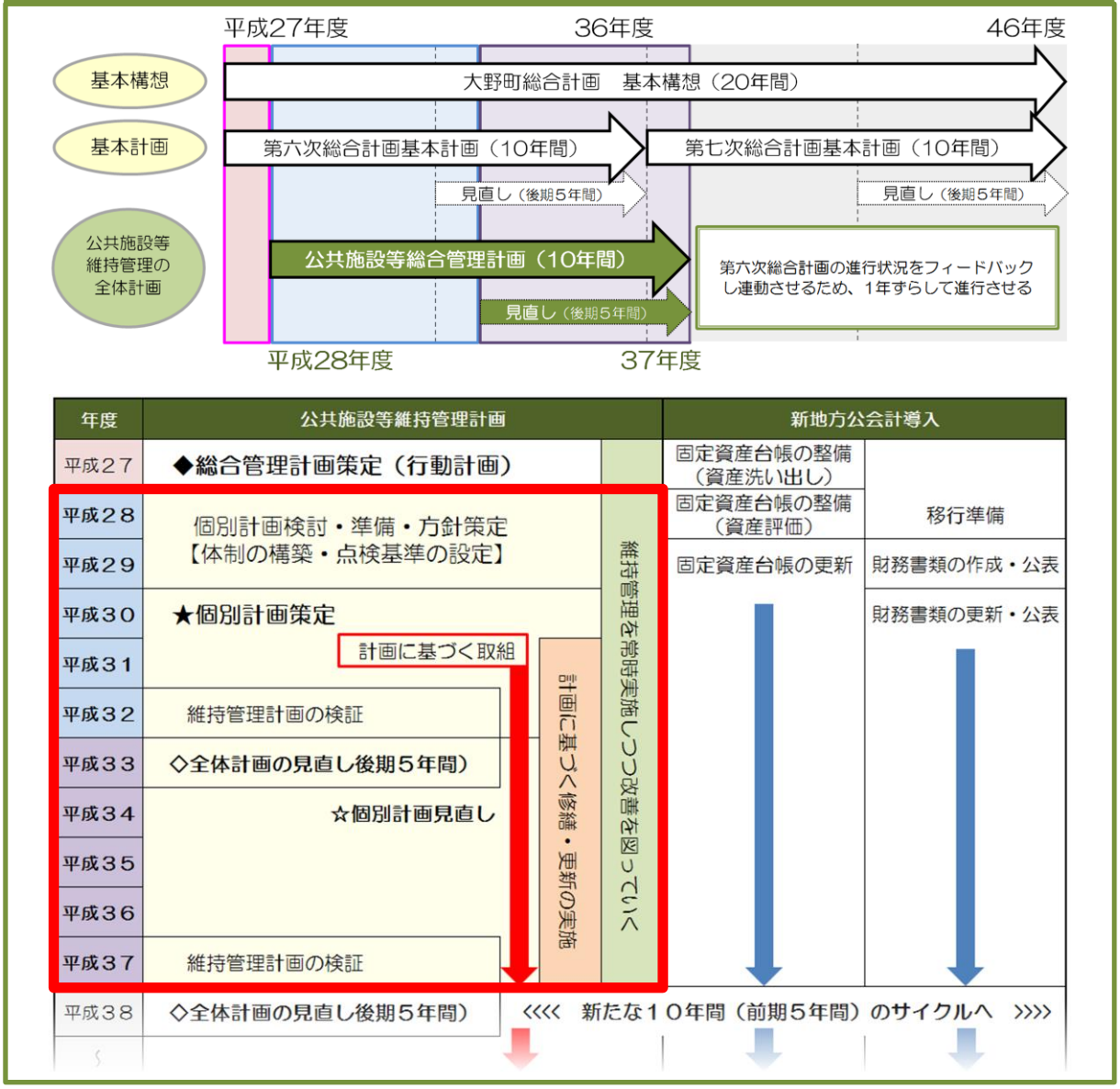

4-4　基本方針

(1) 公共施設基本方針

公共施設等の基本方針を、公共施設とインフラ資産それぞれに分けて定めます。

１）公共施設の総量の検討（適正配置）
今後は、既存施設の有効利用の活用観点から、原則として新設は他の施設の統合を前提とします。また、施設の更新（建て替え又は大規模修繕）を行う場合はゼロベースで検討します。
(1) 施設の新設
□原則として、施設の新設が必要となる場合は、他の施設の統合を前提とし、将来的に統合しやすい施設設計とします。 □近い将来を見据えて本当に必要か、既存施設の活用が可能かなどを十分検討します。 □ＰＰＰ（官民連携）/ＰＦＩ（民営公共事業）等の民間活力の導入を含めて幅広く検討します。
(2) 施設の更新（建て替え又は大規模修繕）
□施設の新設の場合と同様に、該当施設が本当に必要かどうか将来のまちづくりを見据えた上で、ゼロベースで検討します。 □施設の規模や機能、地形的条件（施設間の距離、交通利便性）などを総合的に検討し、施設の配置を進めることとします。 □建物性能が高く一定の規模がある施設については、施設の複合化・多機能化を進めます。 □行政域を超えた広域的な利用も視野に入れ、隣接する自治体と施設の相互利用などが可能か検討します。
(3) 施設の廃止
□老朽化により耐用年数が過ぎた施設については、安全確保の観点から、原則として除却します。ただし避難所等で利用している場合で他の施設で代用できない場合は、施設の長寿命化を実施します。 □施設が比較的新しく建物性能が高い施設を用途廃止した場合は、用途変更や地元への移譲・貸付等について検討します。 □施設の用途廃止後における建物については、維持費の削減と税収入確保のため、払下げも含めた有効活用を検討します。

２）公共施設運営コストの適正化（質の向上）
施設の維持管理をより少ない経費で行うために、老朽化施設の除却や新設の施設の複合化・多機能化を推進し質の向上を図ります。施設の整備は、民間の技術・ノウハウ、資金等の活用を積極的に導入します。
□施設を効率かつ効果的に管理運営をするために、費用対効果を総合的に判断してコスト評価をします。 □施設が提供するサービスの量を維持しつつ維持管理コストを削減するために、新設の施設の複合化・多機能化を推進していきます。 □直営の固定費を削減するため、運営管理コストに優れた管理方式を導入します。 □より質の高いサービスを提供するために、ＰＰＰ/ＰＦＩ制度などの民間活力を施設の整備や管理運営に導入します。 □指定管理者制度導入により、住民サービスの維持・向上と経費の節減が見込まれる施設は、積極的に指定管理者制度を導入していきます。

□地域で管理経営を行うことで、より効果的な施設については、指定管理者制度の活用や、地元で施設を管理経営する方法について検討します。

３）中長期的視点でのトータルコスト削減（更新費用・管理運営費の財源確保）
不要な資産（除却した施設の土地等）は、売却や貸付等により、維持管理費の削減と更新費用や管理運営費の財源確保に努めます。
□将来的な利用が見込めない財産が生じた場合は、適切に売却処分や借地との交換を進めます。 □法規制等の理由により売却が困難な財産については、民間等への貸付による財産の有効活用を図ります。 □公共施設等の余剰空間については、周辺施設の機能集約や国や県及び公共的団体、民間等への貸付による有効活用を図ります。

(2) インフラ資産基本方針

１）更新費用の縮減と平準化
インフラ資産は原則として削減はできないため、重要度と緊急度により優先順位を決めた上で計画的に更新を実施することで、更新費用の縮減と平準化を図ります。
□インフラとしての機能、ライフラインとしての重要度、維持補修の緊急度などにより、更新の優先順位付けに向けた評価を実施し、施設更新の効率化を図ります。 □維持管理的な事業については、一定の投資額で継続的な取り組みを行います。 □個別施設計画や施設維持管理マニュアル等に基づき、点検・診断等を定期的に実施し、施設の重要度や緊急度に応じて対策を実施します。 □各インフラ資産の状態や対策履歴等の情報を記録・蓄積し、以降の点検・診断等に活用する仕組みを構築することにより効率的な更新を実施します。 □公営企業である水道は、長寿命化の基本計画である「水道ビジョン」をもとに、財政マネジメントと効率的な施設管理に取り組みます。

２）長寿命化
予防保全型の維持補修による長寿命化を進め、ライフサイクルコストの縮減を図ります。
□従来の「事後保全（老朽化等に伴う不具合が発生してから修繕を行う）」から、「予防保全（定期点検・調査等に基づいて計画的に改修を実施）」に方針を転換し、施設の長寿命化を図ります。 □職員の維持保全に係る技術力向上を図るため、国や県等が実施する資格・研修制度や講習会等を積極的に活用します。また、庁内での勉強会等で他自治体の取り組み事例や最新の技術動向などを習得し、長寿命化のための取り組みに活用します。

３）投資額の確保
インフラ資産に係る投資額を安定的に確保します。
□予防保全型の管理を計画的かつ着実に実施することにより、個別施設計画に基づく施設更新費用を安定的に確保します。

(3) 具体的な取り組み方針

基本的な方針・方策をもとに、施設の維持管理の現場等における様々な問題意識も踏まえつつ、今後は従来実施してきた取り組みに加えて、１）～７）の各項目について以下の取り組み方針により対応していきます。

１）点検・診断等の実施方針
(1) 職員の知識・技術の向上
国や県等が実施する資格・研修制度や講習会等を積極的に活用し、職員の維持保全に係る知識・技術力向上を図ります。また、これらの知識・技術を勉強会等で情報共有することにより、全庁的に施設管理者の知識・技術の向上を展開します。
(2) 点検・診断基準類の整備
国や県等の整備済みの維持管理基準類をもとに、12 条点検の項目や要領等を参考にしつつ、施設の特性を踏まえた点検・診断の基準を整備し、施設の健全性を把握する仕組みを構築します。
(3) 定期点検の実施
点検・診断基準に従い、定期的な点検を確実に実施していきます。
(4) 点検結果の収集・分析・活用
点検・診断の結果等の情報を適切に管理・活用する仕組みを構築し、より効果的・効率的な維持管理につなげます。

２）維持管理・修繕・更新等の実施方針
(1) 予防保全の実施
施設の特性や安全性、経済性を考慮しつつ、施設の劣化を予測して予防的補修を実施するなど、予防保全の実施により性能・機能の保持・回復を図り、修繕経費の無駄をなくします。
(2) 個別施設計画（施設類型毎の長寿命化計画）の策定
施設類型毎の長寿命化計画（個別施設計画）を必要に応じて策定し、計画的な維持保全を推進します。計画の策定及び実施に当たっては、施設特性を考慮の上、重要性・緊急性等を判断して対策の優先度や実施時期を決めるとともに、施設のライフサイクルコストが最小となるよう様々な材料・工法等を比較して最適な方法を選択した上で、修繕等による効果を検証して継続的に計画を見直していきます。長寿命化を実施する際は、現時点よりも維持管理費がかからない施設設計を検討します。
(3) 隣接自治体との協働
隣接する市町との同種事業の一括発注による効率化の検討により、維持管理事業の協働の推進及び財政負担の軽減を目指します。
(4) 産官学の連携
積極的にＰＰＰ/ＰＦＩを検討し、できる限り財政負担の軽減に取り組みます。また、大学の研究室や地域の建設業者等との共同研究や研修を行うなど、技術力の確保・向上に努めます。

３）安全確保の実施方針
(1) 同種・類似リスクへの対応
点検診断等により施設の危険箇所が発見された場合は、速やかに安全対策を実施したのちに同種の施設についても早急に点検を実施し、事故の未然防止に努めます。
(2) 建物の非構造部材の安全対策
公共施設の非構造部材（外壁、ガラス、吊り天井等）の安全対策について、大規模修繕に併せて行うなど計画的かつ効率的な対策を実施します。
(3) 不要となった施設の除却
防犯・防災・事故防止等の観点から、必要性が認められない施設の除却を推進していきます。

４）耐震化の実施方針
(1) 新設施設の耐震の強化
町内の主要施設の耐震化は完了しており、今後新設する重要な施設は災害発生時の災害拠点施設等の機能維持に対応した設計とします。

５）長寿命化の実施方針
(1) 予防保全の実施
施設特性や安全性・経済性を考慮しつつ、点検により劣化の有無や兆候を確認又は予測して予防的補修をする予防保全の実施により、施設の性能・機能の維持・回復を図ります。
(2) 計画的な大規模修繕の実施
施設の特性に応じた使用年数の目標や優先度を踏まえ、長寿命化する施設の優先順位定めて、適切な時期に大規模修繕を実施します。 大規模修繕は、改修後の使用予定期間や改修後の維持管理を考慮しライフサイクルコストが最小となるような改修内容・工法等を比較し最適な方法で実施します。

６）施設総量の適正化の推進方針
(1) 施設の集約の推進
現状施設の利活用状況に応じて施設の集約を実施し、施設総量の適正化を図ります。
(2) 将来的な施設の必要性・集約化の検討
必要な施設は適切に維持管理するとともに、将来的な社会構造の変化やそれに伴う行政ニーズの変化を踏まえて、施設規模の見直しや機能の統合化・集約化・廃止を検討します。
(3) 広域的な視野での検討
隣接する自治体との事業連携も含め、広域的な視野で施設総量の削減に向けた検討を行います。
(4) ＰＰＰ/ＰＦＩの検討
施設規模の見直しや機能の統合化・集約化・廃止は、民間資金等の活用（ＰＰＰ/ＰＦＩ）等、民間との連携も視野に入れた検討を行います。

7）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針
(1) 公共施設マネジメント推進会議の設置
全庁的な観点から公共施設の利活用を総合調整し、管理等の最適化を検討するため、公共施設マネジメント推進の担当部署を定め、有識者を交えた推進会議の設置を検討します。
(2) 職員の知識・技術の向上
職員の維持保全に係る技術力向上を図るため、国や県等が実施する資格・研修制度や講習会等を積極的に活用します。また、庁内での勉強会等で他自治体の取り組み事例や最新の技術動向などを習得し、長寿命化のための取り組みに活用します。
(3) 資産管理部門と財政部門との連携強化
資産管理部門と財政部門との情報交換を密にして連携を強化し、財政負担の軽減・平準化を図り必要な予算確保に努めます。

(4) 目標設定

今後、人口減少による税収減少等により財政状況は一層厳しくなることが予想されます。この状況において、公共施設の維持管理・更新を行っていくには、中長期的な財源確保のための戦略的な目標を立てる必要があります。

このため、基本計画において示した様々な観点での取り組みについて、コスト面の現実性を含めて全庁的に検討・実施する体制を速やかに確立することを最優先目標とします。

さらに、中長期的な財政計画のもと、各公共施設のライフサイクルコストを的確に把握し、対処に係る予算の平準化策等について数値的な目標を定めるのが望ましいと考えています。

しかし、建物の利用に関する現行の施策等との整合性を確保する必要があること、今後推進する予定の予防保全措置によるコスト改善効果が不確定であること、また、利用ニーズを考慮して建物の必要性を検討するために継続的な収支分析を必要とする施設が多いことなど、課題が多い現状です。

各公共施設の老朽化度や利用状況については、公共施設マネジメントのためにこれまで実施してきた取り組みによって概ね把握できていますので、有識者等を交えた公共施設マネジメントの推進会議等の発足を視野に入れ、必要に応じて個別の施設管理計画を策定する段階において、より精度の高いコストの見通しを把握し、目標の具体化を進めていきます。

第５章　施設類型毎の管理に関する基本方針

前述の具体的な取り組み方針に基づき、個別の施設についての方針を下表の類型別に策定します。策定に当たっては、「インフラ長寿命化基本計画」において示された記載すべき事項を踏まえた内容とします。なお、既に計画を策定している分野においては、計画改定時に、不足している項目を盛り込むなど必要な見直しを行います。

公共施設の類型

	施設類型	主な施設種類
5-1	庁舎施設	大野町役場
5-2	消防施設	消防車庫
5-3	児童福祉施設	
(1)	町立保育園	保育園
(2)	その他	児童館・幼児療育センター
5-4	保健・福祉施設	保健センター・福祉センター デイサービスセンター
5-5	衛生施設	不燃物処理場・ごみステーション
5-6	墓地	霊園
5-7	農業施設	転作定着化研修センター 転作促進技術研修センター 産地形成促進施設
5-8	公園施設	公園
5-9	公営住宅	町営住宅
5-10	学校施設	小学校・中学校・給食センター
5-11	社会教育施設	公民館・武道館・体育館・宿泊研修所・東運動場・運動公園・総合町民センター（図書館併設）・民俗資料館・文化財
5-12	排水施設	排水機場
5-13	インフラ施設	
(1)	道路	
(2)	橋梁	
5-14	上水道	水源地施設も含む

※給食センターは池田町と共同学校給食センターを建設準備中

5-1　庁舎施設

課題認識	□本庁舎は新耐震基準による建築が行われているが、更新時期となっており、今後、大規模修繕・建て替えの検討を行う必要がある。 □空調設備等一部改修されたが、水まわりや給排水設備、電気設備等の老朽化が進行している。 □継続的に収支データを分析し、維持管理委託料や貸付料を中心に検討を行う必要がある。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □点検・補修履歴等の管理に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設保全に活用する。
維持管理等	□維持管理コストについては、室内照明の LED 化、省エネ型空調取り換えにより光熱水費の削減をした。引き続き光熱水費等の実態を把握しコストの軽減を図る。 □蓄積した点検結果をもとに必要な対策を実施する。
安全確保	□点検等により利用者や職員に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕工事を実施する。
耐震化	□新耐震基準への変更年度（昭和 56 年度）に竣工しており、耐震診断の結果、問題がないことを確認済み。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。
施設総量の適正化	□近接する公共施設等の将来的な集約化や総合庁舎化等を、継続的に検討する。
体制構築	□施設の最適化を検討するための全庁的な推進会議の設置を視野に入れ、施設更新（大規模修繕・建て替え）の予算を効率的に執行する仕組み等を検討する。 （※他の分野の施設も対象）

5-2　消防施設

課題認識	□全ての施設が新耐震基準による建築が行われているが、更新時期となっており、計画的な大規模修繕等を行う必要がある。 □配置バランスは概ね妥当であり、防災の視点から考慮すると、再配置・統廃合の検討は特に必要ない。 □車両の大型化に伴う増築の検討を行う必要がある。

点検診断等	□職員や利用者（消防団員）による自主点検を行い、維持管理・修繕等を含む老朽化対策を行っていく。
維持管理等	□点検等により不良と判断された場合には、速やかに修繕を行う。
安全確保	□点検等により施設管理者や第三者に被害が発生すると判断された場合には、緊急的な修繕を実施する。
耐震化	□新耐震基準のため不要。
長寿命化	□建物の構造に応じた目標使用年数を定め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図る。
施設総量の適正化	□建て替え時期が来た建物については、近接する公共施設に統合可能か検討する。
体制構築	□地区の消防活動の拠点であり消防団と連携して管理を行う。

5-3　児童福祉施設

(1) 町立保育園

課題認識	□いずれの施設も更新時期となっており、大規模修繕・建て替え等の検討が必要である。 □私立保育園等も含めて配置バランスを確認すると、人口分布と施設密度の点でやや不均一な地区がみられる（西保育園とクローバー幼稚園等）。 □年少人口の減少傾向を踏まえ、更新又は統廃合の検討と併せて、民間施設との統合や民間移譲も視野に入れたうえでの検討が必要である。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □点検・補修履歴等の管理に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設保全に活用する。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。 □民間の子育て支援センターとの配置バランスを踏まえつつ、民間活力を導入して施設の管理運営を行う。
安全確保	□点検等により、児童等の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、安全な保育環境の維持の観点から、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□西・南保育園において建築耐震工事（旧耐震基準）が完了している。 □北保育園（平屋建て）については、耐震診断の結果、安全性が確認されている。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。 □建物や遊具庫等の大規模修繕に係る費用や人件費を平準化するため、複数年にわたる調査・分析を実施し、施設の利用状況も考慮した長寿命化工事を計画する。
施設総量の適正化	□地区によって人口推移の傾向が異なるものの、全体として児童の減少傾向は顕著であるため、私立の保育園や幼稚園と補完し合って配置のバランスが良い現状を活かしつつ再配置を検討する。 □私立保育園及び幼稚園のうち、大野保育園・豊木保育園は幼保連携型認定こども園、へ、大野クローバー幼稚園は幼稚園型認定こども園へ、それぞれ平成２８年４月に移行を予定している。 □将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組む。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

(2) その他（児童館・幼児療育センター）

課題認識	□幼児療育センターは、竣工間もない施設のため、施設に関する問題は特にないが、継続的に収支データを分析し、過大な費用計上の有無を確認し、適正な費用計上を検証する。 □児童館は、やや老朽化が進行しており、今後、大規模修繕・建て替えの検討を行う必要がある。 □児童館敷地内の未利用の建物（旧 ことばの教室）が現在物置として利用されており、利用方法の検討が必要である。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □点検・補修履歴等の管理に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設保全に活用する。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。
安全確保	□点検等により、施設関係者や第三者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□児童館は耐震診断の結果問題がないため不要。 □幼児養育センターは新耐震基準のため不要。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。 □建物等の大規模修繕に係る費用や人件費を平準化するため、複数年にわたる調査・分析を実施し、施設の利用状況も考慮した長寿命化工事を計画する。
施設総量の適正化	□将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設総量の縮減に取り組む。 □未利用建物の今後のあり方について検討する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-4　保健・福祉施設

課題認識	□福祉センターは、新耐震基準による建築が行われており、また、平成 25 年度（2013 年度）に大規模修繕工事が実施されたため、施設構造については特に問題ない。 □保健センターは、竣工から 20 年弱程度が経過しているが、施設に関する問題はなし。 □デイサービスセンターは、社会福祉協議会に無償貸借で一括委託しており、現在、町としての支出はないが、今後、大規模修繕を実施する際の費用負担について考慮していく必要がある。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □デイサービスセンターは、建物の法定点検のほか、管理受託者（社会福祉協議会）による自主点検結果を蓄積し、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を行う。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。
安全確保	□点検等により、乳幼児、妊婦、高齢者、施設関係者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□耐震診断の結果、問題がないため不要。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。 □建物の大規模修繕に係る費用を平準化するため、複数年にわたる調査・分析を実施し、施設の利用状況も考慮した長寿命化工事を計画する。
施設総量の適正化	□基本的に統廃合は難しいが、将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、機能の複合化等の検討をする。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。 □デイサービスセンターは、社会福祉協議会に維持管理を含めた施設運営の委託を継続する。

5-5　衛生施設（不燃物処理場・ごみステーション）

課題認識	□不燃物処理場は、更新時期となっており、大規模修繕等を行う必要がある。また、継続的に収支データを分析していく必要がある。 □ごみステーションは、施設に関する問題は特にないが、町内の南側にごみステーションが少なくやや不均一な配置バランスとなっており、今後地区別の人口推移状況によっては配置を検討する必要がある。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □設備・機器のリストを作成し、維持・補修データを整備して各設備・機器の管理基準（施設保全計画）を設定し、この基準に基づき点検・診断を実施する。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。 □設備機器毎に事後保全と予防保全に分類し、点検・診断結果により修繕又は更新等を実施する。
安全確保	□点検等により、第三者、施設関係者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対して必要な措置を実施する。
耐震化	□耐震対策を必要とする建物はないため不要。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。 □建物の大規模修繕に係る費用や人件費を平準化するため、複数年にわたる調査・分析を実施し、施設の利用状況も考慮した長寿命化工事を計画する。
施設総量の適正化	□基本的に統廃合は難しいが、将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、施設の適正規模について検討をする。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-6　墓地

課題認識	□墓地施設は、旧耐震基準となっており、建て替え時期を迎えている。今後、建て替え、民間又は地域への移譲の検討を行う必要がある。

点検診断等	□職員及び利用者の目視による安全点検を実施する。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。
安全確保	□点検等により、第三者、施設関係者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対して必要な措置を実施する。
耐震化	□旧耐震で未対策であるが、日常的な利用がないため、今後の利用状況と老朽化の状況により必要性がある場合は対策を実施する。
長寿命化	□予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。
施設総量の適正化	□基本的に統廃合は不可能であり、建て替え、又は地域への移譲等を含め検討をする。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-7　農業施設

課題認識	□農業従事者の減少傾向を踏まえ、施設の利用実態を考慮して施設の設置目的や管理運営方法等について検討を行う必要がある。 □産地形成促進施設（ルート303）は施設に関する問題はない。現在管理を委託しており、今後継続的に収支データを分析し、その他維持費及び燃料・光熱水費を中心に検討を行う。 □研修センターは、全ての施設において更新時期となっているが、地元で一括管理している施設であり、今後の所有権について協議の必要がある。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。 □設備・機器のリストを作成し、維持・補修データを整備して各設備・機器の管理基準（施設保全計画）を設定し、この基準に基づき点検を実施する。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を講ずる。 □研修センターは、地区の会所としての機能を有しており、地元に管理して頂く。
安全確保	□点検等により利用者や第三者に被害が発生する恐れがあると判断された場合には、緊急的な措置を実施する。
耐震化	□新耐震基準のため不要。
長寿命化	□長寿命化対象施設の選別・大規模修繕の優先順位の設定を行う。 □計画的な長寿命化工事を行う。
施設総量の適正化	□人口減少及び農業従事者減少傾向を考慮しつつ、更新又は統廃合並びに用途変更も含めて更新の必要性を検討する。 □民間への移譲、ＰＰＰ/ＰＦＩを検討する。 □今後、類似施設である「道の駅」施設の建設が予定されており、子育て施設や防災拠点を兼ねた複合施設となる予定。農業施設については当該施設との機能面の関連性に留意し、施設の再配置等を検討していく必要がある。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-8　公園施設

課題認識	□施設に関する問題はないが、長寿命化に関する計画がなくその都度補修工事や施設更新をしている。

点検診断等	□遊具の定期点検を引き続き確実に実施するとともに、それ以外の点検についても定期的に実施する。 □点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。
維持管理等	□公園施設の長寿命化について検討し、各施設の管理区分（予防保全型・予測保全型・事後保全型）に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図る。
安全確保	□日常点検・定期点検を引き続き実施し、損傷が見つかった場合は速やかに対策を行う。
耐震化	□大野バスセンター、黒野駅レールパークは新耐震基準であり、その他に耐震対策を必要とする建物はないため不要。
長寿命化	□公園施設の長寿命化について検討し、各施設の管理区分（予防保全型・予測保全型・事後保全型）に従って、計画的な補修工事や更新を行い、施設の安全確保と長寿命化を図る。
施設総量の適正化	□地域への密着施設が多いため、地元への管理移管・移譲等も検討する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-9　公営住宅

課題認識	□中之元北団地以外全ての施設が旧耐震基準による建築であり、大規模修繕・建て替え時期を迎えている。また、空室率が 30%を超える施設もあることから、今後は、統廃合及び民間又は地域への移譲も視野に入れたうえで検討を行う必要がある。 □将来的な人口減少等の環境変化に合わせた統合や廃止について、地域性を考慮しつつ検討する必要がある。

点検診断等	□現在実施している法定点検（12 条点検）、定期パトロール等を、今後も確実に実施する。 □点検・補修履歴の管理・蓄積に関するデータ管理方法の改善に取り組み、施設保全に活用する。
維持管理等	□優先順位を設定し、計画的な修繕・更新を行う。 □将来的な環境変化に合わせた修繕・更新計画の見直しを行い、民間活力の活用等により更新費の抑制方策を検討する。
安全確保	□竣工時期に応じた外壁打診調査を実施し、調査結果に基づき部分補修又は全面改修を行う。 □竣工時期に応じたベランダ・廊下の手すり改修等を行う。
耐震化	□各施設は耐震基準を満たしているが、老朽化と利用状況を鑑み、耐震性能の低い住宅については統廃合を含め検討を進める。
長寿命化	□長寿命化対象住宅の選別・大規模修繕の優先順位の設定を行う。 □計画的な長寿命化工事を行う。
施設総量の適正化	□将来的な人口減少等の環境変化に合わせた統合や廃止を検討し、対象となる住宅の候補を選別する。 □検討に当たっては、地域毎の需給バランス等に配慮し、利用料の見直しも視野に入れ支出の改善を図りつつ、必要に応じて統廃合を検討する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-10 学校施設

課題認識	□ほとんどの施設が更新時期となっており、今後、大規模修繕・建て替え等を行う必要がある。 □施設管理者の専門知識・技術の向上を図る必要がある。 □点検結果や補修履歴等を適切に管理・活用する必要がある。

点検診断等	□現在実施している法定点検（12 条点検）等を、今後も確実に実施する。 □施設管理者向けの技術研修の実施や相談窓口の設置等により、施設管理者への技術的支援を行う。 □点検・補修履歴の管理・蓄積に関する仕組みを作り、蓄積したデータを施設の保全に活用する。 □施設管理者の点検結果を集約・分析し、必要に応じて専門技術を要する外部機関による２次点検を行う。
維持管理等	□建て替えだけでなく、大規模修繕を含めた中長期計画を策定する。 □更新の優先順位を判断する基準等を作り、学校全体の計画的な保全・更新等に取り組む。 □避難所としての性能確保の観点から、和式トイレの洋式化を検討している。 □児童・生徒の熱中症予防等の観点から、空調設備の導入を検討している。
安全確保	□体育館の吊り天井の落下防止対策については平成２７年度（2015 年度）末で完了している。 □避難所としての体育館への対策に引き続き、校舎の非構造部材の安全対策（外壁、内壁、照明、ガラス）を大規模修繕等に併せて実施する。 □防犯・防災・事故防止等の観点から必要に応じて利用見込みのない建物を整理・減築する。
耐震化	□新耐震基準又は耐震対策実施済みのため不要。
長寿命化	□長寿命化のための大規模修繕計画を策定し、順次改修工事を開始する。 □建物の構造に応じた目標使用年数を決め、各部位の耐用年数を考慮した計画的な保全の実施により長寿命化を図る。
施設総量の適正化	□将来的には、児童・生徒数の減少を踏まえ、学校内での建物の集約化や減築等、校内の施設規模の適正化を検討する。 □老朽化した給食センターにおいては、隣接する池田町と新施設の共同設置に向け、事業を推進する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。 □職員のスキルアップを目的として、有識者を交えた会議等の場で技術的支援・指導を受ける機会の設定等を検討する。 □教育委員会事務局内に老朽化対策の担当部門を設置することを検討する。

5-11 社会教育施設

課題認識	□総合町民センターは、施設･設備などの老朽化がやや進行しており、今後、施設が大きく莫大な費用が予想されるため計画的な大規模修繕等を行う必要がある。また、現在は指定管理者制度をとっているが、稼働率が低いことから、民間又は地域への移譲や施設の統合も視野に入れた検討が必要である。 □公民館は、全ての施設が更新時期となっており、今後、大規模修繕・建て替え等を行う必要がある。 □武道館・体育館ともに更新時期となっており、今後、大規模修繕・建て替え等を行う必要がある。 □民俗資料館は、旧耐震基準となっており建て替え時期を迎えている。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を引き続き確実に実施する。 □総合町民センターは 12 条点検に基づき、それ以外の施設についても 12 条点検に準拠した施設点検を実施する。 □法定点検の対象外施設についても、点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、利用状況等調査に基づき、中長期的な計画を策定の上、維持管理、修繕等を含む老朽化対策を実施する。
安全確保	□点検等により、利用者、施設関係者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□いずれの施設も、新耐震基準であるか、耐震診断の結果問題ない、又は耐震対策実施済みのため不要。 □民俗資料館は未耐震であるが、今後も実施しない方針。
長寿命化	□計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。 □建物の大規模修繕に係る費用を平準化するため、複数年にわたる調査・分析を実施し、施設の利用状況も考慮した長寿命化工事を計画する。
施設総量の適正化	□将来人口の減少による施設利用需要の変化や建物の性能を適正に評価した上で、機能の複合化等の検討をする。 □町民センターと図書館はすでに複合化し、指定管理者による管理を実施している。 □民俗資料館は、建物の文化遺産としての価値を考慮したうえで、取壊し、又は保存を検討する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。

5-12 排水施設

課題認識	□排水機場は、竣工間もない施設のため施設に関する問題はない。引き続き、神戸町等と連携し効率的な運用を行う。

点検診断等	□建物の法定点検（電気保安点検、消防設備点検等）を確実に実施する。 □法定点検の対象外項目についても、12 条点検等に準拠した点検実施に関する基準項目等を作り、統一的な基準のもとで施設管理者による点検を行う。
維持管理等	□蓄積した点検結果をもとに、必要な対策を実施する。
安全確保	□点検等により、施設関係者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□新耐震基準のため不要。
長寿命化	□排水ポンプなどの設備を含めた計画的な予防保全措置による長寿命化を推進し、財政負担の平準化を進める。
施設総量の適正化	□統廃合はできないため、適正な施設機能を維持する。
体制構築	□公共施設マネジメント推進会議の設立を視野に入れ、担当部署と施設管理者の密な連携により維持管理を推進する。 □神戸町等と連携し継続的に収支データを分析し、光熱水費を中心に検証する。

5-13 インフラ施設

（1）道路

課題認識	□道路は、日常生活、社会経済活動を支えるとともに、災害時には避難路や物資輸送路などの防災機能をも果たす基幹的交通施設であり、恒常的に機能維持が求められる。 □橋梁、トンネルなどの道路施設についても、道路としての機能を維持するために、施設の状態を的確に把握診断し、適切な対策を行って重大な損傷の発生を防止するとともに、長寿命化の対策が必要である。

点検診断等	□点検義務の対象となる橋梁、トンネル、大型標識等については、岐阜県が策定した基準等に基づき、５年に１回の頻度で、近接目視により点検を行い、共通の統一的な基準で健全性の診断結果を分類する。 □道路舗装、吹付け法面など上記以外の施設についても、基準等に基づき定期的に点検を行い健全度を診断する。
維持管理等	□道路施設に関する長寿命化修繕計画の策定が必要。 □長寿命化修繕計画に基づき計画的かつ効率的な道路施設の保全・更新が必要。
安全確保	□トンネル等点検等の義務化対象施設はもとより、道路舗装、吹付け法面などの施設についても定期点検を行う。
耐震化	□地震発生時においても地震動による損傷が限定的なものに留まり、橋としての機能の回復が速やかに行い得る状態が確保されるよう耐震補強を推進する。
長寿命化	□安全確保の実施方針で示した定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新する。 □建設時の完成図、定期点検、補修等の記録を一元的に管理、蓄積し、絶えず最新の記録を参照できるようにする。 □点検結果や補修履歴などから損傷原因を分析し、長寿命化対策を立案・実施する。
施設総量の適正化	□供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。
体制構築	□担当者会議や研修を引き続き実施し、さらなる情報共有や知識・技術のレベルアップを図る。

(2) 橋梁

課題認識	□15m以上の重要橋梁については、長寿命化修繕計画を策定済み。 □2m～15mの橋梁については、診断が完了しているものの長寿命化計画は未策定の状況である。 □重要橋梁に準じた長寿命化の検討が必要である。

点検診断等	□点検等の義務化の対象となる重要橋梁については、国が策定した基準等に基づき、５年に１回の頻度で、近接目視により点検を行い、共通の統一的な基準で健全性の診断結果を分類する。 □15m未満の橋梁についても重要橋梁の基準に準じ点検を実施し、健全性の診断結果を分類する。
維持管理等	□既に策定済みの「橋梁長寿命化修繕計画」を活かしつつ、定期的に点検する全ての施設を対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に道路施設を保全・更新する。 □2m以上の全ての橋梁について定期点検を行う。また、定期点検を実施する全てを対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に橋梁を保全・更新する。
安全確保	□点検等により、通行者の安全安心が確保されないと判断される危険性に対しては、最優先に必要な措置を実施する。
耐震化	□未実施の橋梁に対して優先順位の評価を行い、耐震補強を推進する。
長寿命化	□2m以上の全ての橋梁について定期点検を行う。また、定期点検を実施する全ての対象に修繕計画（長寿命化計画）を策定し、計画的かつ効率的に橋梁を保全・更新する。 □建設時の竣工図、定期点検記録等を一元管理・蓄積し、最新の記録を参照できるようにする。 □点検結果や補修履歴等から損傷原因を分析し、長寿命化対策を立案・実施する。
施設総量の適正化	□供用を廃止した施設については、安全確保の観点から撤去を推進する。
体制構築	□現在実施している担当者会議や研修を引き続き実施し、さらなる情報共有や知識・技術のレベルアップを図る。

5-14 水道施設

課題認識	□法定点検や定期点検等により現状を把握しているが、引き続き、設備・施設の老朽劣化度を適切に把握するとともに、これに即した適切な更新時期の判定が必要である。

点検診断等	□現在実施している法定点検や定期点検等を、今後も確実に実施する。 □設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。
維持管理等	□設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図るとともに、更新計画に基づき更新を実施し、有収率の早期改善に努める。 □土木構造物（水道施設のうち、建物、機械、設備、管路等を除く設備）については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施している。今後も、長寿命化対策を実施して施設の健全化に努め、予防保全型の更新を実施する。 □建物については、適宜、修繕を実施し、長寿命化対策を実施している。今後も、長寿命化対策を実施し、施設の健全化に努め、予防保全型の更新を実施する。
安全確保	□設備及び管路については、点検・修繕・故障等の履歴を蓄積・管理し、蓄積したデータを施設の保全に活用しており、今後も引き続き実施する。 □土木構造物及び建物については、定期的な点検等により安全確保に努めるとともに、未利用施設の除却を進めており、今後も引き続き実施する。
耐震化	□主要施設及び管路については、更新に併せて耐震化を実施しており、今後も引き続き耐震診断や必要に応じて耐震補強を実施する。また、管路の耐震化・ループ化を実施する。 □土木構造物については、耐震補強計画を策定し、計画的に耐震補強工事を実施しており、今後も引き続き実施する。 □建物については、上水道第４水源地は新耐震基準である。第２水源地は今後耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強を行う。上水道第３・第５水源地については耐震対策を必要とする建物はない。 □配水池及び電気室は、耐震診断した結果、耐震補強の必要はない。
長寿命化	□設備及び管路については、計画的な修繕による長寿命化を図っており、今後も引き続き実施する。 □土木構造物については、耐震補強工事の際に併せて長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。 □建物については、適宜、修繕を実施し長寿命化対策を実施しており、今後も引き続き実施する。
施設総量の適正化	□将来の水需要を見据え、ダウンサイジングも考慮した効率的な施設の更新を実施する。 □配水池については、計画年次経過後に増設を予定している。
体制構築	□全庁的な推進会議に参加するなど他部局との情報交換・連携等を図り、施設管理者への支援強化に努める。 □必要な財源及び人員の確保、職員の技術力の向上など必要な体制構築に努める。

第６章　公共施設（建物）の個別方針

6-1　公共施設（建物）の評価手法

各公共施設（建物）の今後の維持管理方針（長寿命化・建て替え・統廃合等）を決定するため、公共施設マネジメント白書にて分析した結果に基づく客観的な評価（一次評価）を行いました。さらにその結果に対する二次評価として、民間や地元との連携（移譲・委託等）が可能か、周辺市町との連携（施設利用の広域化）、既存施設を相互に有効活用できるか（複合化・統廃合）、また、既存の建物を長く上手に使っていく必要があるか、等の観点で評価を行い、施設毎の基本的な維持・管理・運営方針を定めました。

公共施設類型毎の維持管理方針策定の流れ

一次評価（客観的な評価）

マトリクス分析

■公共施設マネジメント白書における分析結果から老朽化度・利用度スコアを決定
■類型別に各公共施設のスコアを４象限マトリクス（散布図）にプロットする
■プロット結果に応じた基本方針を導出する

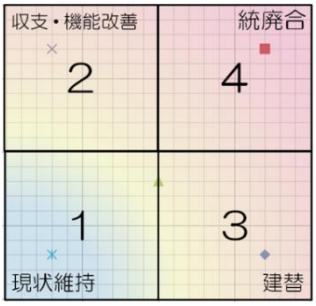

地理的状況の検討

■老朽化への対処の緊急性が高い施設の配置を把握する
■各施設の利用用途・頻度等を考慮しつつ、施設複合化等の可能性を検討し、マトリクス分析結果の補足データとする

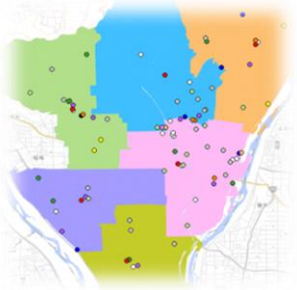

二次評価（施設利用計画・特性を考慮）

■町の公共施設利用に係る方針や施設固有の特性を考慮する
■民間や地元との連携の可能性を踏まえて方針を決定

民間連携 or 地元連携 or 広域連携 or 既存施設の相互有効活用 or 既存施設の長期利用

維持・管理・運営方針の決定

一次評価 － マトリクス分析の概要

■各施設類型に含まれる施設について、「老朽化度」と「利用度」について指標化し、散布図（4 象限マトリクス）で表します。
■その結果に基づき、各施設について「現状維持」「収支・機能改善」「建て替え」「統廃合」から適切な維持管理の検討方針についての【方向性】を判定します。

指標	指標値算定基準
利用度	施設の配置、利用人口推計を考慮した利用頻度、コスト状況
老朽化度	耐用年数に対する経過年数

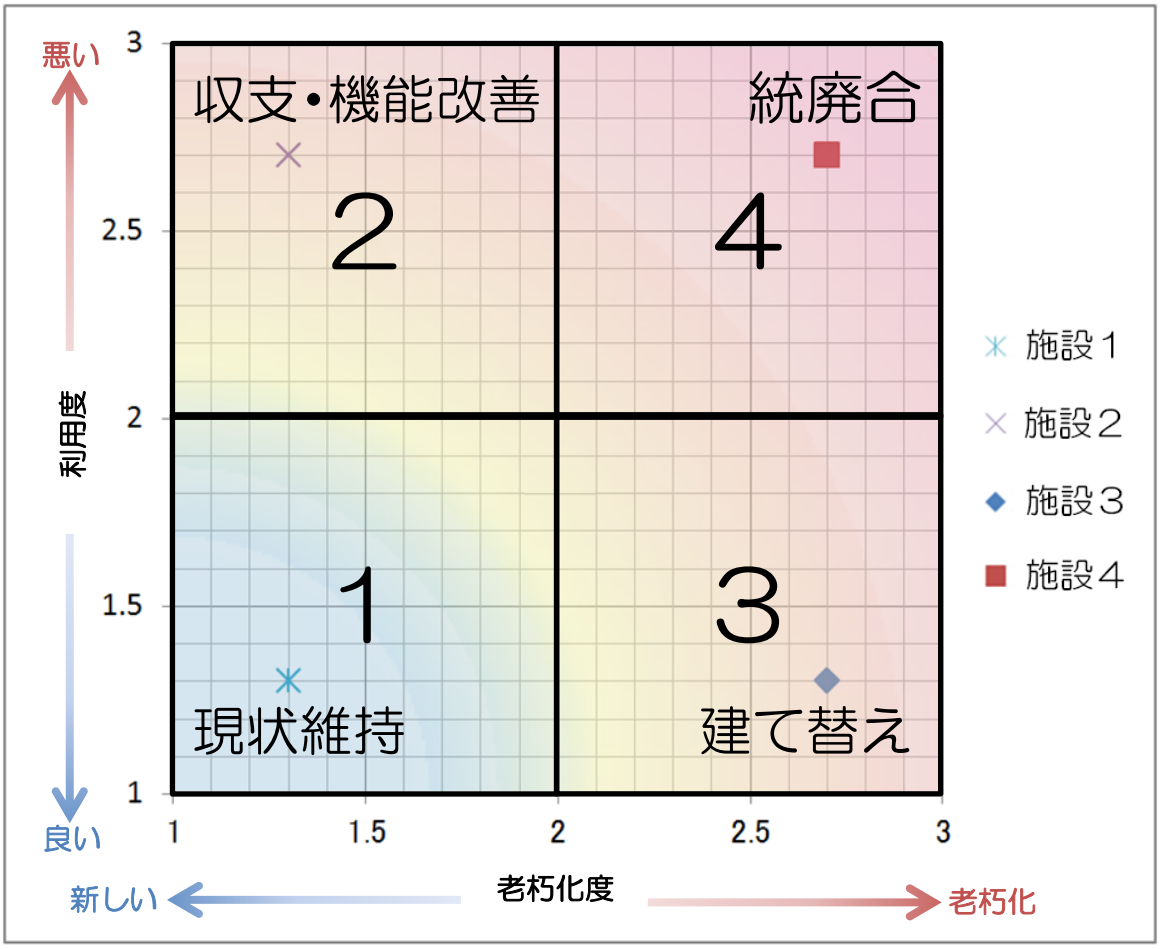

象限	利用度	老朽化度	検討方針	方向性（主な検討事項）
1	高い	新しい	現状維持	健全な状態を継続した運用方針の検討
2	低い	新しい	収支・機能改善	収支改善・機能見直しの検討
3	高い	老朽化	建て替え	長寿命化・建て替えの検討
4	低い	老朽化	統廃合	統廃合・用途複合化の検討

一次評価 － 地理的状況の検討

■公共施設の類型別に分類して地図上に公共施設の位置をプロットし、それぞれの老朽化度等を考慮して、二次評価の参考データとして下記を検討します。

- 施設過密/過疎状態
- 同類系施設との距離
- 統合/複合化候補
- 地区別老朽化傾向
- 廃止可能性

二次評価

■一次評価の結果に加え、各施設の特性を踏まえ下記のような観点で検討して考察を加え、維持・管理・運営の【方針】として導出します。

評価の観点	判断基準	方　針	
民間連携	民間企業への移管は可能か	民間移譲	
	民間施設の利用は可能か	民間委託	
地元連携	地区住民に移管（移譲）が可能か	地区住民移管（移譲）	
広域連携	周辺市町と連携可能か	広域化	
既存施設の相互有効活用	他分類施設と機能の重複があるか	廃止（機能移転）or 複合化	
	同分類施設と統廃合可能か	統廃合	
既存施設の長期利用	現行の建物で公共サービスを維持する必要性があるか	老朽化度の深刻さに応じた方針	長寿命化
			大規模修繕
		利用度の改善のための方針※	収支分析（改善）
			機能分析（改善）
			利用分析
		課題が軽微	現状維持
特殊	上記に該当せず単独建て替えが必要か	建て替え（単独での建て替え）	

※「利用度の改善のための方針」は、公共施設の現状に応じて下記のように分類します。

収支分析（改善）：維持・管理・運営費用の継続的な分析や、改善策の検討が主な課題

機能分析（改善）：規模や設備等を活用した、より適切な施設利用の検討が主な課題

利用分析：比較的新しい施設であり、利用実態や利用形態について継続的な分析が必要

なお、現時点で把握する収支・機能の課題がやや大きく現状からの改善が必要と思われる施設のみ「(改善)」と記述しています。

6-2　一次評価

前記の手法により、各公共施設を評価するための「老朽化度」及び「利用度」のスコアを下記の通り算出しました。またこれを元に一次評価として施設類型毎に散布図（4 象限マトリクス）を作成しました。

老朽化度及び利用率の算出方法

■老朽化度（建物の老朽化による施設の性能を示す）

・各公共施設の耐用年数に対する建設時からの経過年数の比率を算出し、

建設直後が「1」　～　耐用年数を超えた場合に「3」

となるように換算して老朽化度のスコアとしました。

（算出例）

建物が単体の場合：総合町民センター

$$\frac{\text{（経過年数）21 年}}{\text{（耐用年数）50 年}} = \boxed{0.42} \Rightarrow \underbrace{\boxed{0.42}}_{\text{変数}} \times \underbrace{2 + 1}_{\text{換算式}} = \underbrace{1.8}_{\text{老朽化度}}$$

・施設内に複数の建物が含まれる場合は、建物毎の老朽化度を算出した後に延床面積で按分して、当該公共施設の「老朽化度」としました。

■利用度（施設が有効かつ適切に維持・管理・運営されているかを示す）

・公共施設マネジメント白書で分析した各施設の利用状況について、「利用頻度」、「維持管理コスト」、「配置の状況」について、

良好であれば「1」　～　深刻な課題を抱える場合に「3」

として、それぞれ３段階に点数化しました。

・各点数を平均して、当該公共施設の「利用度」としました。

いずれのスコアについても、各施設の課題が深刻である場合に大きな値とすることで、マトリクス分析において優先的に対応する必要のある施設を把握しやすく、今後の個別計画策定の優先順位の検討等に活用できるようになっています。

施設類型	施設名	経過年数/耐用年数※	老朽化度	利用頻度	コスト	配置状況	利用度
庁舎	大野町役場	34/50	2.4	1	1	1	1.0
消防	消防第１分団車庫	22/34	2.3	2	1	1	1.3
消防	消防第２分団車庫	21/34	2.2	2	1	1	1.3
消防	消防第３分団車庫	27/34	2.6	2	2	1	1.7
消防	消防第４分団車庫	18/34	2.1	2	1	1	1.3
消防	消防第５分団コミュニティー消防センター	18/34	2.1	2	2	1	1.7
消防	消防第６分団車庫	26/34	2.5	2	1	1	1.3
児童福祉	西保育園	38/47	2.6	1	2	2	1.7
児童福祉	南保育園	37/47	2.5	2	2	1	1.7

施設類型	施設名	経過年数/耐用年数※	老朽化度	利用頻度	コスト	配置状況	利用度
児童福祉	北保育園	43/47	2.9	2	2	1	1.7
児童福祉	児童館	37/47	2.5	1	2	2	1.7
児童福祉	幼児療育センターなないろ	2/38	1.1	2	2	2	2.0
保健・福祉	保健センター	19/47	1.8	2	2	2	2.0
保健・福祉	福祉センター	34/47	2.4	2	2	2	2.0
保健・福祉	デイサービスセンター	20/47	1.9	2	1	2	1.7
衛生	不燃物処理場	24/34	2.5	1	2	2	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（寺内）	8/34	1.5	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（松山）	12/34	1.7	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（下座倉）	13/34	1.8	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（郡家）	9/34	1.5	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（宝来）	14/34	1.8	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野中区）	14/34	1.8	2	2	3	2.3
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野東区）	9/34	1.5	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（瀬古）	12/34	1.7	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（西方）	13/34	1.8	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野１区）	10/34	1.6	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野２区）	10/34	1.6	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野３区）	15/34	1.9	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（南方）	15/34	1.9	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（みどりニュータウン）	7/34	1.4	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（五之里）	7/34	1.4	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（牛洞）	4/34	1.2	2	2	1	1.7
衛生	ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野北区）	16/34	1.9	2	2	1	1.7
水道	配水池	42/50	2.7	2	2	2	2.0
水道	上水道第２水源地	44/50	2.8	2	2	2	2.0
水道	上水道第３水源地	23/50	1.9	2	2	2	2.0
水道	上水道第４水源地	16/50	1.6	2	2	2	2.0
水道	上水道第５水源地	8/50	1.3	2	2	2	2.0
墓地	西霊園	39/38	2.6	1	2	2	1.7
農業	公郷転作定着化研修センター	30/41	2.5	2	2	2	2.0
農業	黒野西転作定着化センター	24/41	2.2	2	2	2	2.0
農業	松山転作定着化研修センター	25/41	2.2	2	2	2	2.0
農業	寺内転作定着化研修センター	26/41	2.3	2	2	2	2.0
農業	島部転作促進技術研修センター	32/41	2.6	2	2	2	2.0
農業	産地形成促進施設(ﾙｰﾄ303)	20/41	2.0	2	2	2	2.0
農業	バラ公園内育種施設、展示・直売所・研修室（バラ公園内）	11/34	1.6	2	2	2	2.0
農業	東屋(絆の森)	4/34	1.2	2	2	2	2.0
公園	木振ふれあい公園	16/34	1.9	3	2	2	2.3
公園	松山水辺公園	9/34	1.5	2	2	2	2.0
公園	バラ公園	2/38	1.1	2	2	2	2.0
公園	下方住吉灯明台公園	9/34	1.5	2	2	2	2.0
公園	大野バスセンター	8/41	1.4	1	2	2	1.7
公園	桜大門ふれあい広場	16/38	1.8	2	2	2	2.0

施設類型	施設名	経過年数/耐用年数※	老朽化度	利用頻度	コスト	配置状況	利用度
公園	大野ふれあい広場	11/34	1.6	3	2	2	2.3
公園	黒野ふれあい広場	23/34	2.4	3	2	3	2.7
公園	条里公園	3/34	1.2	3	2	3	2.7
公園	うぐいす公園	3/34	1.2	3	2	2	2.3
公園	黒野駅レールパーク	3/41	1.1	1	2	3	2.0
公園	松山ふれあい公園	9/34	1.5	2	2	2	2.0
公園	上秋ふれあい広場	20/34	2.2	3	2	2	2.3
公園	黒野西親水広場（第１公民館東）	21/38	2.1	2	2	2	2.0
公営住宅	町営住宅稲富団地	52/38	3.0	2	2	2	2.0
公営住宅	町営住宅上秋団地	38/47	2.6	2	3	2	2.3
公営住宅	町営住宅中之元北団地	11/47	1.5	2	2	2	2.0
公営住宅	町営住宅中之元南団地	53/38	3.0	2	2	2	2.0
排水	下座倉排水機場	6/38	1.3	2	3	2	2.3
小学校	大野小学校	52/47	2.9	2	3	2	2.3
小学校	北小学校	37/47	2.6	2	2	2	2.0
小学校	西小学校	43/47	2.5	2	3	2	2.3
小学校	中小学校	42/47	2.5	2	3	2	2.3
小学校	南小学校	29/47	2.2	2	2	2	2.0
小学校	東小学校	33/47	2.8	2	2	2	2.0
中学校	大野中学校	34/47	2.4	2	2	2	2.0
中学校	揖東中学校	32/47	2.6	2	2	2	2.0
給食ｾﾝﾀｰ	学校給食センター	31/38	2.7	2	2	2	2.0
社会教育	中央公民館	48/47	3.0	1	2	2	1.7
社会教育	第１公民館	22/47	1.9	2	2	2	2.0
社会教育	豊木地区農業構造改善センター（第２）	28/47	2.2	2	2	2	2.0
社会教育	富秋地区農業構造改善センター（第３）	26/47	2.1	2	2	2	2.0
社会教育	西郡地区農村集落多目的施設（第４）	27/50	2.1	2	2	2	2.0
社会教育	鶯地区農村集落多目的施設(第５)	26/50	2.0	3	2	2	2.3
社会教育	川合地区農村集落多目的施設（第６）	30/50	2.2	2	3	2	2.3
社会教育	武道館	38/47	2.6	3	2	2	2.3
社会教育	体育館	42/38	3.0	1	2	2	1.7
社会教育	総合町民センター（図書館併設）	21/50	1.8	3	3	2	2.7
社会教育	民俗資料館	43/41	3.0	3	2	2	2.3
社会教育	宿泊研修所	42/47	2.8	3	2	3	2.7
社会教育	東運動場	23/50	1.6	2	2	3	2.3
社会教育	運動公園（レインボースタジアム、事業所施設）	16/47	1.7	2	2	3	2.3
社会教育	北岡田家住宅	98/38	3.0	2	2	2	2.0

※経過年数及び耐用年数については、各施設に含まれる代表的な建物（延床面積が最も大きい）建物の値を記述しています。老朽化度については全ての建物を含めた値となっています。

庁舎施設

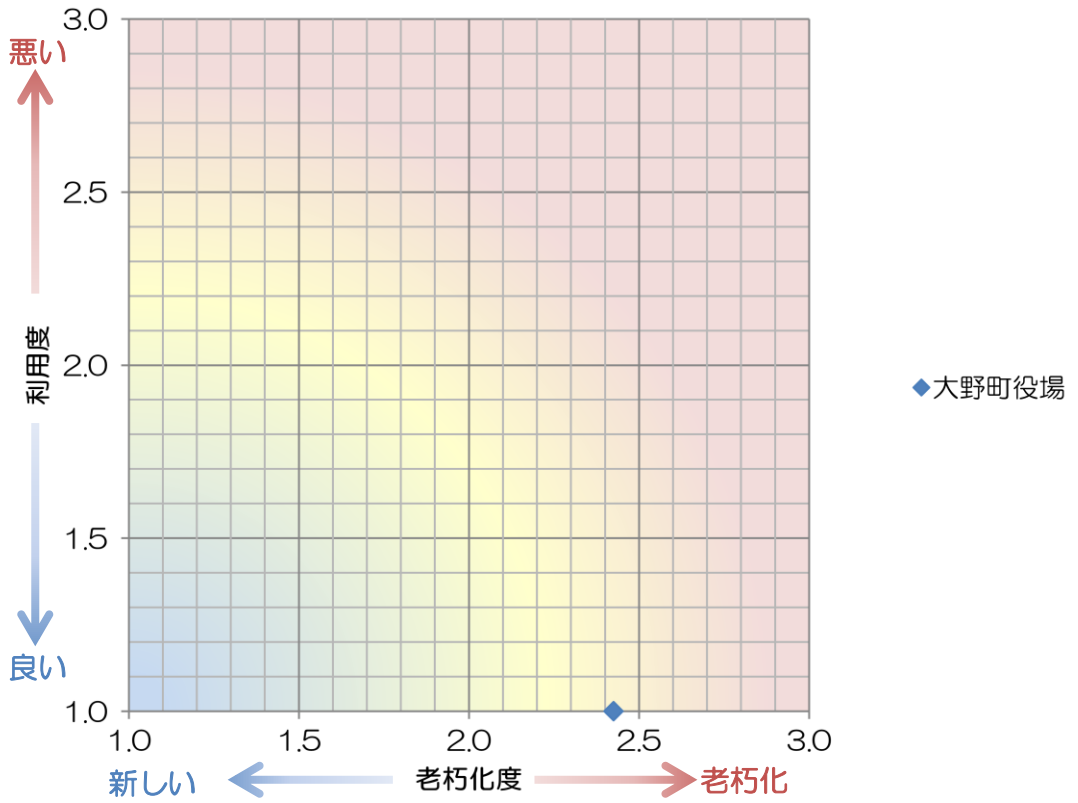
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆大野町役場

消防施設

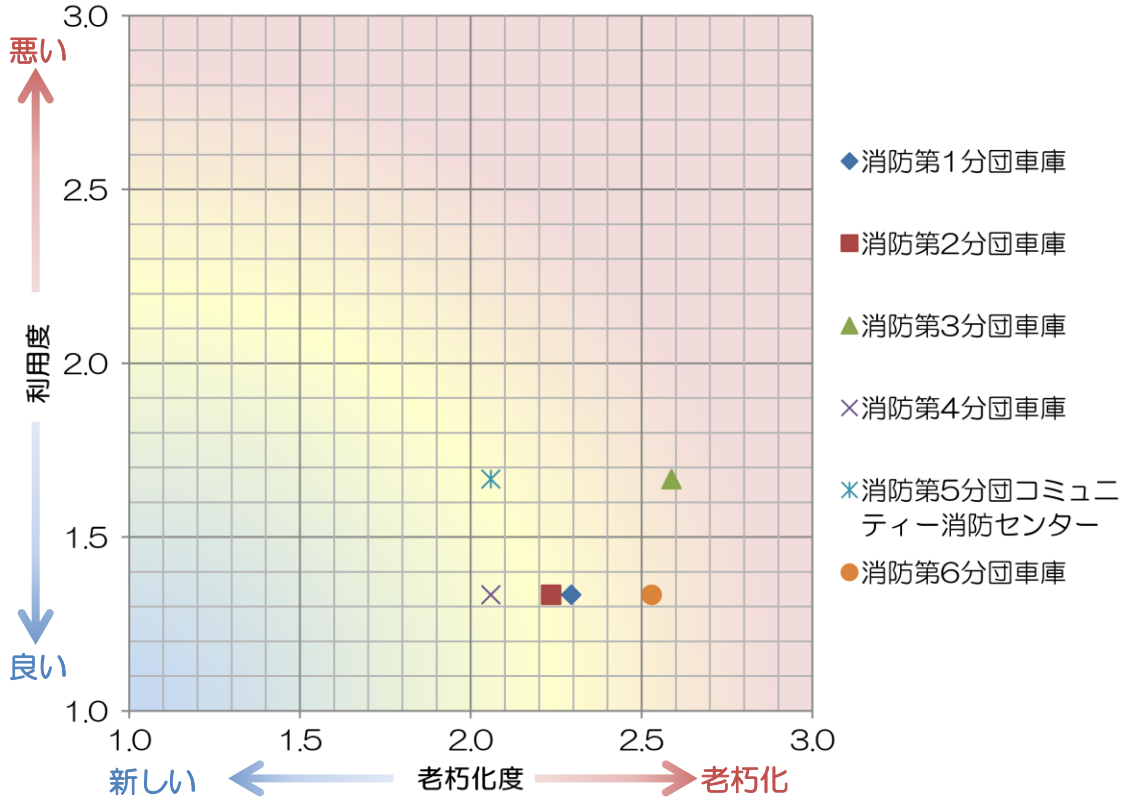
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆消防第1分団車庫
■消防第2分団車庫
▲消防第3分団車庫
×消防第4分団車庫
✳消防第5分団コミュニティー消防センター
●消防第6分団車庫

児童福祉施設

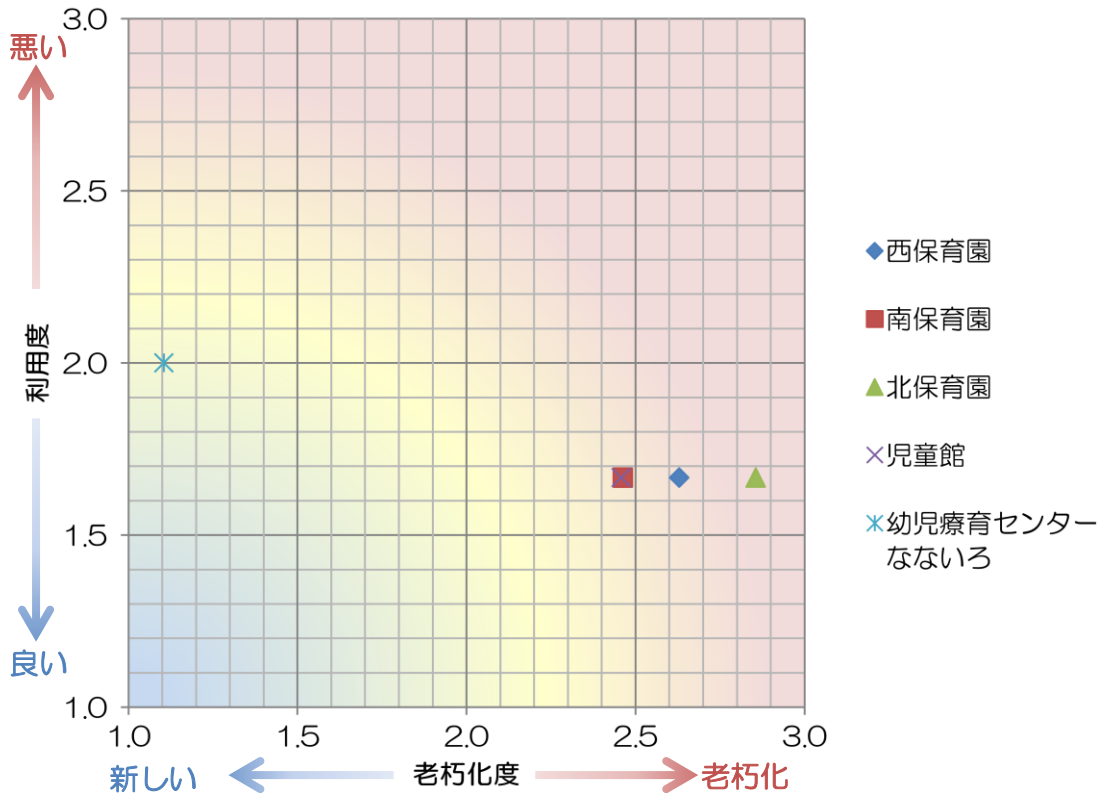

保健・福祉施設

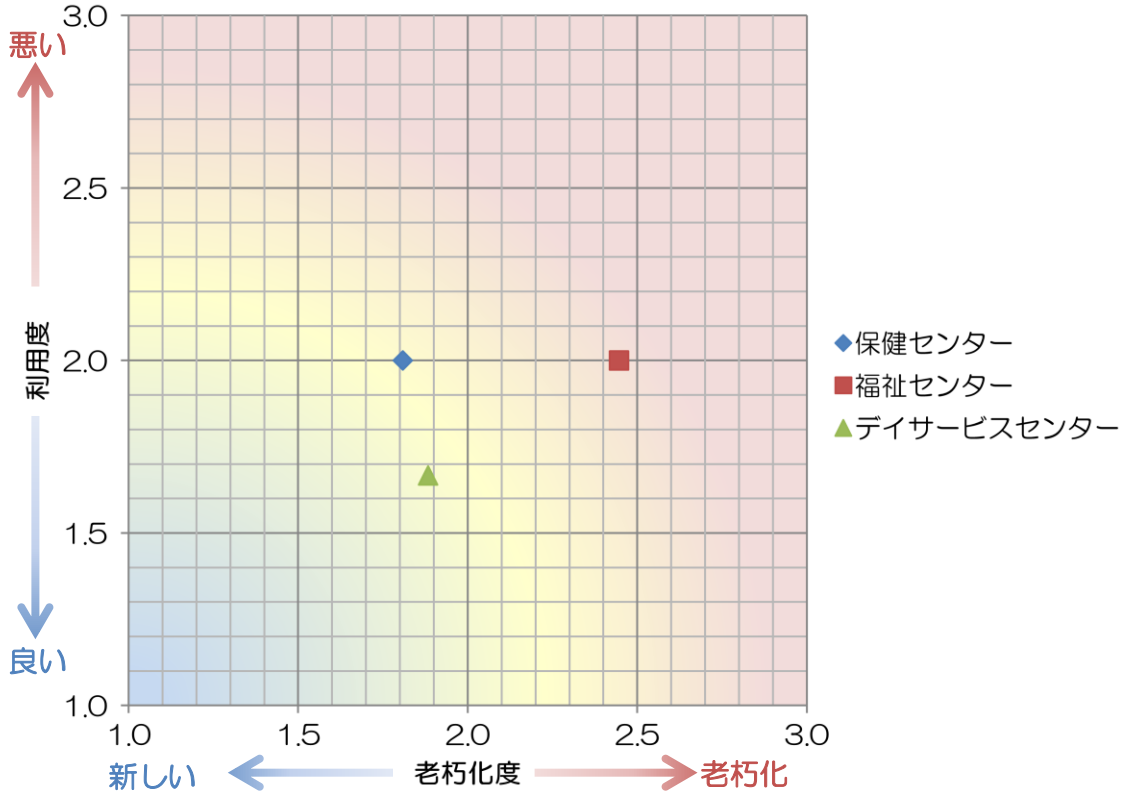

衛生施設

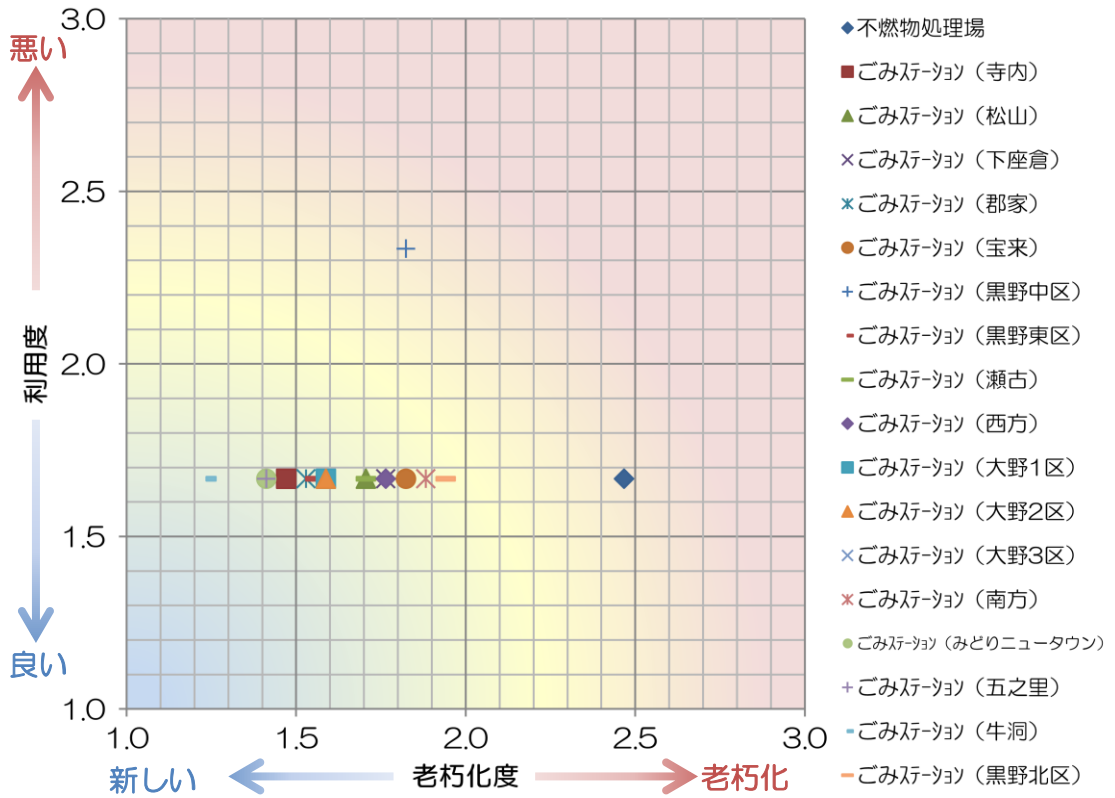
悪い
良い
利用度
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
不燃物処理場
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（寺内）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（松山）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（下座倉）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（郡家）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（宝来）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野中区）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野東区）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（瀬古）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（西方）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野1区）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野2区）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（大野3区）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（南方）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（みどりニュータウン）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（五之里）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（牛洞）
ごみｽﾃｰｼｮﾝ（黒野北区）

墓地

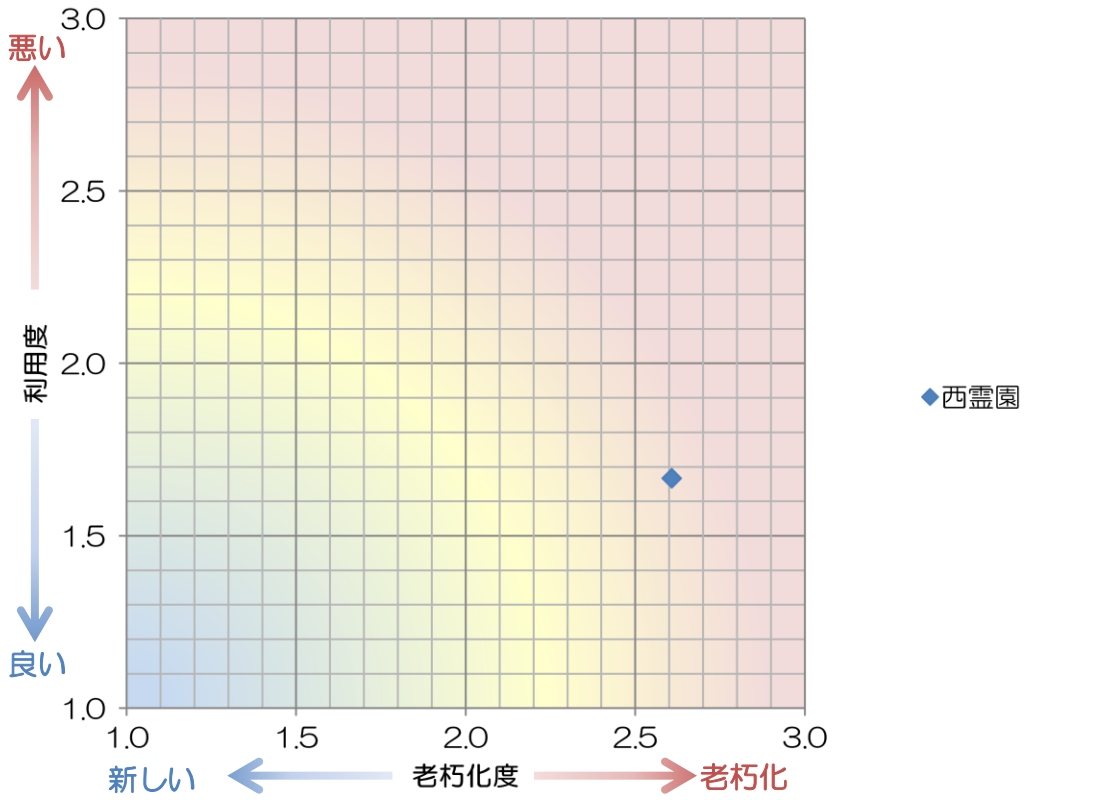
悪い
良い
利用度
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
西霊園

農業施設

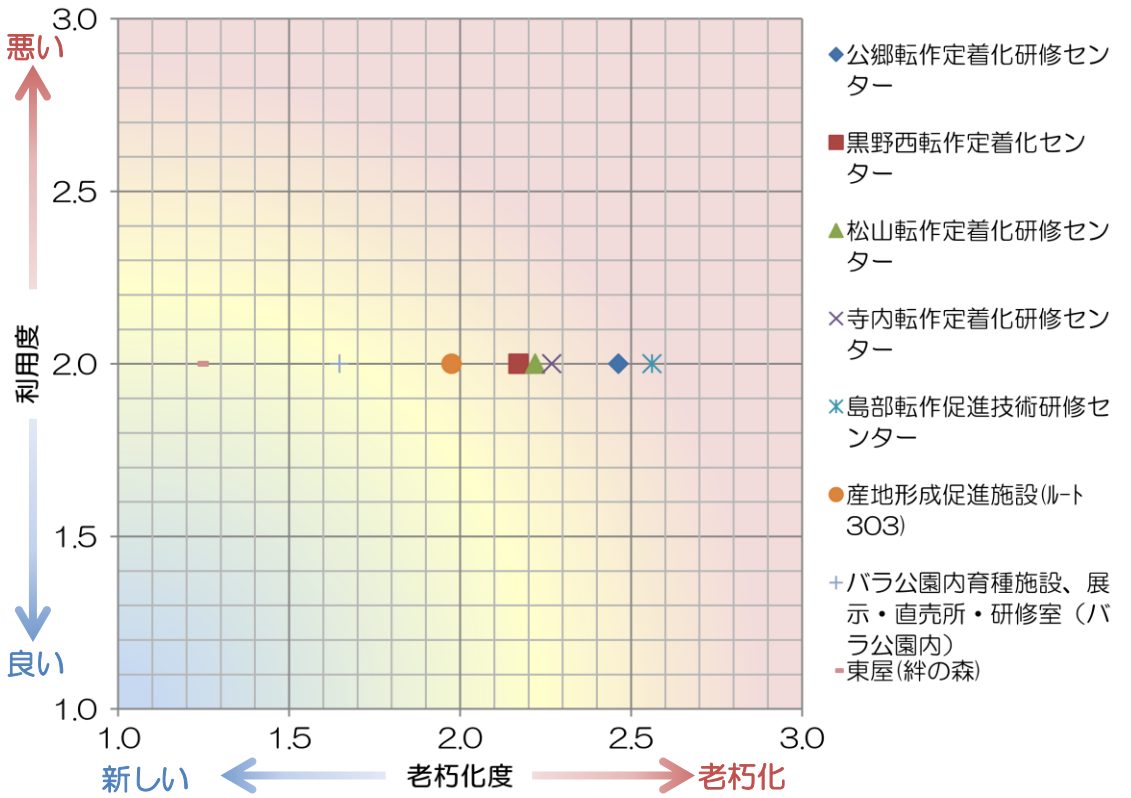
悪い
良い
利用度
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆公郷転作定着化研修センター
■黒野西転作定着化センター
▲松山転作定着化研修センター
×寺内転作定着化研修センター
✳島部転作促進技術研修センター
●産地形成促進施設(ﾙｰﾄ303)
+バラ公園内育種施設、展示・直売所・研修室（バラ公園内）
-東屋(絆の森)

公園

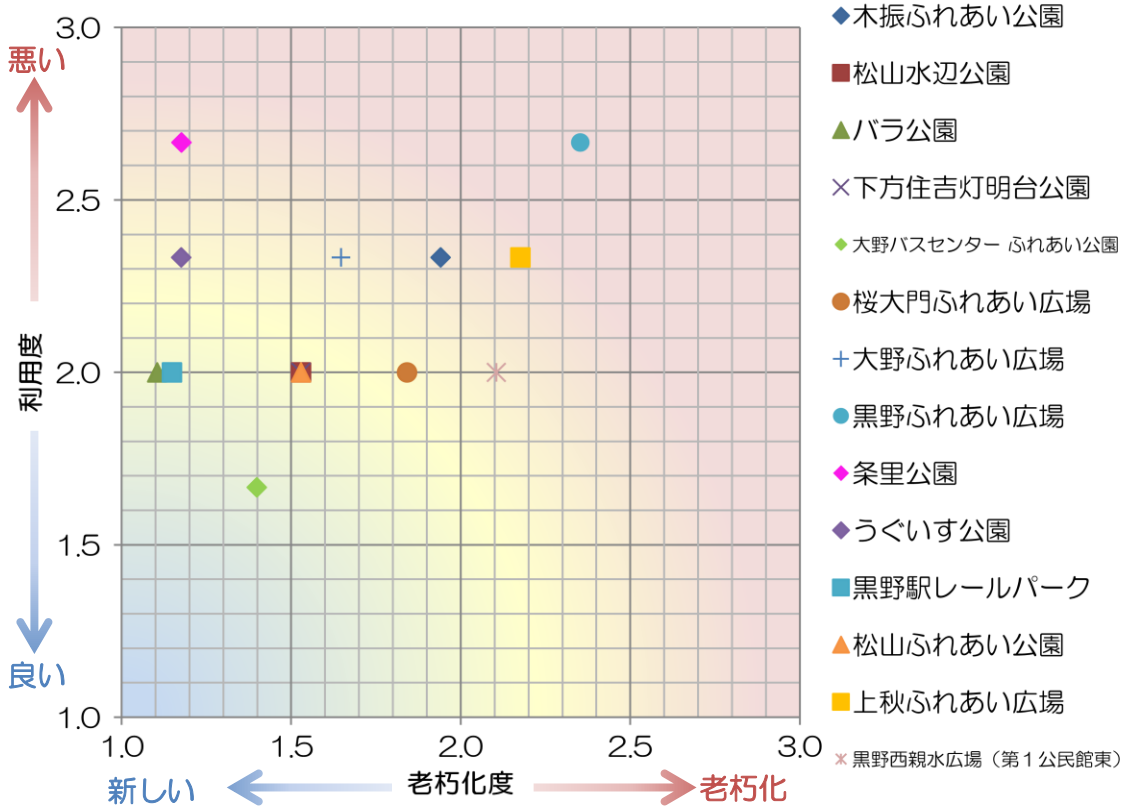
悪い
良い
利用度
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆木振ふれあい公園
■松山水辺公園
▲バラ公園
×下方住吉灯明台公園
◆大野バスセンター ふれあい公園
●桜大門ふれあい広場
+大野ふれあい広場
●黒野ふれあい広場
◆条里公園
◆うぐいす公園
■黒野駅レールパーク
▲松山ふれあい公園
■上秋ふれあい広場
✳黒野西親水広場（第１公民館東）

公営住宅

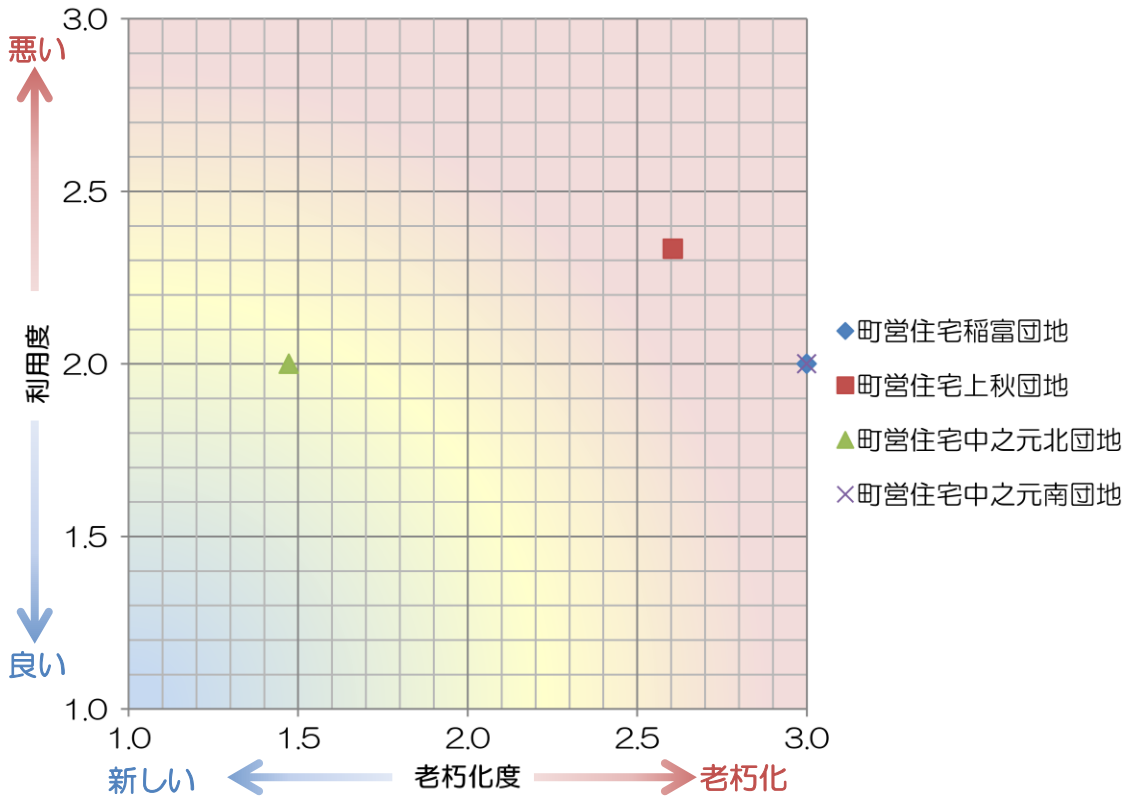
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆町営住宅稲富団地
■町営住宅上秋団地
▲町営住宅中之元北団地
×町営住宅中之元南団地

給食センター

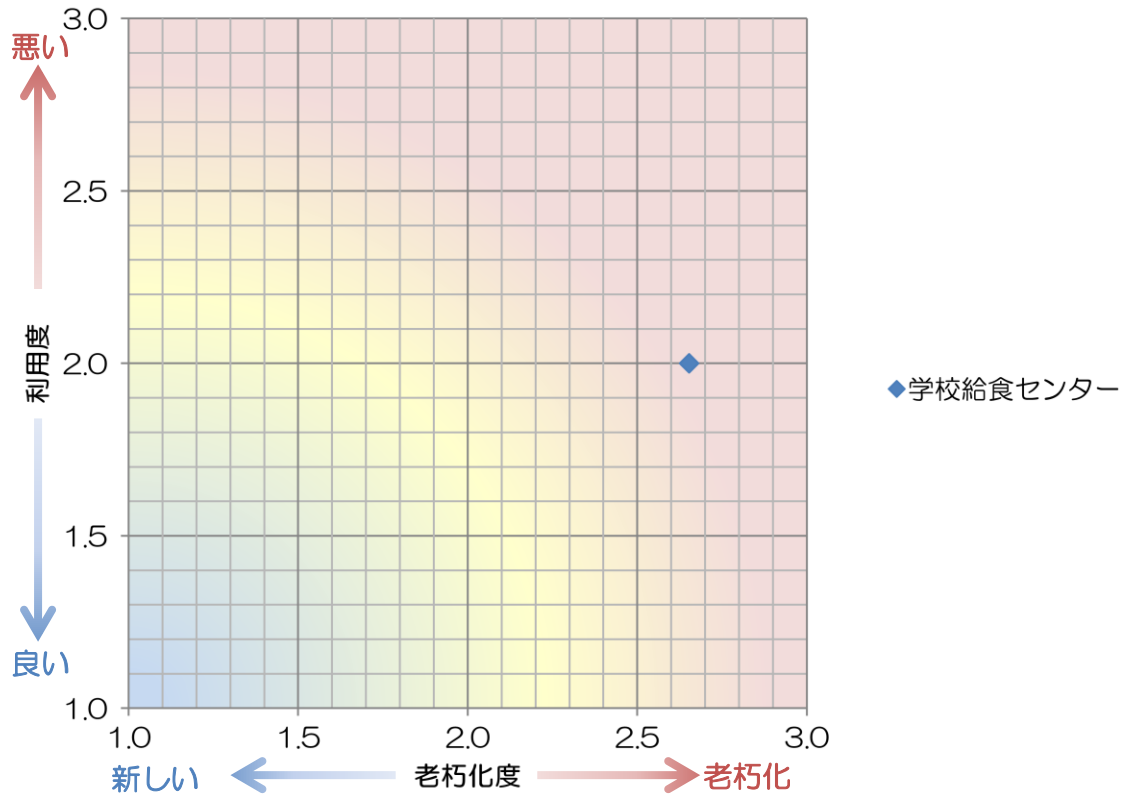
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
◆学校給食センター

小学校

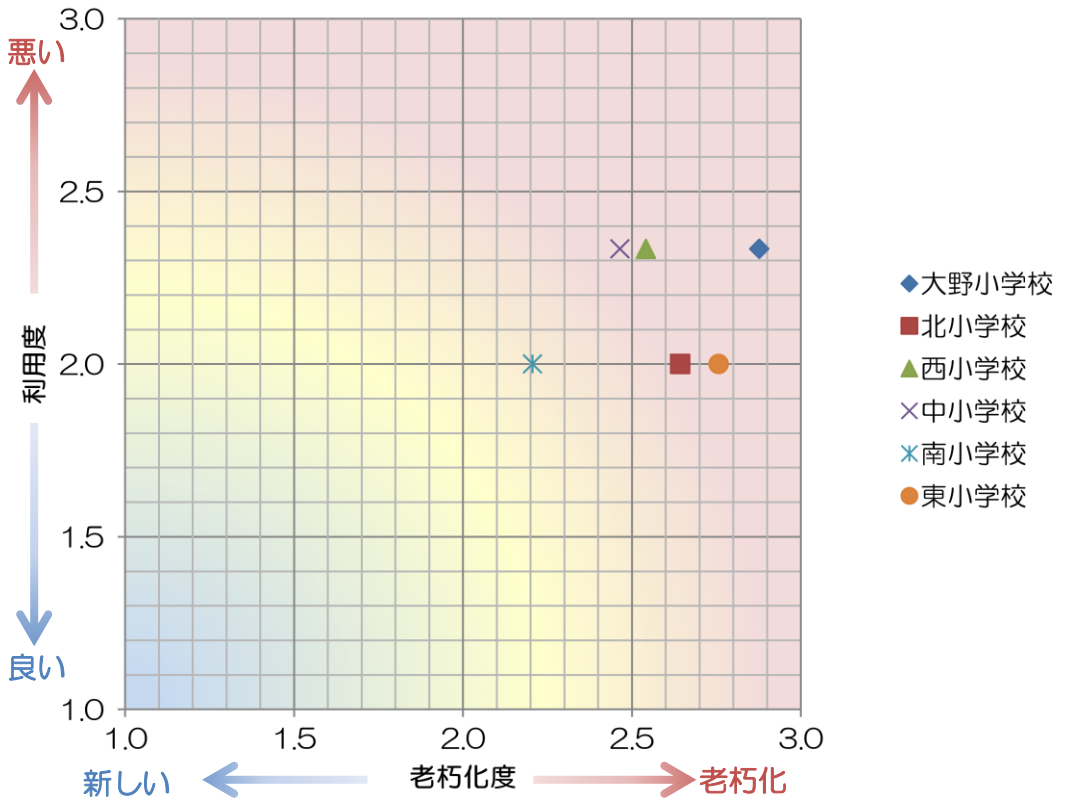
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
大野小学校
北小学校
西小学校
中小学校
南小学校
東小学校

中学校

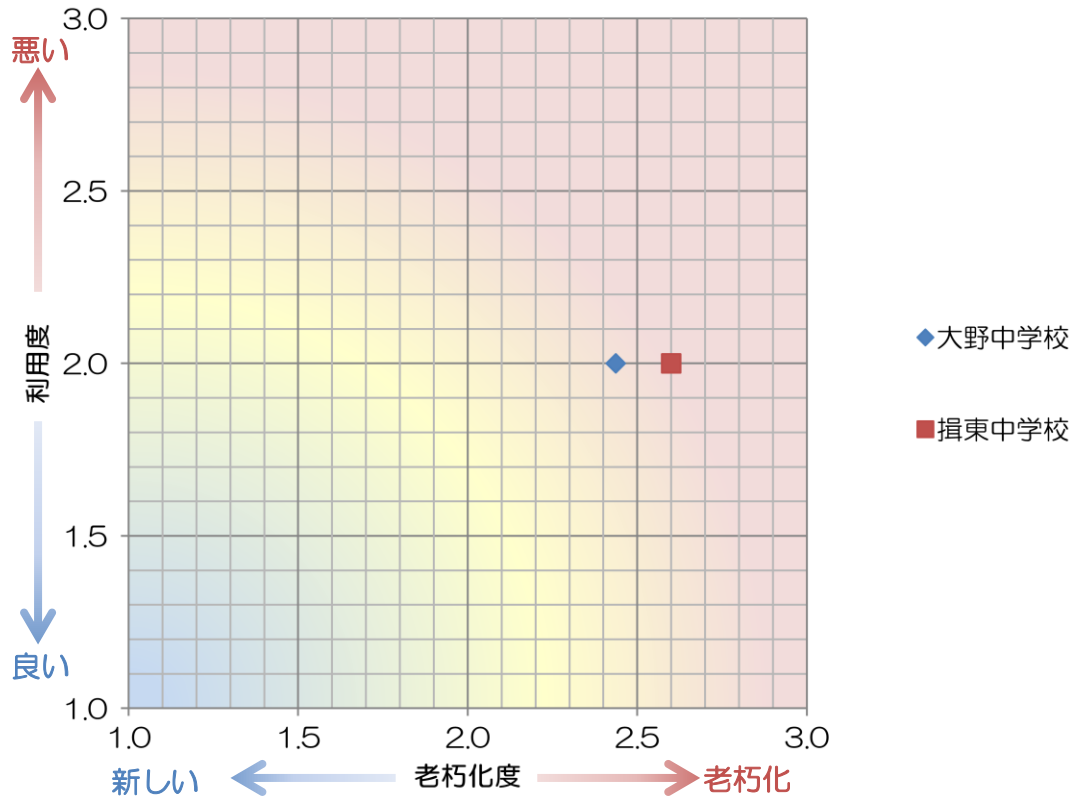
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
大野中学校
揖東中学校

社会教育施設（公民館等）

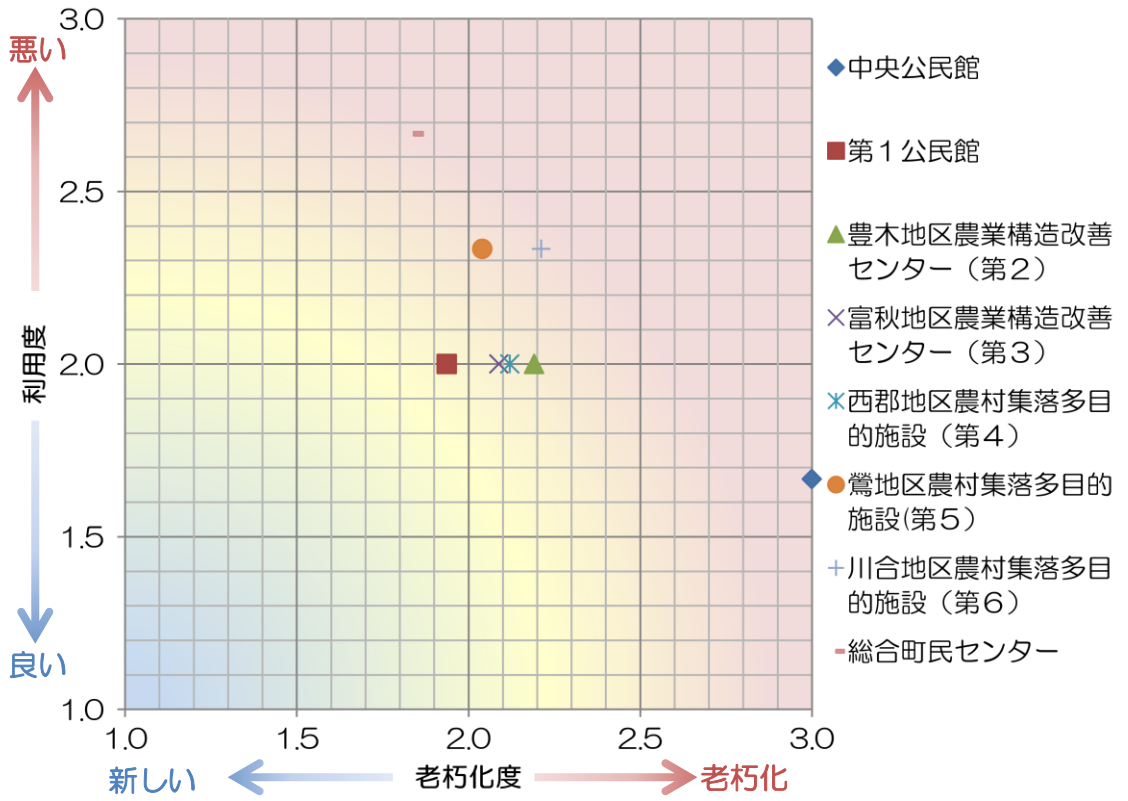

社会教育施設（スポーツ・博物館等）

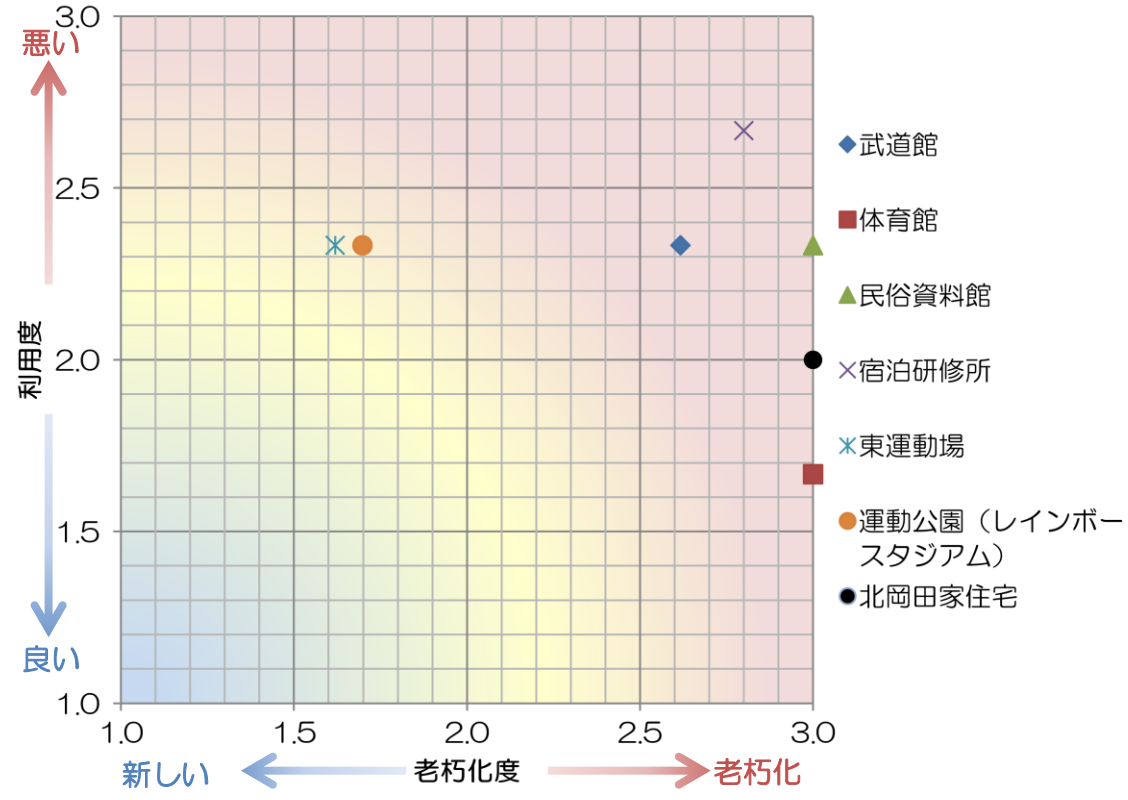

排水機場

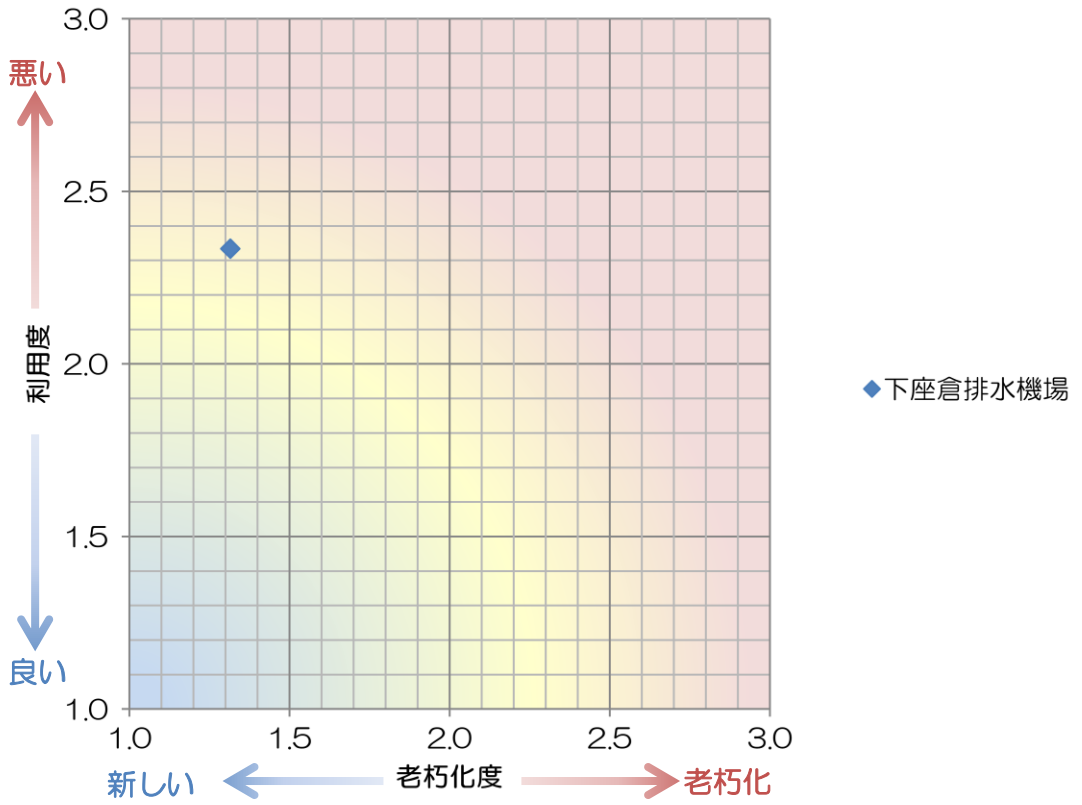
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
下座倉排水機場

水道施設

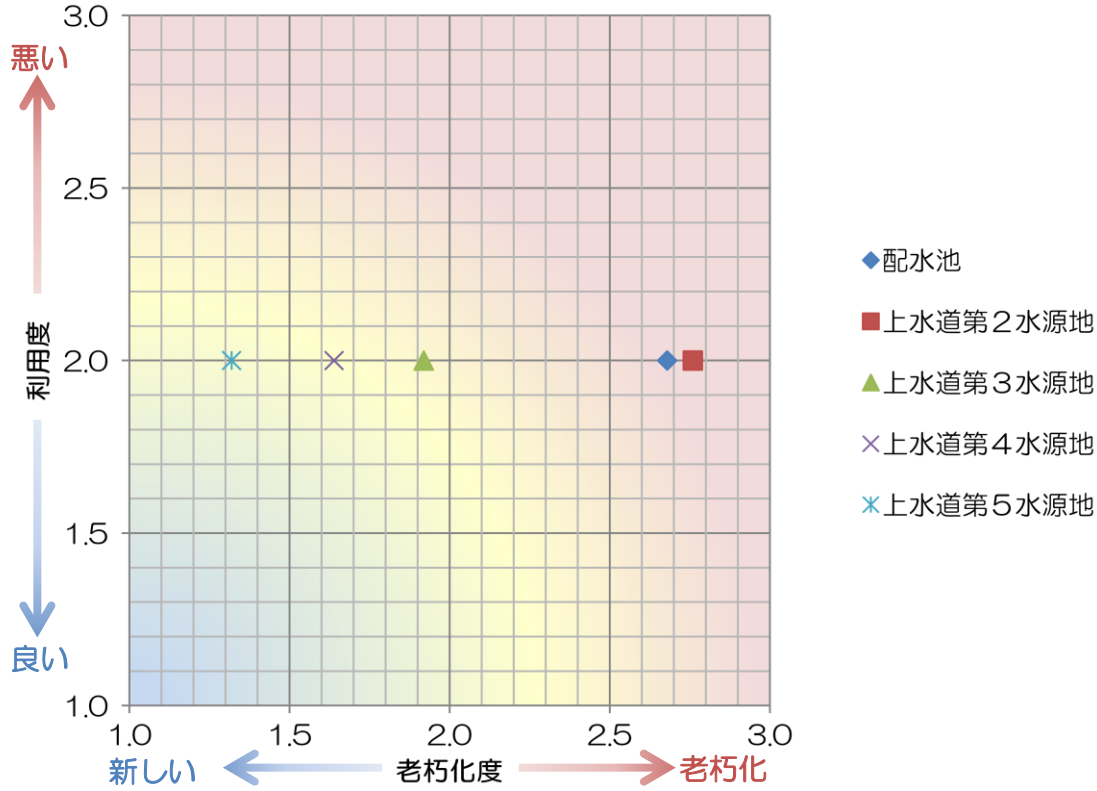
3.0
2.5
2.0
1.5
1.0
悪い
良い
利用度
1.0
1.5
2.0
2.5
3.0
新しい
老朽化度
老朽化
配水池
上水道第２水源地
上水道第３水源地
上水道第４水源地
上水道第５水源地

6-3　二次評価

公共施設（建物）の二次評価結果を類型別に示しました。現時点で、各施設の今後のあり方として複数の選択が考えられる場合は複数の方針を列挙しています。その際は、第４章で示した基本方針に基づいて優先的に検討するものから順に「二次評価（方針）」の欄に記述しています。

また、一次評価結果（方向性）を併記し、今後の個別管理計画策定時に客観的に見た方向性を踏まえた適切な検討のための資料として整理しました。

庁舎施設

一次評価	建て替え
二次評価	■単独設置型施設であり、行政運営上必須である「必要性」と「用途の特殊性」を考慮します。また、建物の点検結果に基づいて適切な時期の大規模修繕を検討します。 ■電灯の LED 化や空調の更新による光熱費の改善等、今後の大規模修繕に備えたコスト削減などを継続します。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
大野町役場	建て替え	大規模修繕

消防施設

一次評価	維持・長寿命化・建て替え
二次評価	■各地区に均等に配置しており、いずれの施設も防火上の「必要性」が高いことから、経過年数に応じて、長寿命化対応を視野に入れた現状維持、大規模修繕を段階的に検討します。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
消防第１分団車庫	維持・長寿命化	長寿命化
消防第２分団車庫	維持・長寿命化	長寿命化
消防第３分団車庫	建て替え	大規模修繕
消防第４分団車庫	維持・長寿命化	長寿命化
消防第５分団コミュニティー消防センター	長寿命化	長寿命化
消防第６分団車庫	建て替え	大規模修繕

児童福祉施設

一次評価	利用増検討・収支改善・建て替え
二次評価	■保育園は、全ての施設が大規模修繕や建て替えを検討する時期となっています。地区により園児の将来的な推移の傾向は異なるものの今後も必要な施設です。配置バランスがやや不均一であること等を考慮して統廃合も視野に入れつつ、施設運営の効率化を図るため民間への移譲も検討します。 ■児童館は収支の継続的な分析と需要調査を実施しつつ、大規模修繕、建て替え又は統廃合を検討します。 ■幼児療育センターは、竣工間もない施設であり、施設性能に問題はありませんが、収支含めた利用状況を継続的に分析していく必要があります。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
西保育園	利用増検討・建て替え	統廃合、民間移譲 大規模修繕 建て替え
南保育園	利用増検討・建て替え	
北保育園	利用増検討・建て替え	
児童館	利用増検討・建て替え	大規模修繕 建て替え 統廃合
幼児療育センターなないろ	収支改善	利用分析

保健・福祉施設

一次評価	収支改善・利用増検討・長寿命化
二次評価	■保健センターと福祉センターは同一建物内で複合施設として運営しており、平成 25 年度に大規模修繕を実施しています。施設の有効利用を今後も持続するため、今後も機能分析を行っていきます。 ■デイサービスセンターについては、社会福祉協議会に無償貸与し、維持管理を同協議会が行っています。今後、民間への移譲についても検討していきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
保健センター	収支改善・長寿命化	機能分析
福祉センター	利用増検討	
デイサービスセンター	収支改善・長寿命化	民間移譲

衛生施設

一次評価	収支改善・長寿命化・建て替え
二次評価	■不燃物処理場はやや老朽化が進行しているため、大規模修繕を検討する必要があります。 ■ごみステーションの配置の妥当性は、地域の人口により影響を受けやすいため人口推移を継続的に分析する必要があります。老朽化度はばらつきがありますが、順次長寿命化等の対応を行っていきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
不燃物処理場	建て替え	大規模修繕
ごみステーション 寺内・松山・下座倉・郡家・宝来・黒野中区・黒野東区・瀬古・西方・大野 1 区・大野２区・大野３区・南方・みどりﾆｭｰﾀｳﾝ・五之里・牛洞・黒野北区	収支改善・長寿命化	長寿命化

墓地

一次評価	建て替え
二次評価	■墓地施設は老朽化が進行しています。建て替えを検討するとともに、地域への移譲についても検討していきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
西霊園	建て替え	地区住民移管 建て替え

農業施設

一次評価	収支改善・利用増検討・活用検討・長寿命化・建て替え
二次評価	■４か所の転作定着化研修センターと転作促進技術促進センターは、地区の集会場としての役割を持っています。いずれも更新時期を迎えていますので、農業就業人口の減少を見据えつつ、建物をより有効活用するための方策として、地元への移譲について検討していきます。 ■ルート 303 については、今後類似機能を持つ「道の駅」が開駅する予定であり、機能の関連性に留意しつつ、機能移転も念頭に置いて検討します。 ■その他の施設については、施設の性能については問題ありませんので、各施設の利用状況等を観察しつつ、現状維持とします。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
転作定着化研修センター 公郷・黒野西・松山・寺内	収支改善・活用検討・長寿命化	地区住民移管（移譲）
島部転作促進技術研修センター	利用増検討・建て替え	地区住民移管（移譲）
産地形成促進施設(ルート303)	収支改善・利用増検討・活用検討・長寿命化	機能移転 収支分析（改善）
バラ公園内育種施設、展示・直売所・研修室（バラ公園内）	収支改善・利用増検討・活用検討	現状維持
東屋(絆の森)	収支改善・利用増検討・活用検討	現状維持

公園

一次評価	収支改善
二次評価	■配置のバランスがやや不均一であることや、トイレしかない施設があるなど機能のばらつきを考慮しつつ、複数年にわたる支出分析を行い、標準化を図っていく必要があります。 ■いずれも比較的新しい施設であり、施設の性能は特に問題ありませんが、継続的に点検を実施し、必要に応じて長寿命化等に備えた検討を行います。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
公園 木振ふれあい公園・松山水辺公園・バラ公園・下方住吉灯明台公園・大野バスセンター・桜大門ふれあい広場・黒野ふれあい広場・条里公園・うぐいす公園・松山ふれあい公園・黒野駅レールパーク・上秋ふれあい広場	収支改善	収支・機能分析（改善） （複数年にわたる分析）

公営住宅

一次評価	収支改善・利用増検討・活用検討・建て替え・統廃合
二次評価	■中之元北団地以外の全ての施設が大規模修繕・廃止時期となっています。 ■各施設の空室状況を考慮して、使用料の見直しや部分的な廃止を含む統廃合や大規模修繕の検討が必要となります。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
町営住宅稲富団地	建て替え	廃止
町営住宅上秋団地	統廃合	大規模修繕 収支分析（改善）
町営住宅中之元北団地	収支改善・利用増検討・活用検討	収支分析（改善）
町営住宅中之元南団地	建て替え	廃止

小学校

一次評価	建て替え・統廃合
二次評価	■ほとんどの施設が更新時期を迎えており、経過年数に応じて長寿命化・大規模修繕・建て替えを検討する必要があります。 ■全体的な児童数減少が予想されるため、地区毎の人口推移について継続的に分析を行い、統廃合又は各施設単独での建て替えについても検討していきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
小学校 大野・北・西・中・南・東	建て替え・統廃合	統廃合 長寿命化・大規模修繕 建て替え

中学校

一次評価	建て替え
二次評価	■両校とも更新時期を迎えており、経過年数に応じて長寿命化・大規模修繕を検討する必要があります。財政負担を考慮し、長寿命化による対処から順次実施していきます。 ■全体的な生徒数減少が予想されるため、地区毎の人口推移について継続的に分析を行い、より効率的な運営を行っていく必要があります。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
中学校 大野・揖東	建て替え	長寿命化・大規模修繕 機能分析（改善）

学校給食センター

名称	
学校給食センター	■平成 29 年 9 月に池田町と共同で給食センター建設を予定しています（広域化）。 ■既存の施設跡地の有効利用についての検討が必要となります。また、継続的に収支の分析を行い、効率的な運営に努めていきます。

社会教育施設（公民館）

一次評価	収支改善・利用増検討・活用検討・長寿命化
二次評価	■ほとんどの施設が更新時期を迎えており、経過年数に応じて大規模修繕・建て替えを検討する必要があります。 ■施設の特性上、収支改善や利用増、また更なる活用を進める必要があります。配置のバランスがやや不均一で、利用率のばらつきは大きいですが、災害時の避難所の機能も有することから、効率的な運営を検討していきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
公民館 中央公民館・第１公民館・ 豊木地区農業構造改善センター（第２）・ 富秋地区農業構造改善センター（第３）・ 西郡地区農村集落多目的施設（第４）・ 鶯地区農村集落多目的施設（第５）・ 川合地区農村集落多目的施設（第６）	収支改善・利用増検討・活用検討・長寿命化	大規模修繕 収支・機能分析（改善） 建て替え

社会教育施設（文化系施設）

一次評価	収支改善・機能見直し・利用増検討・統廃合・複合化
二次評価	■総合町民センターは、現在指定管理者による運営を行っています。今後莫大な更新費用が予想されることから、予防保全的観点で計画的な大規模修繕を行う必要があります。また、現在は図書館と併設し、指定管理者制度を採用していますが、稼働率が低いため、更に他の施設との統合（複合化）についても検討する必要があります。 ■民俗資料館は、昭和５年３月に建てられた旧大野小学校を昭和４７年９月に移築した建物です。文化・歴史遺産としての価値を考慮しつつ取り壊しや保存を検討、また、他施設への機能移転（統廃合、複合化）等を考慮していきます。 ■平成 26 年度に取得した北岡田家住宅は相当に古い建物ですが歴史的価値が高い建物であり、管理・保存方法については今後の検討課題となっています。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
総合町民センター（図書館併設）	収支改善・機能見直し	民間委託 複合化
民俗資料館	統廃合・複合化	統廃合 複合化
北岡田家住宅	―	文化財価値を考慮して今後方針策定

社会教育施設（スポーツ）

一次評価	利用増検討・収支改善・機能見直し・統廃合・複合化・建て替え
二次評価	■武道館・体育館については更新時期を迎えており、大規模修繕・建て替えを検討する必要があります。特に武道館については稼働率がやや低く、他の施設との複合化も検討する必要があります。維持管理費が比較的高い傾向にあるため、収支分析も実施します。 ■東運動場と運動公園については、施設の性能に問題はありません。運動公園の再調達原価が割高であることから、燃料・光熱水費等の収支改善に努め、計画的な更新費用の積み立てを行っていく必要があります。 ■平成 25 年度に運動公園内に取得した事業所施設は、多目的倉庫として利用します。 ■宿泊研修所は、稼働率が低いため、機能の見直しを検討する必要があります。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
武道館	統廃合・複合化	複合化 大規模修繕 建て替え
体育館	利用増検討・建て替え	大規模修繕 収支分析（改善） 建て替え（複合化）
東運動場	収支改善・機能見直し	収支分析（改善）
運動公園 （レインボースタジアム、事業所施設）	収支改善・機能見直し	収支分析（改善）
宿泊研修所	統廃合・複合化	収支・機能分析（改善）

排水施設

一次評価	収支改善
二次評価	■排水機場は竣工後間もないため、施設の性能に問題はなく、現状維持とします。管理協定をしている神戸町と連携し、適切な維持管理を継続していきます。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
下座倉排水機場	収支改善	現状維持

水道施設

一次評価	収支改善、長寿命化、建て替えの検討
二次評価	■管理棟等の老朽化が進行しており、補強・修繕・建て替えを踏まえ検討していく必要があります。 ■配水池及び電気室については、平成 24 年に耐震診断を実施した結果、耐震補強の必要はありません。また、平成 26 年には、防水モルタル、外壁吹付塗装を実施し、躯体の延命措置を図りました。

名称	一次評価（方向性）	二次評価（方針）
配水池	長寿命化・建て替え	長寿命化 建て替え
上水道第２水源地	長寿命化・建て替え	
上水道第３水源地	収支改善・長寿命化	
上水道第４水源地	収支改善・長寿命化	
上水道第５水源地	収支改善	長寿命化

6-4　PPP/PFI の活用

公共施設等について、今後の維持・管理・運営方針について分析・評価した結果を踏まえ、行政サービスの品質向上とともにトータルコストの縮減と適正化を図るため、民間活力（資金・技術）を活用した事業推進（PPP、プライベート・パブリック・パートナーシップ：官民連携）も視野に入れる必要があります。特に複合化等に伴い、維持・管理・運営手法について大幅に見直す必要がある場合や建て替えを伴う事業等については、PPP の活用を検討していきます。

主な PPP 手法の特徴

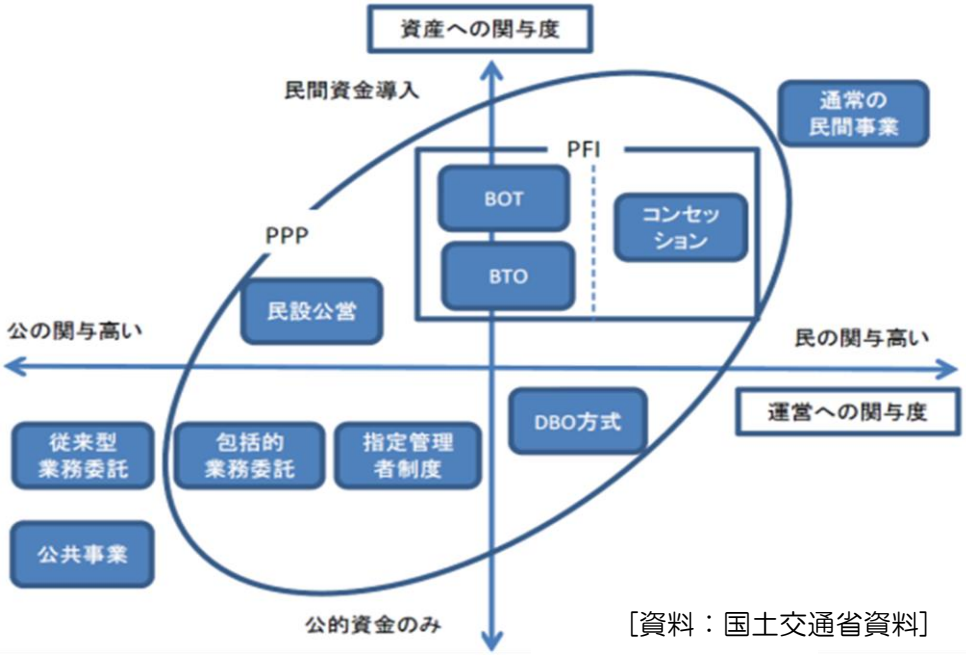

［資料：国土交通省資料］

方式	設計	建設	維持管理	運営
従来	公営		公営	
	設計会社に委託	建設会社に委託	管理会社に委託	運営会社に委託
PFI	民設		民営	
	PFI 事業者が包括的に実施			
公共施設等運営権利制度	-		民営	
			PFI 事業者が包括的に実施	
DB	公設		-	
	民間事業者に包括的に一括発注			
DBO	公営		公営	
	民間事業者に包括的に一括発注			
包括的管理委託	-		公営	
			民間事業者に一括発注	
指定管理者制度	-		公営	
			指定管理者（民間）に指定	

我が国においては、公共施設等の整備や再開発、運営等の分野で PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアチブ：民営公共事業）が取り入れられ始めており、維持・管理・運営の効率化の面で成果を収めています。庁舎をはじめとして、様々な公共施設について PFI の適用がなされています。

PFI の適用対象となる主な公共施設

施設区分	主な施設
公共施設	道路・河川・公園・上下水道　等
公用施設	役場庁舎・宿舎　等
公益的施設	公営住宅・教育文化施設・廃棄物処理施設・社会福祉施設
その他	研究機関など

町においては、今後想定される公共施設の建て替え・複合化等に伴う建設工事や、施設点検などの維持管理、また運営の効率化を図り、高水準の公共サービスを維持していくために PFI をはじめとする PPP の適用可能性を検討することは必須です。また、PFI に限らず、既に町で導入実績のある指定管理者制度をはじめとする民間活力の活用や、地域への移譲等、公共施設の状況に応じた適切な維持管理を積極的に推進していく予定です。

公共施設評価の結果 PFI や民間移譲の検討が必要と考えられる施設

施設類型	施設名
児童福祉施設	保育園
公営住宅	町営住宅
社会教育施設	総合町民センター（図書館併設）
	民俗資料館
	宿泊研修所

第７章　総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

7-1　全庁的な管理体制の構築及び人材の育成

本計画の基本理念及び基本方針に基づき、公共施設等を総合的かつ計画的に管理するために、今後は有識者を交えた公共施設マネジメントの推進会議や委員会の設置も視野に入れて、本計画に掲げた目標の進行管理を行うこととします。

また、本計画を効果的に進めるためには、公共施設の状況や将来の見通しについて十分理解し、職員一人ひとりが、常に経営的視点を持って、全体の最適化を目指すことが必要となります。このために、有識者や専門家による研修会等により、高度な知識、技術を要する人材の養成を行うと共に、施設等の点検・補修や長寿命化に有用な情報収集を進め、効果的かつ効率的な公共施設等の管理体制の構築を推進します。

7-2　情報と意識の共有化

公共施設等にかかる問題意識の共有化を図るため、議会や町民に対し随時情報提供を行うことにより町民との協働の取り組みを促進します。

特に、公共施設等の統廃合の実施にあたっては、「未来の大野町民に、より良いものを引き継ぐ」ための取り組みであるという意識が共有できるように効果的な情報共有を進めていきます。

また、取り組みの進捗状況を把握・共有するために、ＰＤＣＡ（計画・実行・評価・改善）サイクルを活用し、その結果を町ホームページ等を通じて公表していきます。

7-3　フォローアップの実施方針

本計画の対象期間は、10 年間という長期の計画のため、Ｐ.34「大野町総合計画と連動した公共施設総合管理計画の推進予定」で示したように、中間時点の５年後を目途に、フォローアップとして全体計画及び個別計画の見直しを行うこととします。

なお、本計画の内容については、社会経済情勢の変化により前提となる条件が大きく変わる可能性があるため、必要に応じて適宜見直しを行います。

建物系の公共施設については、各施設の今後のあり方について全庁的な体制で検討を進めつつ、点検実施等の具体的な手法や優先順位について、柔軟に見直しを実施します。

インフラ系の施設については、点検基準等の整備状況や新技術による効率的な点検の実施等、国や県、他市町村の動向にも注視しつつ、適宜見直しを実施します。

大野町公共施設マネジメント関連用語

大野町グランドデザイン

■大野町の目指すべき将来像として「人と企業が集い、活力あふれるエコタウンおおの」を掲げ、地域活性化に向けた重点テーマとして、「観光」、「企業誘致」、「環境」の『３つのK』を位置づけています。

大野町総合計画

■【第五次総合計画（平成 17 年度から平成 26 年度）】
総合計画は、大野町が策定する最上位の計画に位置づけられるものであり、総合的かつ計画的にまちづくりを進めるための指針となるものです。町の地域活性化の方向を示した『大野町グランドデザイン』をふまえ、大野町の将来のあるべき姿とそれを実現するための各分野における施策の方向性を示すことを目標として実施してまいりました。

■【第六次総合計画（平成 27 年度から平成 36 年度）】
第五次総合計画に引き続き「快適で 笑顔あふれるやすらぎのまち おおの」の実現に向けて、将来を担う次世代の人材を育み、持続可能なまちづくりを進めていくことを目標に、これまでの総合計画のまちづくりの成果や課題認識とともに、高速道路・IC 開通の機会を活かした地域振興策、土地利用策を推進し、今まさに新しいスタートを切るという認識にたって、住民と行政との協働により、住民の創意と知恵を結集し、大野町の地域特性を活かした、持続可能で自立した社会を創生するための指針となるべき、新たな大野町総合計画を策定したものです。公共施設等総合管理計画の上位計画として位置づけます。

公共施設マネジメント

■地方公共団体の保有する施設等を重要な資産の一つと捉え、戦略的に施設の企画、計画、建設、運営、管理、維持、更新等を行い、地方公共団体活動を最適化する経営管理活動です。

公共施設マネジメント白書

■第六次総合計画作成にあたって検討すべき資料としての位置づけとなっております。すなわち、各施設の調査・分析結果を取りまとめ、今後の各施設の運用指針を示すための参考資料となります。

インフラ長寿命化基本計画

■老朽化対策に関する政府全体の取組として、平成 25 年６月に閣議決定した「日本再興戦略」に基づき、インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議において、同年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」がとりまとめられました。

■今後、基本計画に基づき、国、地方公共団体レベルで行動計画の策定を進めることで、あらゆるインフラの安全性の向上と効率的な維持管理を実現することとされています。

長寿命化

■公共施設の更新（建て替え・大規模修繕）の時期を想定するにあたり、従来の考え方では法定の耐用年数を建物の仕様限度と考えていましたが、各建物の物理的な耐用年数まで使用するため、計画的な修繕や建物の機能改善のための修繕を計画的に実施することを長寿命化といいます。

■長寿命化により公共施設の維持管理に掛かるコスト節減と安全確保等を実現していく必要があります。

ライフサイクルコスト

■建物の建設時から最終的に解体に至るまでの、その建物に掛ける初期（イニシャル）コスト、施設運営及び維持（ランニング）コストの総計をライフサイクルコストといいます。

■建物のライフサイクルコストは建設費の数倍掛かるのが一般的とされており、これを念頭に置きつつ建物の更新に必要な費用とそれに充てる財源について中長期的に計画していく必要があります。

橋梁長寿命化修繕計画
■橋梁は年とともに劣化や損傷が生じますが、それらが進行して大きな被害が発生しないよう、点検と修繕工事（再塗装やひび割れの補修など）を行う必要があります。 ■橋梁長寿命化修繕計画は、通行の安全性を確保し効率的な維持管理ができるよう、点検や修繕工事などの予定を示した計画です。
水道ビジョン
■町の水道事業について「安全で安定した水の供給」を基本理念とし、下記の方針を定めたものです。 ・持続：中長期的な視点で財源の裏付けのある更新計画を策定（アセットマネジメント） ・安全：給水の全段階において包括的な危害評価及び管理を実施（水安全計画） ・強靭：想定される災害に対する事前及び応急の対策を計画（災害対策計画） 配水管を優先度に応じて効果的かつ効率的に更新（管路更新計画）
人口ビジョン
■今後想定される人口減少を克服し、「ひと」と「しごと」の好循環をつくりだすため、町民や企業・団体、行政など多様な主体が人口に関する認識を共有することを目的に、国及び県が策定した長期（人口）ビジョン及び総合戦略を勘案し、人口の現状分析、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するために策定したものです。
おおの創生総合戦略
■平成 26 年 12 月 27 日に策定された国の「長期ビジョン」及び「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案するとともに、岐阜県における「岐阜県人口ビジョン」及び「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」の方向性も踏まえつつ策定するものであり、本町の人口減少の克服と地域の自立的かつ持続的な活性化に向けた現状と課題、目指すべき姿、最初の５年間における具体的な取り組み方向を示すものです。
特定年齢対象施設
■公共施設の内、年少人口（0～14 歳）に該当する町民を利用対象とした公共サービスを提供する施設です。 ■特定年齢対象施設に含まれる施設は下記の通りです。 ・学校施設：小学校、中学校 ・児童福祉施設：保育園、児童館、幼児療育センター ■今後のあり方を検討するうえで、少子高齢化の影響を特に考慮する必要があります。
施設分類（施設型）
■大野町公共施設マネジメント白書にて、公共施設を用途や町内の配置によって分類しました。 ■例えば、町役場など、町に１つしかない公共施設がある一方で、小学校、中学校、公営住宅など、同種類の施設を町内に分散して配置している公共施設もあります。 ・単独設置型施設：町に１つしかない公共施設（町役場庁舎等、総合町民センター等） ・分散配置型施設：同種類の施設を町内に分散して配置している公共施設 ・供給型分散配置型施設（消防団車庫、町営住宅、運動施設等）： 分散配置型施設のうち、町の特性などに考慮してある程度町の裁量で配置した施設 ・需要型分散配置型施設（小学校、中学校、公園、ごみステーション等）： 分散配置型施設のうち、地域の人口分布などに基づき計画的に配置した施設

行財政関連用語

類似団体
■類似団体とは、行政執行規模等の相違を踏まえつつ、人口及び産業構造により全国の市町村を 35 の類型に分類した結果、当該団体と同じ類型に属する団体を言います。 （大野町においては、V-2「人口 20,000 人・Ⅲ次 55%以上」のカテゴリ） ■なお、各年度の類似団体の数値は、各団体が当該年度に属する類似団体の平均値を掲載しています。 ■また、類似団体平均とは、類型における選定団体による各指標の平均値です。

財政力指数
■地方公共団体の財政力を示す指数で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去３年間の平均値をいいます。財政力指数は主として財政基盤の強弱を示します。 財政力指数 ＝ 基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額 ■値が高いほど税収が相対的に高いことを意味します。
経常収支比率
■人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に充当された一般財源の額が、地方税、普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入として計上される一般財源（経常一般財源）、減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の合計額に占める割合をいいます。この指標は経常的経費に経常一般財源収入がどの程度充当されているかを見るものです。 ■比率が高いほど、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
将来負担比率
■地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率のことをいいます。 ■地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標です。 ■比率が高いほど、将来財政上の問題が生じる可能性が高いことを意味します。
公債費負担比率
■地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、公債費に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合をいいます。 ■比率が高いほど、一般財源に占める公債費の比率が高く、財政構造の硬直化が進んでいることを表します。
ラスパイレス指数
■加重指数の一種で、重要度を基準時点（又は場）に求めるラスパイレス式計算方法による指数をいい、当該項目においては、地方公務員の給与水準を表すものとして、一般に用いられている国家公務員行政職（一）職員の俸給を基準とする地方公務員一般行政職職員の給与の水準を表しております。 ■値が高いほど、当該団体における給与水準が高いことを意味します。
人口推定法（コーホート要因法）
■コーホートとは、同年（又は同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法です。例えば、ある地域において観測された 15～19 歳の人口は、5 年後には 20～24 歳に達します。また、その年齢の集団は、15～19 年前に出生したものであり、その人口集団を年次的に追跡し、その人口集団の要因ごとの変化率を用いる方法をいいます。 ■コーホートの人口は、人口が時間の経過とともに変化する要因である死亡数と移動数によって変化し、コーホートの発生は出生によります。このため、基準年次の年齢別人口があり、さらに年齢別に生残率と純移動率を仮定することができれば、人口推計が可能となります。 ■また、5 年後の 0～4 歳人口を推計するためには、その地域の 5 年間の出生数を推計し、そのうちから 0～4 歳に到達するまでの死亡数を除き、さらに移動数による増減によって推計できます。 ■なお、将来における一般的な仮定値の設定には、以下の４項目が必要となります。 ① 出 生 率：15～49 歳までの女子の年齢（5 歳階級）別出生率 ② 生 残 率：生命表による 5 年後の男女・年齢（5 歳階級）別生残率 ③ 純移動率：基準年次とその 5 年前からの社会動態による純移動率 ④ 出生性比：出生児の男女比（女児 100 に対する男児の比率）

人口推定法（コーホート変化率法）	
	■コーホート変化率法とは、コーホートごとの 5 年間の人口増減を変化率としてとらえ、その率が将来も大きく変化しないものと推計し、0～4 歳の子ども人口は、25～34 歳女子人口との比率により推計する方法です。 ■なお、コーホート変化率における一般的な仮定値の設定は、以下の 2 項目が必要です。 ① 年齢別コーホート変化率（基準年次とその 5 年前の男女・年齢別人口の変化率） ② 婦人子ども比（基準年次の 0～4 歳男女別人口÷25～34 歳女子人口）
PPP/PFI	
	■PPP（Public Private Partnership：官民連携）とは、大野町において既に採用している指定管理者制度や、以下に示す PFI 等のような、官民が連携して公共サービスを提供する手法及び枠組みの総称です。 ■PFI（Private Finance Initiative：民営公共事業）とは、民間の活力（資金・技術など）を活用することにより、国や地方公共団体の各種事業（公共工事などの設計・建設・維持管理・運営等）に係るコストの軽減を図りつつ、公共サービスの品質維持・向上を目指すための事業執行・推進のしくみです。 ■PFI では、VFM（Value For Money：支払う額に対して最も高価値のサービスを提供すること）が基本原則の一つとなっています。今後の公共サービスにおいて、コストだけでなく質も重要視していく考え方を取り入れることが求められています。 ■PFI は海外ではすでに多く取り入れられており、国内においても公共施設等の整備や再開発等の分野で成果を収めています。 ■PFI を活用できる施設としては下記のようなものが挙げられます。 ・公共施設（道路・河川・公園・上下水道 等） ・公用施設（役場庁舎・宿舎 等） ・公益的施設（公営住宅・教育文化施設・廃棄物処理施設・社会福祉施設 等） ・その他（研究施設等）
コンパクトシティ	
	■拡散した公共施設等を中心市街地に集約化して都市機能を近接化し、生活圏を再構築し、社会インフラを賢く使っていくための施策を、集約型都市（コンパクトシティ）の形成といいます。 ■人口減少や高齢化が進行するなかで、公共サービスが集約化された「歩いて暮らせるまちづくり」を目指すものです。

大野町公式マスコットキャラクター

パーシーちゃん ＆ ローズちゃん

大野町公共施設等総合管理計画（全体計画）

発行日：平成 28 年３月　発刊

発　行：大野町

編　集：大野町総務課

〒501-0592 岐阜県揖斐郡大野町大字大野80番地

TEL: 0585-34-1111

岐阜県 大野町